

第九十回帝國議會
衆議院

自作農創設特別措置法案外一件委員會會議錄(速記)第十四回

付託議案
自作農創設特別措置法案(政府提出)

農地調整法の一部を改正する法律案
(政府提出)

昭和二十一年九月三十日(月曜日)午前
十時三十一分開議

出席委員

委員長 葉梨新五郎君
理事 小川原政信君 理事 森幸太郎君
理事 藤本虎喜君 理事 菊池豐君
磯崎貞序君 古賀太郎君
三浦實之助君 松浦薫君
三ツ林幸三君 關根久藏君
原健三郎君 太田秋之助君
松岡濯君 寺島隆太郎君
荒木武行君 吉澤仁太郎君
井伊誠一君 高倉輝君
松澤一君 中原健次君
平野市太郎君 松本六太郎君
豐澤豐雄君 北政清君
山本武夫君

出席國務大臣

內務大臣 大村清一君
農林大臣 和田博雄君

出席政府委員

內務事務官 郡祐一君
大藏事務官 池田勇人君
司法事務官 奥野健一君
農林事務官 山添利作君
農林事務官 笹山茂太郎君
農林事務官 大和田啓氣君
農林事務官 三浦善郎君
農林事務官 秀雄君

本日ノ會議ニ付シタ議案

自作農創設特別措置法案(政府提出)

農地調整法の一部を改正する法律案
(政府提出)

○葉梨委員長 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、前會ニ引續キ第二十七條ニ對スル
質疑ヲ續行致シマス——太田秋之助君

○太田(秋)委員 第二十七條ニ對シテ
御伺ヒスル點ガアツテ此ノ條項ヲ留保
シテ戴イタルデアリマシタガ、此ノ第
二十七條ノ、將來農作物ノ價格ガ下落
シテ、年賦金、公租公課ノ合計金額ガ
一定ノ割合ヲ超過スル場合ハ、年賦金
ヲ減免スルコト云フ規定ハ、經營上ノ施
策トシテ政府ノ親心ハ洵ニ能ク分ルノ
デアリマス、此ノ場合ニ於テ、是マデ
ニ創設サレタ所ノ自作農地ト均衡ガ
ドウ云フコトニナルカ、過去ニ於テ創
設サレマシタ所ノ自作農地ノ購入價格
モ、本法立案ト同様ノ公定價格デアリ
マス、又利率モ同様三分二厘ト承知シ
テ居リマス、同一條件ニアルデアリ
マスカラ、此ノ外ニ更ニ今マデハ個人
ノ取引ガアツタルデアリマス、多
少個人ノ取引ニハ裏付ケヲ伴フコトヲ
開イテ居リマス、實際ノ負擔ト云フコ
トニナレバ、此ノ法案ニ依ツテ創設サ
レタル額ヨリモ、負擔ノ方ハ増シテ來
ルト思フデアリマス、ソレデ既設ノ
自作農地ニ對シテモ本法ノ第二十七條
ヲ援用スルコトガ出來ルカ、或ハ不可
能デアルカ、又不可能ナ場合ニハ、既
設ノ自作農地ガ經營困難ニ陥ツタ場合
ハ如何ニシテ之ヲ救済スルカ、政府ノ

御所見ヲ御伺ヒ致シマス

○和田國務大臣 ソレハドウモ法律的
ニハ過去ノモノニ付テハ一寸週レナイ
ト思フデス、併シ實際問題トシマシ
テハ、將來サウ云フ問題ガ起レバ、是
ハ自作農地全般ニ付テ起ルコトニナル
譯デアリマスカラ、ヤハリ政府トシテ
ハ何等カサウ云フ時ニハ考慮シナケレ
ハナラヌヤウニナルノデハナイカト思
ヒマス

○太田(秋)委員 此ノ法律ガ援用出來
ナイコトハ、私共モサウ考ヘテ居リマ
シタガ、大臣ノ御答辯デ、サウ云フ實
情ノアツタ時ハ何等カ考慮ノ餘地ガア
ルト云フコトデアリマスカラ、是ハ承
知致シマシタ

次ニヤハリ關聯シタ問題デゴザイマ
スガ、既往ニ於ケル自作農創設者ハ、
將來ノ不況時代ニ備フル爲ニ、從來小
作ヲシテ居ツタ小作料ヲ基準ト致シマ
シテ、之ヲ農業會ニ收納期ニ頓ケルノ
デアリマス、農業會デハ預ツタモノヲ
公定價格ニ換算ヲ致シマシテ、是カラ
年賦金ヲ拂込ムダケヲ取り、尙ホ殘餘
ガアリマスカラ、其ノ殘餘ノ中一定額
ヲ償還貯備金トシテ積立スルノデアリ
マス、其ノ積立金ヲ取ツテモ、今日ノ
農作物ノ價格言ハバ殘リガアル、是
ハ自由ニ任セルト云フコトニナツテ居リ
マス、此ノコトハ勿論御承知ノ如ク、
市町村ガ責任ヲ負ツテ、サウシテ自作
農創設ニ轉換シタ時代ニ端ヲ設シタノ
デアリマス、此ノ當時自作農組合ヲ組
織シマシテ、サウシテ此ノ非常時ニ備
ヘル所ノ積立金ノ方法ヲ實施シタノデ

アリマス、政府ハ本法ニ依リマシテ創
設サレタ所ノ自作農家ニ對シテモ、償
還ニ對スル所ノ貯備ノ方法ヲ指導スル
ノ御方針デアラルカドウカ、此ノ點ニ付
テ御尋ネ致シマス

○和田國務大臣 御話ノヤウナ點ハ從
來政府トシテ行ツタコトデアリマシ
テ、相當ノ效果ヲ擧ゲテ居ル譯デアリ
マス、勿論本法ニ依リマシテ創設サレ
マシタ自作農家ニ對シマシテモ、何等
カサウ云ツタ處置ヲ講ジタイ、斯ウ考
ヘテ居ル次第デアリマス

○太田(秋)委員 重ネテ要望シマス
ガ、農作物ノ不況時代ノ對策トシテ第
二十七條ニ依ツテ國庫ヨリ援助ヲスル
コトハ、是ハ曩ニモ申シタ通り私ハ非
常に敬意ヲ表シマス、併シ最近之ヲ受
ケル方ガ之ヲ當然ノコトト考ヘマシ
テ、又斯ウ云フ法案ガアレバ之ニ依存
スルガ如キコトモアリ得ルノデアリマ
ス、私ハ成ベク斯ウ云フ依存心ヲ避ケ
テ、サウシテ常ニ感謝ノ觀念ヲ以テ努
力サヘスレバ、無理ヲシナクテモ農作
物ノ極端ニ下落シナイ中ハ、此ノ非常
時ニ備ヘル所ノ年賦償還ノ準備金ハ
出來ルト思フノデアリマス、斯ウ云フ
點ニ付テハ何等カ政府モ施行令カ何カ
作リマシテ、十分御指導願ヒタイド云
フコトヲ重ネ要望シテ置キマス

○和田國務大臣 御話ノ點ハ十分我々
トシテモ考ヘテ實行シタイト思ヒマ
ス、ヤハリ本法ニ依ツテ自作農ニナリ
マシタ者ガ、本當ニ努力シテ出來ルダ
ケ早ク繰上償還ノ途ヲ開イテアルノデ
アリマスカラ、オ互ヒノ力ニ依ツテ早

ク自作農ニナルヤウニ指導獎勵シテ行
キタイト考ヘテ居リマス

○太田(秋)委員 次ニ今一言伺ヒタイ
ノハ、第二十七條ニ依ツテ年賦金額ヲ
減額スル場合、又ハ色々増サレテ居ル
所ノ平價ノ切下ゲヲ將來行フヤウナコ
トガアルノデハナイカト云フヤウナコ
トモ案ゼラレルノデアリマスガ、此ノ
場合ニ於キマシタモ、地主ガ買ウタ農
地證券ハ切下ゲノ影響ヲ受ケルト云フ
ヤウナコトハナイト私ハ確信スルモノ
デアリマス、該土地代金ハ政府ノ指定
スル戰爭前ノ平常經濟ノ狀態ニアル際
ニ定メタ公定價格ヲ基準トスル低廉ナ
ルモノデアリマスカラ、此ノ證券ノ價
格ト云フモノ、又價值ト云フモノハ一
定不變デナクテハナラヌト私ハ考ヘル
ノデアリマス、是ハ絕對條件デアルト
思フノデス、此ノ點ニ疑義ガアツテハ
本法ノ審議ノ上ニ重大ナル關係ヲ有ス
ルト思フノデアリマス、此ノ點ヲ明確
ニセラレタイ、勿論賠償ノ切下ゲト云
フコトハ、今後ノ問題トシテマダ未定
ノ豫測デアリマスガ、如何ナル場合ニ
於テモ此ノ證券ノ價值ヲ保持スベキデ
アルト思フノデアリマス、殊ニ自作地
ノ年賦金額ノ減免ニ際スル時、是ガ財
源ヲ此ノ證券ノ切下ゲニ求メルト云フ
ヤウナコトガアツテハナラナイト思ヒ
マスノデ、私ハ少シ神經過敏過ルカ
モ知レマセヌガ、斯ウ云フ點ヲハツキ
リトシテ、自分ノ長年持ツテ來ル所ノ
土地ヤサウ云フモノヲ一片ノ證券ニ變
ヘラレテ、其ノ證券ガ更ニ切下ゲニナ
ル、或ハ賠償切下ゲノ場合ニ其ノ價値

ガ下ルト云フヤウナコトガアツテハ、
是ハ地主ノ財産トシテ換ヘタモノデア
ルカラ、斯ウ云フコトハアルベキ管
モノデナイト思フケレドモ、之ニ對シテ
ハ勿論大蔵省ニ關係モアリマスガ、大
體此ノ點ハ主管大臣ノ御方針ニ依ツテハ
ツキリト決マルコトト思ヒマスノデ、
此ノ際伺ツテ置キタイト思ヒマス

○山添政府委員 同様ノ御質問ガ此ノ
前ニモゴザイマシテ、其ノ際御答ヘシ
タコトデゴザイマスガ、第二十七條ノ
條項ニ依リ、農産物價ガ非常ニ下落シ
タ際、政府ガ此ノ法律ニ依リマシテ土
地ヲ買ヒマシタ者ニ對シテ支拂ヲ減免
スルト云フヤウナ場合ニ、一方ノ農地
證券ノ方ノ價格ハドウスルカト云フ點
ニ付テノ御質問デゴザイマスガ、サウ
云フ場合ニ於キマシテモ、サウ云フ意
味ニ於キマシテ農地證券ノ價格ヲ減額
スルト云フコトハ絕對ニゴザイマセ
ヌ、唯理論上ノ問題トシテ、幣價ノ切
下ゲラール場合、是ハ現在程度ノ「イ
ンフレーション」ノ狀況デハサウ云フ
コトガナイト考ヘルノガ常識デゴザイ
マシテ、此ノ前ノ「ヨーロッパ」戰争後
ニ於ケル「ドイツ」ノ場合デアリマス
トカ、或ハ現在ニ於テ「ハンガリー」等
起ツテ居ル狀況デアルトカ、サウ云フ
ヤウナ場合ニ於ケル幣制整理ノ場合ニ
ドウナルカト云フコトニナリマス、ト
是ハ幣制整理ノヤリ方デ色々ノ複雑ナ
關係ガ起ツテ來ル譯デアリマス、併シ
サウ云フ場合ニ於キマシテモ、此ノ農
地價格ト云フモノガ大體斯ウ云フ値段
ニ決メラレタト云フコトハ、一方ニ御
話ノヤウニアル譯デアリマスカラ、不
當ナ取扱ヤ不當ナ影響ヲ受ケナイト云
フコトハハツキリシテ居ルト思ヒマス

○太田(秋)委員 是デ私ノ質問ヲ打切

リマス
○吉澤委員 是ハ前ニ週ルカモ知レマ
セヌケレドモ、念ノ爲ニ一寸伺ツテ置
キタイノデアリマス、農地ノ買収代金
ノコトデアリマスガ、是ハ賣渡ト關聯
シテ居リマスノデ、第六條ニ「當該買
渡價格に四十(農地調整法第六條の三
第一項の規定により地方長官の定めた
率があるときは、その率)ニ依ルト云
フコトニナツテ居リマスガ、是ハ現實
問題トシテ、私共ノ新潟縣ノ佐渡郡ハ
大體賣渡價格ノ四十五倍ガ公定價格ニ
ナツテ居リマスガ、サウ云フ場合ニ
ハ其ノ率ヲ適用サレコトニナルカ承
ツテ置キタイ、又サウ云フヤウニナツ
テ居リマス場合ニ、ヤハリ小作人ニ對
シテ其ノ率デ賣渡スコトニナリマスカ
ドウカト云フコトヲ念ノ爲ニ承ツテ置
キタイト思ヒマス

○山添政府委員 是ハ舊時代、ト言フ
ト語弊ガゴザイマスガ、農地管理令等
ノ時代ニ於ケル公定價格ノ決メ方ガサ
ウ云フ風ニナツテ居タト去フ意味デ
アラウト思ヒマス、現在ハサウ云フ地
區ト雖モ一律ニ田ニ付キマシテ四十
倍、畑ニ付キマシテ四十八倍ト云フコ
トデゴザイマス、ソレトハ關係ナシ
ニ、別ノ意味合ニ於キマシテ何等カ租
稅、地租ヲ低クスルト云フヤウナ考ヘ
ヲ以テ、賃賃價格ヲ低ク決メデアルト
云フヤウナコトガ、青森縣等ニハアル
サウデアリマシテ、サウ云フ場合ニ於
キマシテ此ノ農地調整法ノ第六條ノ三
項ヲ準用スルノデアリマシテ、農地管
理令時代ニ於ケル最高價格ガ偶々其ノ
時ニ於ケル賣買事例ニ依ツテ決メラレ
タモノデアリマシテ、是ガ四十倍ヨリ
モ高イカラ直チニ其ノ率ニ依ルト云フ
意味デハゴザイマセヌ

○三ツ林委員 一寸御伺ヒ致シマス、
第二十七條ハ、第十六條ノ規定ニ依リ
賣渡シタ農地ノ對價ニ對スル年賦金ガ
不況ノ際ニ納マラナイ時ニハ、減免ス
ルト云フコトデアリマスケレドモ、私
ハ斯ウ云フ不安定ナ法律デハ困ルト思
ヒマス、御承知ノ通り土地カラ上ルモ
ノハ結局農作物デアリマス、農作物ヲ
金錢ニ換ヘタノデアリマスルケレド
モ、結局農地カラ農作物ガ上ツタモノ
ヲ政府ガ年賦ト致シマシテ——私共子
供ノ内カラ能ク承知シテ居リマスケ
レドモ、大體ニ於テ埼玉縣アタリデア
リマスルト、田畑一段歩ヲ賣買致シマ
スルノガ、米三十俵ノ例ニナツテ居リ
マス、米三十俵ナケレバ地所ガ一段賣
買出來ナイ、サウ云フコトニナリマス
カラ、結局私ハ政府ガ買收スルト致シ
マスレバ、ソレモヤハリ米麥デ、物納
マ御取リニナル、結局三十箇年賦ト
致シマスレバ、米デアリマスレバ一年
ニ一俵ヅツ三十箇年ニ亙ツテ取ル、サ
ウ云フコトダト思ヒマス、金ニ換算致
シマスカラ中々イザゴサガ出マスガ、
物納デアリマスレバ一年ニ一俵ヅツ納
メマスレバ、五俵積レ、バ四俵積ル
云フコトデアリマスカラ、其ノ御考ヘ
ヲ大臣ニ御説明願ヒタイト存ジマス、
ソレカラ又金ノ問題デアリマスレバ、
私ガ計算致シマスルノニ、ドウシテモ
米一俵百圓ヲ下ルヤウナ相場デアリマ
ス、農家ハ全減ニナリマス、畑一町一
萬圓トスルト一年千圓、田換算シテ
七千五百圓トスルト七百五十圓ニナリ
マス、一割ノ借ガアルト云フコトハ農
家ト致シマシテハ大變ナ苦痛ナノデア
リマス、大概ノ身上ヲナクシタ人ハ、
地所ヲ擔保ニ致シマシテ高利ノ金ヲ
借りタノデ身上ガナクナツテ居リマ

ス、是マデノ自作農ト致シマシテモ、
勸業銀行カラ借りマシテモ、必ズ支拂
ハナクテハナラヌ建前ニハナツテ居リ
マスルケレドモ、中々ソレガ支拂ヘナ
イノハ、農作物ガ安クテ、ソコノ家ニ
借金ガアル爲ニ生活費ノ方ガ掛リマシ
テ、其ノ借金ガ拂ヘナカッタノデアリ
マス、サウ云フ意味ニ於キマシテ一
段歩五俵ト取リマシテ、丁度百圓ニナ
リマスルト一町歩五千圓ニナリマス、
五千圓デ公課ナド掛リマス、丁度
二千圓近所年賦償還デ掛リマス、サウ
スルト三千圓殘リマスカラ、ドウヤラ
五、六人ノ家族ナラヤツテ行ケルカ
思ヒマスガ、金ヲ換算致シマスレバ、一
俵ノ米ガ百圓下デハドウシテモヤツテ
行ケナイト云フコトニナリマスカラ、
其ノ二點ヲ御伺ヒ致シマス

○和田國務大臣 是ハ從來ト雖モ自作
農ノ創定ニ付キマシテハ物納デアリマ
セヌデ、ヤハリ年賦金ト云フモノヲ支
拂フヤウニ致シテ居タノデアリマシ
テ、政府ガ米デアリマスルガ、實ハサウ
見宜イヤデアリマシテ、價格ガ實際ハ決
マラスト云フコトナノデアリマス、ト
云フノハ、米ノ價格ガ將來ドウ變ルカ
分ラヌモノヲ、其ノ時ノ「ニ取ツテ行
キマスレバ、小作人ニ取ツテ非常ナ負
擔ニナル場合モアレバ、ナラヌ場合モ
アルト云フコトニナツテ、非常ニ不安
定デアルト云フ點ガイケンイノデアリ
マス、貨幣ノ方ハ、是ハヤハリ一般ノ
價值基準デアリマスノデ、成程貨幣價
値其ノモノモ變動ハアリマスルガ、ヤ
ハリ斯ウ云フ一ツノ償還ト云フヤウナ
コトヲヤリマスル時ニ、一般ノ價值基
準ヲ以テヤルト云フコトガ、殊ニ今ノ
ヤウナ資本主義ノ社會ニ於テハ、是ハ

モウ當リ前ノコトナノデアリマシテ、
サウ云フ、アナタノヤウナ御考ヘヲ採
ル譯ニハ參ラナカッタノデゴザイマス
ソレカラ一俵百圓シナケレバ農家ノ
經濟ガ成立ツテ行カナイト云フコト
ハ、是ハドウモ一々ノ事情ニ依ツテ違
フノデゴザイマシテ、農家ノ經營ノヤ
リ方、或ハ其ノ他ノ收入ノアルナシ、
色々ナ點カラ言ヘルノデゴザイマシ
テ、必ズシモ一俵百圓シナケレバ成立
ツテ行カナイ、斯ウ云フ譯ニハ參ラナ
イノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ居ル式
第デアリマス

○三ツ林委員 ソレカラ農林大臣ニモ
ウ一ツ御願ヒシテ置キタイト思ヒマス
ノハ、私ハ地主デハアリマセヌケレド
モ、兎角今ノ時ニ地主ト云フモノハ小
作人ノモノヲ搾取シタヤウナコトヲ流
布サレテ居リマス、此ノ間モ農林大臣
ハ本會議ニ於テ、地主ノ小作料ノ問題
デ、結局小作料ガ高イ、ソレデカラ一
町歩ヲ持ツテ居テモドウニカヤツテ行
ケルト云フヤウナ御説明ガアリマシタケ
レドモ、私共ト致シマシテモ、其ノ觀
念ヲ是非モウ少シ柔軟ク持ツテ戴キタ
イト存ジマス、辛苦ヲ致シマシテ、結
局地所ヲ取リマスニモ、導ノ義務ヲ負
ニ置イタルヤウナ、煩雜リヲ早クシ
タカラコソ幾ラカノ地所ヲ持ツヤウニ
ナツタノデアリマシテ、ソレヲ敗戦日
本ニナツタカラ、ソレガ當リ前ニナル
ノダ、斯ウ云フヤウナ御考ヘデ法律ヲ
作ツテヤリマス、自作農ニナツタ人
ニ、此ノ地所ハ法律ニ依ツテ取ツタノ
ト云フヤウナ意ヲ附ケ付キマス、結
局増産ニナラナイノデアリマス、粒々
辛苦シテ取リマシタ地所デアリマスケ
レドモ、時勢ノ然ラシムル所ト云フ
カ、結局政府ノ御力デサウナツタノデ

○三ツ林委員 是ハ舊時代、ト言フ
ト語弊ガゴザイマスガ、農地管理令等
ノ時代ニ於ケル公定價格ノ決メ方ガサ
ウ云フ風ニナツテ居タト去フ意味デ
アラウト思ヒマス、現在ハサウ云フ地
區ト雖モ一律ニ田ニ付キマシテ四十
倍、畑ニ付キマシテ四十八倍ト云フコ
トデゴザイマス、ソレトハ關係ナシ
ニ、別ノ意味合ニ於キマシテ何等カ租
稅、地租ヲ低クスルト云フヤウナ考ヘ
ヲ以テ、賃賃價格ヲ低ク決メデアルト
云フヤウナコトガ、青森縣等ニハアル
サウデアリマシテ、サウ云フ場合ニ於
キマシテ此ノ農地調整法ノ第六條ノ三
項ヲ準用スルノデアリマシテ、農地管
理令時代ニ於ケル最高價格ガ偶々其ノ
時ニ於ケル賣買事例ニ依ツテ決メラレ
タモノデアリマシテ、是ガ四十倍ヨリ
モ高イカラ直チニ其ノ率ニ依ルト云フ
意味デハゴザイマセヌ

アリマスカラ、耕作者、地主ト云フモノガ、お互ヒニ一體ニナツテ土地ノ分配ヲ致サナイト、是ハ増産ニ大ナル影響ガアルト思ヒマス、オ前方ハ懸イコトヲシタノダカラ、地所ヲアルノハ當リ前ナノダ、ト云フヤウナコトヲ解決致シマス、お互ヒニ氣持ヲ悪ク致シマスカラ、是ハお互ヒニ協調致シマシテ、耕作者ト致シマシテモ、實際ニ於テ自分ノ土地ガナインデ人ノ土地ヲ借りテ作ルト云フノハ忍ビナイノデアリマスルカラ、是ハ時勢デ已ムヲ得マセヌガ、お互ヒニ協調シテ、ソレデヤオ前ノ方ニアルノダカラト云フヤウニ、氣持好ク解決シナケレバナラヌト存ジマス、其ノ御話ヲ願ヒタイ

次ニ農地ハ結局分譲ニナルガ、凡ソ農地デケテ取リマシテモ、大體ニ於テ宅地モナイ耕作者ト云フモノガ大變居リマス、是マデノ例ヲ見マシテモ、小作ヲ止メ、自作ヲ止メテ、東京ナドニ出テ來タ人ノ家庭ヲ見マス、大體ニ於テ宅地ノナイ人ガ早く出テ參ツタノデアリマス、サウ云フ意味ニ於キマシテ、田圃デケハ自分ノモノニナツタケレドモ、宅地ト云フモノガ自分ノモノニナリマセスト、地方ニハマダ中々因習のナコトガアリマスカラ、サウ云フ關係デ腰ガ落著イテ農事ニ勵ムコトガ出來ナイノデアリマスカラ、其ノ點ヲ如何ニスルノデアリマスカ、一寸御説明願ヒタイ

○和田國務大臣 私モ非常ニ柔カイ氣持ヲ持ツテ居ルノデアリマス(笑聲)表現在マツカツタ點ハ一ツ御諒承ヲ御願ヒシテ置キマス、唯事實ドウカ、斯ウ云フコトヲ仰セラレマシタノデ、事實ハ高イヤウニ思ツタ、斯ウ申上ゲタノデアリマス

ソレカラ只今ノ宅地ノ點デゴザイマスガ、宅地ノ點ハ、御審議ヲ願ヒマシタ第十五條ニ於キマシテ、自作農ニナルベキ者ガ其ノ宅地ヲ買フコトガ必要デアリマス場合ニハ、宅地モヤハリ買ヘルヤウニナツテ居ルノデゴザイマス

○大和田説明員 (朗讀)
第二十八條 第十六條の規定による農地の買渡を受けた者又はその相續人が當該農地に就いてこの自作をやめようとするときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に對して當該農地を買ひ取るべきことを申し入れなければならない。

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條件によつて當該農地の買渡が成立する。この場合における當該農地の對價には、第六條第三項の規定を準用する。

○井伊委員 耕地ニ付テ自作ヲ廢止スレバ、申入デケテ強制的ニ賣買ガ成立スル、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、サウシマスト、是ハ大體強制的デ、民法ノ賣買トハ趣ク異ニシテ居ル話デアリマス、隨テ買取申入ノ方法、是ガ後デ決定セラレト云フコトニナツテ居リマスガ、其ノ買取申入ノ方法ト云フモノハ、一體ドウ云フ風ニ御決メニナルノデアリマスカ、其ノ點ヲ御伺ヒシタイ

○山添政府委員 金錢貸借等ニ依リマシテ自作ヲ止メヨウト云ヒマシテモ、

是ハ最終的ニ止メルノデナクテ、一時希望ニ依ツテ止メルノデ、又自作シタリ、斯ウ云フ場合ニハ申込ヲシナイト云フノデアリマス、隨テ此ノ命令ノコトニ付キマシテモ、別ニサウ云フヤウナコトヲ決メルノデアリマシテ、餘リ細カイコトヲ決メル考ヘハ持ツテ居ナイノデアリマス

○井伊委員 尙ホ關聯シマシテ、此ノ「自作をやめようとするときは」ト云フ意味デアリマスガ、是ハサウ云フ事情ヲ見届ケタ時ハ、政府ハ是ノ買取ノ申入ヲシナケレバナラナイ、斯ウ云フコトデアリマスカラ、政府ハドウシテモ義務的ニヤラナケレバナラヌ、サウスルト、誰ガ此ノ見届ケタルカ、ソレハ自作デアルカ、ソレヲ一寸御聽キシタイ

○山添政府委員 是ハ此ノ法律若シクハ今マデノ自作農創設維持ノ施設ニ依リ自作農トナリマシタ人ニ付テハ、表向キ自作ヲシナケレバナラヌト云フ義務ガ書イテアル譯デハゴザイマセヌケレドモ、其ノ裏面ト致シマシテ、色々制限ガ付ケテゴザイマスコトハ御承知ノ通りデアリマス、自作ヲ止メヨウト云フコトニ付キマシテモ、サウ云フ意味合カラ、自然地方長官等ノ許可ナリ承認ナリヲ受ケナケレバナラヌコトニナツテ居ルノデアリマス、サウ云フ機會ニ斯ウ云フコトハ直チニ分ル譯デアリマス、勿論此ノ規定ガ置イテゴザイマスノハ、自作地ハ自作者カラ自作者ト云フ風ニ、ズツト續ケテ行キタイト云フ趣旨デゴザイマスカラ、其ノ間ハ農地委員會等ノ取扱ニ依リマシテ運用シテ參リタイト思ツテ居ル譯デアリマス

○森(幸)委員 是ハ斯ウ云フ譯デハナイデスカ、土地ノ賣渡ヲ受ケテ自作ニナツタ者ガ、自分ハ作レナイカラ自作ヲ止メナケレバナラナイト云フ場合ニハ、一町歩マデハ小作ニスルコトモ出來ルノデハナイカト思ヒマスガ、サウ云フノデナシニ、止メヨウトスルト、直チニ政府ハ命令ノ定メル所ニ依ツテ、其ノ者ニ對シテ買フコトニナリマス、是ハ一應自分ノ土地デアルト云フノニ小作ヲサセナイト云フノデスカ

○山添政府委員 是ハ特別ノ政府ノ保護ニ依リマシテ自作農ニナリマシタ者デ、其ノ自作地ニ付キマシテハ斯ウ云フ義務ガ付ケテアル譯デアリマス、ソレヲ漫然ト小作地ニシヨウト云フコトハ認メナイ

○和田國務大臣 是ハイケナイノデス、是ハ政府ノ保護ニ依ツテ、政府ガ地主カラ買ツテ小作地ヲ自作ニシテヤツタトスルト、ソレニ止メルカラト云ツテ、今度勝手ニ直グ小作ニ出ス、地主ニナツテシマフト云フコトデハ、自作農創設ノ根本精神ニ反スル譯デアリマスカラ、之ヲ禁ジテ居ル譯デアリマス

○森(幸)委員 斯ウ云フ場合ハドウデスカ、先ノ條文ニ遡ルカモ知レマセヌガ、次男ガ既ニ一町歩ナラ一町歩ノ財產ノ割付ケヲ親カラ受ケテ居ル、所有權ハ決マツテ居ルノダガ、現在一世帯内ニ居ルカラ、割付ケハヤツテモ其ノ内ハ小作サセテ居ル、ソレヲ政府ガ買上ゲテシマフト、分前ヲ賣フモノガナイコトニナル、斯ウ云フ事實ガアルノデスカ、ハツキリ割付ケヲシテ居ルモノガ、同一一世帯ニ居ルト云フノデ、兄弟ダトカ親ノ一世帯ニ包含サレテ居ルト云フコトデ、サウ云フモノハ認メナイノデスカ、ソレハドウ云フ取扱ラスル

○山添政府委員 此ノ法律ニ於テハサウ云フモノヲ認メテ居リマセヌ、隨テ小作地ニ代ル農地證券ノ財產ノ分前ヲ持ツテ行クコトニナリマス

○三浦委員 農地ヲ買受ケタ人ガ、故意ニ買受代金ヲ地主ニ支拂ハスト云フ場合ハドウスルノデス

○山添政府委員 納付金ヲ故意ニ支拂ハナイト云フモノニ付キマシテハ、是ハ當然強制執行ヲスルコトニナル譯デアリマス

○北政委員 此ノ問題ニ付テ大臣ノ説明ノ趣旨ハ分ルノデスカ、要スルニ折角自作農ヲ創設シタモノガ、自作ヲ止メテ小作ニサセルト云フコトノ出來ヌコトハハツキリシテ居ルガ、此ノ條文ノ意味ハ、自作ヲ止メヨウトスル者ハ政府ニ賣渡サナケレバナラヌ、斯ウ云フ意味デハナイカ、ソコデソレニ付テノ處理ハ第六條ノ規定ニ依ツテ農地委員會ガヤル、是ダケ書ケバ宜イコトデアル、ソレガ何ダカ「政府は、命令の定めるところにより、その者に對して當該農地を買ひ取るべきことを申し入れなければならない。」トアルガ、政府ガ申入レナケレバナラヌノデハナイ、本人ガ賣渡サナケレバナラヌ、是デ宜イノデハナイカ、斯ウ書イテアルカラ分ラヌ、小作ニ貸スコトハ許サヌ、否デモ應デモ賣ラナケレバナラヌ、斯ウ云フ意味デハナイカ、小作ヲサスノニ何モ自作農創設資金ヲ出シテヤル必要ハナイ、ダカラ政府ニ賣ラナケレバナラヌト云フノガ本當デハナイカ、自分ガ自作シテ居ツタノヲ止メ、アトノ自作者ヲ見付ケルト云フヤウナコトハ農地委員會ガヤルベキコトデハナイカ、ソレガ斯ウ云フ面倒ナ言葉ニ

ナツテ居ルカラ益々分ラヌ

○山添政府委員 是ハ自作ヲ止メヨウト云フ者ノ眼カラ見マスレバ、今御話ニナツタヤウナコトト違ヒハナイノデアリマス。此ノ法律ノ全般ガ政府ガ介入シテ自作農ヲ創設シヨウト云フ、政府側カラズツト規定ヲ致シテ居ルノデアリマス。隨テ此ノ場合ニ於キマシテモ、政府ノ義務トシテ自作農ヲ維持スル、自作地ハ自作地デ斯ウ云フ趣意ノコトヲ政府ノ責任トシテヤル、斯ウ云フ意味ヲ表現シテアルノデアリマス

○北政委員 政府ガ「買ひ取るべきことを申し入れなければならぬ」、「サウデナク、自分ガ止メルトキハ、政府ニ賣リマス、是デハツキリスル

○山添政府委員 第二項ニ於キマシテ、政府ガ申入ラ致シマスルト、當然ニ賣買ガ成立スル譯デアリマス、政府ガ一旦買ツテ、政府ガ又次ノ自作農ニナラントスル人ニ賣ル譯デアリマス

○農製委員長 一寸參考ニ委員長カラ御伺ヒシテ置キマスガ、第二項ノ後段ノ所ノ「當該農地ノ對價には、第六條第三項ノ規定を準用する。」此ノ時ニハ、報償金ガ支拂ツテアツタ土地デア場合ニハドウナルカト云フ點デアリマス

○山添政府委員 是ハ報償金トハ全然關係ガアリマセヌ

○三浦委員 自作者ガ納付金ヲ支拂ハナカツタ場合、アナタノ御説明デハ強制執行ヲスル、サウスレバ競買デカラ、小作人デモナケレバ、農家デモナイ者デモ買フコトガ出來ルト云フ結果ニナリマスガ、ソレデモ宜イノデスカ

作地ニナリマシタ外ニ付キマシテモ、競買ノ問題ト此ノ自作農創設主義トノ間ニハ問題ガアル譯デアリマス、此ノ競買ノ場合ニ於キマシタ、アノ中ニ競買手續法デゴザイマスガ、アノ中ニ競買人ニ付テ裁判所等デ制限スルト云フヤウノ規定モ設ケテアル譯デアリマス

○三浦委員 ソレハ第何條デスカ

○山添政府委員 是ハ後デ調ベマシテ申上ゲマス、是ハ統制經濟ニナツテカラサウ云フ條文ガ附加ハツタ譯デアリマス、ソレカラ又一方、耕作ノ目的ヲ以テ土地ヲ買受ケルト云フ場合、或ハ然ラザル場合ニ於キマシテモ、地方長官或ハ農地委員會ニ、土地ノ權利移轉ニ付テハ承認ヲ受ケナケレバナラヌ規定、其ノ嚆ミ合ハセニ依リマシテ運用シテ參リタイト考ヘテ居リマス

○農製委員長 ソレデハ第二十九條ニ移リマス、第二十九條ヲ朗讀セシメマス

○大和田説明員 (朗讀)

第二十九條 第十六條ノ規定により農地ノ賣渡を受けた者で命令で定めるものは、第十五條ノ規定により政府が買収した農地を賣渡した土地又は建物を買ひ受けようとするときは、市町村農地委員會に對して申込をしなければならぬ。

第十五條ノ規定により政府が買収した農地を賣渡した土地又は建物ノ賣渡については、第十六條、第十八條乃至第二十二條及び第二十六條ノ規定を準用する。この場合において、第十八條第三項中「前條」とあり、又は第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條第一項」と讀み替へるものとする。

○井伊委員 是ハ此ノ耕地ヲ買取ル者ダケニナツテ居リマスガ、ソレノ相續人ト云フモノモ入レタ方ガ宜イノデハナイカト思ヒマス、ソレハ直グ買取ルノデカラ其ノ必要ガナイト云フ風ニ考ヘラレマス。クレドモ、申込シテ置イテ直グ相續人ガ變ルト云フ場合モアルト思ヒマスカラ……

○山添政府委員 此ノ第二十九條ノ規定ハ尤モラシク雷イデゴザイマスガ、事實ニ於テハ、其ノ前ニ宅地ヲ買ヒタイト云ツテ申請ヲ致シマス、ソレニ對シテ農地委員會ガ相當デアルト認メテ、其ノ人ニ賣ル積リデ國ガ買收シタ、當然其ノ人ニ行ク譯デアリマス、斯ウ云フ簡單ナ規定デゴザイマス

○井伊委員 大體今ノ御説明デ分リマシタ

○北政委員 今ノ第十七條トアルノヲ第二十九條ト讀ミ替ヘル、是ハ讀ミ替ヘナイデ第二十九條ナラ第二十九條ト書イタラドウデスカ

○山添政府委員 是ハ元ノ片假名デ文語體デ書イテアルマスモノニハ、第七條トアリマス、ハ第二十九條第一項トスト云フヤウニ書イタモノデアリマスガ、口語體ニナリマシテカラ、斯ウ云フ文章ニナツタノデアリマス

○農製委員長 ソレデハ第三十條ニ移リマス

○大和田説明員 (朗讀)

第三十條 政府は自作農を創設するため必要があるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 農地以外の土地で農地の開發に供しようとするもの

二 政府の所有に屬する土地で農地の開發に供しようとするもの

に關する所有權及び擔保權以外の權利

三 第一號又は前號の土地附近の農地で當該土地と併せて開發するのを相當とするもの

四 第一號又は第二號の土地の上にある立木又は建物その他の工作物

五 漁業權

六 水の使用に關する權利

七 開發後における第一號又は第二號の土地の利用上必要な土地、立木又は建物その他の工作物

前項第六號又は第七號に掲げるものは、政府が、これを使用することが出来る。

○松本委員 此ノ第三十條ニ付テ私ハ先般來大藏大臣ノ御出席ヲ求メテ居タノデアリマス、今日モ才見エニナツテ居リマセヌカラ、之ヲ留保致シマシテ、適當ノ機會ニ大臣ノ御出席ヲ願ヒタイト思ヒマス

○農製委員長 了承致シマシタ

○北政委員 水ノ使用ニ關スル權利ヲ買收スルト云フノデアリマス、此ノ水利費用ノ滯納シテ居ルモノニ付テハ、政府ガ責任ヲ負フノカ、負ハナイノカ、北海道アタリハ土功組合費ガ莫大ナモノデアリマス、之ヲ滯納シテ居ル、ソコデ今度ハ政府ガ買ツテシマヘル、前地主ニ對シテ、請求スルコトガ出來ヌ、サウナルト、大ナル歲入ノ變化ヲ來シマスガ、是ハ政府ガ其ノ滯納ヲ辨償シテアルカドウカラ伺ヒタイ

○笹山政府委員 水ノ使用ニ關スル權利デゴザイマスガ、是ハ今マデ引水權等ノ權利ガゴザイマスガ、此ノ權利ヲ買收スル場合ニ於キマシテハ、其ノ權

利ノ現在持ツテ居ル價值ヲ買收スルト云フ見地カラ、價格ヲ算定スルノデゴザイマス、隨ヒマシテ其ノ價值ノ判定ニ付キマシテ、從來債務ヲ負擔シテ居ルト云ツタ場合ニ於キマシテハ、其ノ債務ヲ考慮シテ其ノ價值ヲ判定シテ行キタイト考ヘテ居リマス

○北政委員 今債務ヲ考慮シテ言ハレバ、ソレデハ土功組合トシテ困ルノダガ、滯納シテ居ル金ハ政府ガ拂ツテ呉レカト云フコトヲ聽キタイノデアリマス

○笹山政府委員 土功組合員ガ土功組合ニ對シマシテ有スル債務ヲ負擔スルト云フ考ヘハゴザイマス

○森委員 漁業權ノ買收ニ對シテハドウ云フ方法ニ依ツテ效果ヲ擧ゲルノデアリマス

又水ノ使用ニ關スル權利ハ、今北君カラ御質問ガアリマシタガ、非常ナ早魃ノ所ニ於テハ、耕地整理等ノ關係デ灌溉用水ノ設備ニ相當ノ金ヲ使ツテ居ルノデアリマス、ソレヲ耕作者ガ負擔スル、或ハ地主ガ負擔スルト云フコト

デ、問題ヲ起シテ居ル場所モ相當アルノデアリマス、今度政府ガ一應ソレヲ買上ゲル場合ニ於テハ、買價價格ノ四十倍トカ云フヤウナ標準以外ニ、其ノ土地ニ付イテ居ル債務ガ相當ノ價格アル場合ニ、ドウ云フ買上ゲセラルノデスカ、サウ云フ土地ニ付テノ債務、此ノ二點ニ付テ御伺ヒマス

○笹山政府委員 漁業權ノ價格評定ノ問題デゴザイマスガ、從來漁業權ノ評價ニ付キマシテハ色々例ガアリマス、例ヘバ從來ノ漁獲高ヲ評價シテ、何箇年カノ平均ヲ見テヤラウ、或ハ一坪當リノ評價ヲ致シマシテ、ソレヲ見出スト云フヤウナヤリ方、是ハ色々ナヤリ

方アリマシテ、私共トシテハ、其ノ中テ最モ合理的ナモノヲ見出サウ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス

ソレカラ水ノ權利ノ買収ノ問題デゴザイマスガ、從來相當設備ヲシテ居ルト云フヤウナモノニ付キマシテハ、從來掛ツタ設備費、ソレカラ其ノ設備ノ將來ノ殘存期間、斯ウ云ツタモノヲ十分考慮シテ、適當ナ價格ヲ以テ買収シタラ宜シカラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘマス

○森(幸)委員 漁業權ヲ決定サレノハ、今御話ノ所謂過去ノ漁業高トカ云フヤウナモノヲ參照シテ決メルト云フノデスガ、農地委員會ナドハ漁業ノコトヲ一ツモ知ラナイ、ダカラ農地委員會ガ一方ノ行爲デ總テヤルノダト云フテ、知りモモ又農業者ガ漁業權ニ容レテ勝手ニ決メラレテ、一向漁業權者ガ、發言ヲスルコトヲ許サレナイ、斯ウ云フコトニナルト大變ナコトニナルト思フノデスガ、漁業權等斯ウ云フ特殊ナ權利ヲ評價スルコト云フヤウナ場合ニハ、現在ノ農地委員ト云フモノ以外ニ、何トカ調査機關ト云フヤウナモノヲ設ケル御考ヘハナイノデスカ、之ヲ御伺ヒシマス

○笹山政府委員 漁業權ノ買収ハ、ソコノ水面ノ埋立テルト云フヤウナ場合ニ生ズルガ普通デゴザイマス、隨ヒマシテ其ノ水面ノ埋立テスルノガ適當デアラカドウカト云フ判定ニ付キマシテハ、十分各方面カラ檢討シテ、果シテソレガ合理的デアラカドウカト云フコトヲ審議スルノデゴザイマス、只今私ノ方ノ考ヘトシマシテハ、開拓委員會ト云フモノヲ縣ノ方ニ設置シマシテ、ソレ等ノ委員ガソレノ專門的

ナ立場カラ、其ノ埋立ヲシテ宜イカドウカラ十分判斷スル管デゴザイマス、隨ヒマシテ其ノ場合ニ於キマシテハ、十分漁業權者ノ意見ヲ聽クコトニナツテ居リマス、又其ノ委員ノ中ニ漁業權者ノ代表者ヲ參加サセルト云フコトモ當然考ヘテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ評價ニ付テノ問題デゴザイマスガ、御話ノヤウニ、農地委員會ニ專門家ガナイト云フヤウナ情勢デゴザイマスカラ、是等ノ特殊ナ權利ノ評價ニ付キマシテハ、今後農地委員會ニ、當該漁業權ニ關係アル人トカ、或ハ專門家ヲ一ツ參加サセマシテ評價ノ適正ヲ期シテ參リタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○小川原委員 只今ノ御答辯ニ依ツテ疑義ヲ生ジタノデスガ、北君ノ今質問サレマシタ土功組合費ハ政府ニ於テ負ハナイノダ、斯ウ云フ風ニ御答辯ニナツタヤウニ聞イタノデスガ、ドウシテソレヲ御負ヒニナラヌノデアリマスカ、其ノ負ハナイト云フ理由ヲ簡單ニ御説明ヲ願フテ、ソレニ依ツテ私ハ二、三御尋ネシタイト思ヒマス

○笹山政府委員 只今北サシニ申上ゲマシタノハ、土功組合ノ負擔シテ居ル債務ニ付テ政府ガ買収ノ對價ニ算入スルカドウカト云ツタ御質問デアツタト思ヒマス、私ハ其ノ點ニ付キマシテハ、其ノ對價ニ付テハ、現在ニ其ノ土功組合ガ保有シテ居ル水ノ權利ノ現狀ノ價值ヲ判斷シテ決定スルノデアツテ、土功組合ノ債務ヲ其ノ權政府ガ承認スル考ヘハナイ、斯ウ云フ御答ヘヲシタノデアリマス、只今ノ御話ハ、將來政府ガ買収シタ土地ノ開發等ニ利用セラレル場合ニ於キマシテ、土功組合ノ一分子トシマシテ必要ナル負擔ヲド

ウスルカ、斯ウ云ツタ御尋ネダラウト思ヒマス、其ノ點ニ付キマシテハ必要ナル經費ハ政府ノ方トシテモ負擔スル續リデアリマス

○小川原委員 大分ハツクリシタヤウデスケレドモ、モット根本的ニ掘下ゲテ考ヘテ戴キタイト思フノデス、政府ハ土功組合ト云フモノハ個人ノ、私用ノモノダト云フ御考ヘデアラナラバ、是ハ、法案ト全ク矛盾シタ思想デ、法案ノ思想ハ土地ノ社會施設デアリマシテ、詰リ國家ガ占有シ、或ハ二三ノ者ガ占有スベキモノデナイ、土地ト云フモノハ平等ニ持タナケレバナラヌト云フ社會的ナ考ヘカラ此ノ自作農ト云フモノガ起ツタト思ヒマスガ、其ノ根本問題ニ考ヘマシテ、土功組合ト云フモノハ、全ク原野デアリマシタモノヲ、民衆ガ土地ヲ改良シヨウ、謂ハバ國土ヲ作ラウト云フコトカラ、山ニ穴ヲ鑿チ、溝ヲ掘リ、サウシテ川ヲ堰キ止メマシテ、全ク國家ノスベキ仕事ヲ農民ガ致シタノデアリマス、サウシテ今マデノ荒蕪果テテ原野ガ美田ニナツテ今日米ガ盛レテ國家ニ裨益シテ居ルノデスカラ、此ノ費用ハ國家ガ支出スベキモノデアル、北海道ノ土功組合ニ於キモシテモ、我々ハ其ノコトヲ長年――二十年以上主張シテ參リマシタ、所ガ茲ニ於テ全ク民主主義ヲ採入シテラマシタ此ノ法案ガ出來マスト云フテ、國民ハ國家ノスベキ施設ヲ借金シテ背負ハナケレバナラヌト云フ理由ハナイノデアリマス、作ツタ品物ハ供出致サナケレバナラヌ、其ノ作ツタモノハ私有財產デアナイ、國家ノ命令ニ依ツテ動かサナケレバナラヌト云フコトニナツテ參ツタ、サウスルト、其ノ根本思想カラ考ヘマシテ、此ノ借金ト云フモノハ

國家ガ負フベキモノデアル、國家ガ之ヲ負ウテ――サウシテ農產物ノ増産ヲ圖ルト云フコトハ、土地ヲ占有シタ農民ノスルコトデアツテ、農民ハ多クノ果實ヲ取ラナケレバナラヌト云フ義務ヲ負ハサレタイデアリマシテ、此ノ借金ハ國家ガ負フベキモノダト解釋シテ居ルノデ、松本君ノ此ノ間カラ大藏大臣ヲ御呼出シニナツテ居ルノモ、實ハソレヲ御聽キニナリタカツタノダラウト思フノデアリマスガ、今日負ハヌト仰シヤツタカラ、私ハ非常ニ疑點ガ起ツタノデアリマス、コチラノ方ニ水貯メヲ拵ヘ、アチラノ山ニ穴ヲ掘リ、コチラノ谷川ニ橋ガナカツタノデ橋ヲ架ケル、是ハ國家ガ川ヲ拵ヘ、橋ヲ造ラナケレバナラヌモノデアリ、國家ガ鐵材ヤ「コンクリート」ヲ持ツテ來テ橋ヲ拵ヘ、川ヲ掘リベキモノデアリマス、橋ヲ造ツタリ、川ヲ掘ツタリスルヤウナコトヲ、國民ガスル責任ハナイ管デアリマス、農民ハ田ヲ作ツテ米ヲ穫ルト云フ責任ハアルケレドモ、水ト云フモノハ天然國家ノ使用スル權利デアル、ソレヲ農民ニ負ハシテ、借金ハオ前達負ヘト云フノハ分リマセヌデスカラ、ソノ邊ヲモットハツキリ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○笹山政府委員 其ノ點ニ付テハ、私ハ買収ニ依ツテ其ノ水ノ權利ヲ持ツテハ居ル人達ニ損失ヲ與ヘルヤウナコトハ絕對致シタクナイノデアリマス、隨ヒマシテ其ノ川ナリ或ハ水路ト云フモノガ、現在持ツテ居ル價值、其ノ點ニ付キマシテハ、十分其ノ評價ニ付テ考ヘテ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○小川原委員 大分接近シタ御答辯デアリマスガ、サウシマス、更ニソレ等ニ掛ツタ費用ハ國家ガ賠償シヨウ、

斯ウ云フ御意思ダト云フコトニナルノデスガ、其ノ點サハ御聽キシテ置ケバソレデ宜シウゴザイマス

○笹山政府委員 其ノ點ハ、從來其ノ川ナリ水路ヲ作ル爲ニ組合員ガ負擔シタ所ノ經費ガアルノデゴザイマス、サウ云フモノヲ參照シマシテ、或ハ今後サウ云ツタ施設ガ何年間持續ガ出來ルカト云フ點モ考慮シマシテ、相當ノ價格ヲ算定シタイ、斯ウ考ヘテ居リマス、サツキノ北サシノ御質問ト、今ノ小川原サシノ御質問トハ別ダト云フ風ニ考ヘテ居リマスガ、アレハ同ジデセウカ

○北(政)委員 私ハ斯ウ思ツテ居ル、土功組合ガ借金ガアルノハ、國家ガ負擔スルカセヌカハ別問題ダ、併シ其ノ買ツタ土地ニ對スル土功組合費ハ政府ガ當然拂ツテ行クベキダ、土功組合員ガ其ノ土地ヲ今政府ニ賣ル、是ガ稅ガ滯納サレテ居リマス、土功組合ノ經理ガ付カナイノデアリマス、ソコデ今仰シヤツタヤウナ風デ、其ノ責任ヲ負ハヌトアレバ、今早ク地主ノ持ツテ居ル内ニ、之ヲ競賣處分ニ土功組合ガ大急ギデヤラナケレバナラヌ、サウシテ其ノ競賣サレタ者ニ土地ガ移轉サレテモ政府ハ認メルノカ認メナイノカ、若シ直ク政府ニ買ハレルト、アト競賣スルコトガ出來ナイ、ダカラ競賣ノ出來ル内ニ、今早クヤラナケレバナラヌ、ソレヲヤルノカヤラヌノカ、其ノ滯納シテ居ルモノハ責任ヲ持ツノカ持タヌノカ、此ノコトヲ御尋ネシテ居ルノデアリマシテ、土功組合其ノモノノ借金ヲ問ウテ居ルノデアリマセヌ、ダカラ問題ハ全然違フ

ハ高イノデアルガ、高ク取ラナケレバ其ノ土功組合費ト云フモノヲ拂ツテ行ケナイノデアル、ソレデアルカラ賃賃價格ハ高イ、其ノ高イ賃賃價格ノ何十倍ト云フモノガ、今度ノ政府ノ買上價格ニナリ、小作者ノ賣渡價格ニナルノデアル、普通ノ取引ハ土功組合費ノ高イ所ハ、普通ノ相場ヨリ土功組合費ヲ金利ニ見タダケ安ク買フノデアル、ソレヲ今政府ガ買ヘバ、土功組合費ノ高イ所ヲ高ク買ツテ、ソレヲ農民ニ高ク賣付ケラレマスカラ、農民ハ大變ナ話デアル、稅ヲ拂ハナケレバナラヌカラ高イ小作者ヲ取ル、ソコヲドウサレバ、ソレハ政府ガ相當補償シナケレバ小作者ハ、事實上買ヘナイ、斯ウ云フ問題ガ起ツテ來ル譯デアル、何處デモ土功組合費ノ高イ所ハ土地ハ安イニ決マツテ居ル、ソコヲ一ツハツキリシテ戴キタイ

○笹山政府委員 土功組合ニ帶納中ノ借金ヲ政府ノ方デ其ノ儘承繼スルカドウカ、斯ウ云ツタ點デスガ、此ノ問題ニ付テハ先程申上ゲタヤウニ、政府ノ方デ買收スル場合ノ對價ノ算定ニ付キマシテハ、其ノ買收スル所ノ權利ヲ持ツテ居ル所ノ價值ガ、ドレデケアルカト云フコトヲ算定シテ、其ノ價值ニ相當セル對價ヲ以テ支拂フ、斯ウ云フ考ヘデ居ルノデアリマス、又其ノ買上タモノヲ、將來ノ開拓民或ハ入植者ニドノ位ノ値段デ賣ルカト云フ問題デゴザイマスガ、是ハ其ノ賣拂當時ニ於ケル所ノ其ノ權利ナリ、或ハ施設ノ持ッ所ノ内容、經濟的價值ト云フモノニ相當スル値段デ以テ賣ルノデアリマスカラ、決シテ開拓者或ハ入植者ニ高ク賣付ケルト云フヤウナ考ヘハ毛頭ゴザイマセヌ

○農林委員長 北君ノ御不審ノ點ハ、其ノ組合對組合員ノ關係ノ國家ガ補償セヨト云フ所ニ疑點ガアルノダラウト思ヒマス、政府ハ組合ニ對シテ經費全數、及ビ將來ニ對スル見込ニ對シテ賠償補償ヲスルノダ、賠償補償ヲ受ケタ組合ハ、滯納ガ組合員ニアツテモ、何等缺損ニナツテ居ナイ、ソコデ組合員ト組合トノ滯納關係ハ、其ノ組合ト組合員トノ間ニ解決セキモノデケツト、政府ガソレヲ負フカドウカト云フコトヲ聽カレル、ソレハ負ヘナイト云フノガ開拓局長ノ御答辯デアルヤウニハソレ以上御追究ニナツテモ、答ヘハ同ジコトヲラウト思ヒマスガ……

○北政委員 ソコデ恐ラクサウナルダラウカラ、サウナレバ土功組合ハ國稅徵收法ヲ引用シテヤレルノデアリマシテ、今ノ内ニ競賣處分ヲシテシマハナケレバナラヌ、政府ニ渡ツタラモウ入ラヌノデス、斯様ナ變動ヲ今與ヘサセル積リカ、ソコデ其ノ競賣シタモノガ效力ガアルカドウカ、去年ノ十一月カラ云々ト云フノニ該當スルカシナイカ、コ、コ、ハツキリシタイノデス、サウデナケレバ土功組合ハ赤字ニナルカラ、赤字ニナラヌ施策ヲ講ジナケレバナラヌ、斯ウ云フノデス

○山添政府委員 今ノ内ニ急イデ借金ヲ取立テ、滯納ヲ取立テル爲メニ土地ヲ競賣シテ置カウト云フノハ困ルノデ、是ハサウデナクテ、自作農創設ノスル、其ノ結果トシテ受取りマス所ノ一時現金デ拂ヒマス分、又殘額農地證券デ拂ヒマス分、之ヲ、ソレニ充テレバ宜イ譯デアリマス、土地ノ競賣ヲヤラナクテモ、ソレニ代ル農地證券ナリ何ナリ渡ス譯デアリマスカラ、其ノ權利ノ上ニ今ノ滯納ノ分ヲ取立テルト云フ風ニ振ツテ行キタイト思フノデス

○北政委員 開拓局長ノ御答辯ハ全然私ノ間フコトニ合ツテ居ナイノデ、是ハ關係ガナイ、今ノ問題デスガ、其ノ土地證券ノ差押ヘヨラレル、斯ウ仰シヤイマスガ、土功組合ハ他ノ財產ニ對シテノ權利ハナイ、土地ニ對シテ國稅徵收法ノ適用ヲスルコトガ出來ル、デスカラ土地ヲ競賣スルニシテモ、アトノ方ニ對シテハ權利ガナイ、デスカラ之ヲ早ク整理スル上ニ於テハ、ドウシテモ競賣處分ヲシナケレバナラヌト云フ風ナ事點ガ起ツテ來ルノデアリマス、普通土地ノ賣買デハ、次ニ買フ人ガ大抵責任ヲ負ツテ居ル、ソレガ慣例デス、ソレヲ今度政府ダカラ負ハヌト云フコトハイカヌデハナイカ、私ハ斯ウ思フノデス、ソレカラ前

○山添政府委員 結局北サンノ御問ヒニナツテ居リマスノハ、既盤土地ノ問題ダト思ヒマス、サウ云フ場合ニ於キマシテハ、價格ハ四十倍ト云フノハ、是ハ原則デアリマスト共ニ、一面又最高價格ト云フ意味デアリマシテ、御話ノヤウニ高イ負擔ガ付イテ居ル、隨テ高クシテヤルト云フコトヲヤレバ、經濟的ニ見レバ當然是ハ又其ノ意味ニ於キマシテ安クシナケレバナラヌノデアリマシテ、是ハ其ノ事情ニ適シマスヤウニ買收價格モ決定スレバ、決メマシタ後ノ賣渡價格モ決定スル、斯ウ云フコトデアリマス

○北政委員 ソレデ分リマシタ

○農林委員長 既盤地ト未盤地ト意思ガ通ジナイカラ、開拓局長ハ未盤地ノ答辯ヲシテ、居ツタノデス、ソレデハ

第三十條宜シウゴザイマスレバ、第三十一條ニ移リマス、第三十一條ヲ朗讀セシメマス

○大和田説明員 (朗讀)

第三十一條 政府ガ前條ノ規定による買收又は使用をするには、都道府縣農地委員會ガ命令の定めるところにより定める未盤地買收計畫によらなければならない。

未盤地買收計畫においては、買收し、又は使用すべき土地、權利、立木又は建物その他の工作物、買收の時期又は使用の時期及び期間並びに對價を定めなければならない。

前項の對價を定める場合には、農地にあつては、第六條第三項の規定を準用し、農地以外の土地にあつては、命令の定めるところにより、當該土地の近傍類似の農地の時價を參照し、土地以外のものにあつては、時價を參照する。この場合においては、同項中「市町村農地委員會」とあるのは「都道府縣農地委員會」と讀み替へるものとする。

都道府縣農地委員會は、未盤地買收計畫を定めたときは、遲滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買收し、又は使用すべきものの所在地の市役所又は町村役場において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一 買收し、又は使用すべき土地、權利、立木又は工作物の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買收し、又は使用すべき土地については、その所在、地番、

十五條ニ入リマス、第三十五條ヲ朗讀セシメマス

○大和田説明員（朗讀）

第三十五條 政府が、第三十條第二項の規定により、權利、土地、立木又は工作物を使用する場合においては、前條において準用する第九條第一項の令書に記載し、又は同項但書の規定により公告した使用の時期に、政府は、當該權利、土地、立木又は工作物の使用權を取得し、當該權利又は當該土地、立木若しくは工作物に關する權利は、使用の期間その行使を停止される。但し、使用を妨げないものは、この限りでない。

○葉梨委員長 御質疑モナイヤウデスカラ第三十六條ニ移リマス、第三十六條ヲ朗讀セシメマス

○大和田説明員（朗讀）

第三十六條 第三十條第二項の規定による權利、土地、立木若しくは工作物の使用が三年以上互るとき、又はその使用に因つて當該權利、土地、立木若しくは工作物を從來用ひた目的に供することが著しく困難となるときは、當該權利を有する者又は當該土地、立木若しくは工作物の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對して當該權利又は土地、立木若しくは工作物の買収を請求することが出来る。

前項に規定する買収の對價は、地方長官が、これを定める。

第一項の場合には、第三十一條第三項前段及び第三十三條第四項の規定を準用する。この場合において、第三十一條第三項前段にお

いて準用する第六條第三項中「市町村農地委員會が地方長官の認可を受けて」とあるのは、「地方長官が」と読み替へるものとする。

○葉梨委員長 開拓局長ニ一寸伺ヒマスガ、第三十六條第一項ニ「立木若しくは工作物の使用が三年以上互るとき」とアリマスガ、一面此ノ立法ハ二年間デ使命ヲ果スト云フコトニナツテ居ルノデスカ、特ニコ、デ三年ト云フヲ表ハスノハ、立法ノ趣旨ニ食違ヒラシテ居ルノデハナイカト云フヤウニ感ゼラレルノデスカ、ドウ云フ意味ニ解シタラ宜イカ、其ノ點ハドウデスカ

○笹山政府委員 其ノ點ニ付キマシテ私ノ説明ガ不十分デゴザイマシタガ、此ノ際ニ於キマシテ明カニシテ置キタイト思ヒマス

未墾地ノ方ハ御承知ノヤウニ開墾ヲ行フモノデゴザイマスカラ、其ノ土地ノ買収ハ出來ルゲ速カニヤルノデゴザイマスガ、買ツタ土地ヲ利用シマシテ開墾スル、サウシテ自作農者ニナルベキ人ニ賣ルコトヲ契約シタ場合ハ、其ノ農地ガ開墾サレテ、サウシテ熟地ニナツタ場合ニ於キマシテ處分ヲスル、斯ウ云フ建前ニナツテ居ルノデゴザイマス、隨ヒマシテ耕地ノヤウニ買収モ賣渡モ二年間デ完了スルト云フコトハ、實際問題トシテアリ得ナイノデゴザイマシテ、ドウシテモ農地ガ開墾サレテ賣ルト云フマデニハ數年間掛ルト思フノデゴザイマス、此處ニ書イテ居リマス工作物ノ使用ガ三年以上ト云フ風ニナツテ居リマスノハ、餘リ長イ間使用期間ガ續クト、所有者ニ非常ナ迷惑ヲ掛ケルノデゴザイマシテ、斯ウ云ツタ場合サウ長ク使ハレル時ハ、寧

ロ買ツテ欲シイト云フ風ニ所有者ヲ保護スル趣旨ノ下ニ、斯ウ云フ風ニシタノデアリマス

○葉梨委員長 サウシマス、自作農創設特別措置法案ヲ二年間ニ實施スルト云フ説明ハ、既墾地ノ未墾地ノ場合ニ截然ト分ケテ置ク必要ガアルト思ヒマスガ、政府ハドウ云フ風ニ取扱ハレマスカ

○山添政府委員 委員長ノ御話ノ通りデアリマシテ、二年間ニ完了スルト申シマスノハ、既墾地ニ付テノミデアリマス、未墾地ノ問題ハ別デアリマス

○葉梨委員長 別途ニ説明ガ何カ入レナクテ宜シウゴザイマスカ

○山添政府委員 此ノ法律ノ方ニハ實ハ二年間ト云フコトハ舊イデオロギマセモノデ、施行令ノ方ニ二年間デ既墾地ノコトハ概ネ完了スルト云フ規定ヲ入レル積リニ致シテ居ルノデアリマス、サウ云フ場合ニ明カニ致シタイト思ヒマス

○葉梨委員長 承知致シマシタ

○北政委員 第三十六條ノ二項ニ、「前項に規定する買収對價は、地方長官が、これを定める。」トアルガ、地方長官ガ獨裁デ決メルコトハナシ、市町村委員會デナケレバ分ラヌ、又都道府縣ノ委員會ヘ持ツテ行ツテモ分ルガナイ、ソコデ之ヲ市町村委員會ガ決メテ、全部ノ決定權ヲ與ヘナクテモ、ソレカラ出シタモノヲ地方長官ガ決メルケレドモ、地方長官ダツテ知ラウ管ハナイ、此ノ立木ガ幾ラデアルカト云フコトハ地元ノ者デナケレバ分リマセヌ、其ノ側ノ者デナケレバ實際ノ價格ハ分ラヌ、ソレヲ地方長官ガ決メル、役所ガ勝手ニ決メタガツテドウニモナリヌ、是ハ止メテ貰ヒタイ

○笹山政府委員 此ノ第三十六條第二項ニ「買収の對價は、地方長官が、これを定める。」トナツテ居リマスノハ、耕作物ノ對價トカ其ノ他ノ件ノ評價デゴザイマスガ、是ハ御話ノヤウニ地方長官ガ決メルノデゴザイマスガ、此ノ決定ニ付キマシテハ、地方長官ノ手足トナツテ居リマス評價委員、其ノ他ノ官吏ガ十分地元ノ事情ヲ調査シテ決メル、斯ウ致シタイト思ヒマス

○北政委員 今官吏ガヤルト言フガ、ナゼ農地委員會ニ民主的ニ決メサセナイノカ、ナゼ官吏ガヤルカ、官吏ガ知ツテ居ルカト云フト知ラナイ、其處ノ農地委員會ノ者モ、是ナラ幾ラデ買ツテモ宜イ、是ナラ買ハマデモ宜イト云フコトガ本當ニ分ル、是ハ市町村ノ農地委員會ガ決メル、ソレデナゲレバ分ラヌノデスカ、其ノ點地方長官ガ官吏ヲ使ツテ決メルノデハ、是ハ大變ナモノデスカ、以テノ外デアル、是ハ市町村委員會ニ決メサセルト云フコトニシタ方ガ宜イノデハナイカ、斯ウ云フ譯デス

○笹山政府委員 地方長官ガ決メル場合ニ於キマシテハ、十分實情ヲ調査シテ決メル積リデゴザイマス

○北政委員 ドウ考ベテモ民主的ニヤラウトハ考ヘナイノカ、モウソレデケトヘバ宜イノデスカ

○笹山政府委員 是ハ地方長官ガ獨斷デ定メルコトデハゴザイマセヌデ、十分地方ノ意見見ノ他ヲ聽イテ考慮シテ決メルノデゴザイマス、勿論御話ノヤウニ、斯ウ云ツタ複雑シタ問題ノ解決ニハ獨斷ト云フコトハ何ヨリモ慎マナケレバナラヌコトデゴザイマシテ、斯ウ云ツタ決定ニ付キマシテハ、廣ク各方面ノ意見ヲ徴シテ決メル、斯ウ云フ

コトニナルノデゴザイマス

○北政委員 ソレナラ委員會ガチヤント立派ニアルノデハナイカ、他ノ仕事ハ土地マデ委員會ニ評價サセル、併シ私ハ是レ以上ハ議論ニナルカラ言ヒマセヌガ、ソレナラサウ直シテモアナタノ肚ト間違ヒナカラウ、御承知下サルモノト解釋シテ宜イノデスカ

○笹山政府委員 先程御話申上グタヤウニ、十分地方ノ實情ヲ調査シテヤリタイト思ヒマス

○葉梨委員長 第三十六條ハモウ別ニ御質疑ガゴザイマセヌカラ、午後カラハ第三十七條ヨリ審議ヲ行フコトニ致シマシテ、午後一時開會致シマス、是ニテ休憩致シマス

午後一時三十分開議

○葉梨委員長 休憩前ニ引續キ是ヨリ會議ヲ開キマス、逐條審議ヲ續行致シマス、第三十七條ヨリ審議ヲ進メマス、第三十七條ヲ朗讀セシメマス

第三十七條 政府は、第三十條の規定により土地の買収をする場合には、特に必要があるときは、その買収の當時當該土地に關し所有權、賃借權、使用貸借に關する權利、永小作權、地上權又は入會權を有する者に對し當該土地に代るべき土地として賣渡し、又は賃貸するに必要な他の土地（當該土地の上にある立木を含む。）を買収し、又は使用することが出来る。

前項の場合には、第三十一條乃至前條の規定を準用する。

○葉梨委員長 以上ニ付テ御質疑ハゴザイマセヌカ 御質疑ガナケレバ第

三十八條ニ入リマス、第三十八條ヲ朗讀セシメマス

○三浦説明員（朗讀）

第三十八條 政府が第三十條第一項の規定による買収をする場合において、その買収に係る同項第一號の土地の面積が主務大臣の定める面積を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定にかかわらず、市町村農地委員會の定める未墾地買収計畫により第三十條第一項の規定による買収をすることが出来る。

前項の場合には、第七條、第八條、第三十一條第二項第三項前段第四項及び第三十二條第一項の規定を準用する。この場合において第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第三十一條第四項及び第三十二條第一項中「都道府縣農地委員會」とあるのは、「市町村農地委員會」と讀み替へるものとする。

○葉梨委員長 以上ニ付テ質疑ヲ行ヒマス、御質疑ハゴザイマセムカ——ゴザイマセムカレバ第三十九條ニ移リマス、第三十九條ヲ朗讀セシメマス

○三浦説明員（朗讀）

第三十九條 政府は、第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為、第三十三條第一項第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去、第三十三條第四項（第三十六條第三項及び第三十七條第二項において準用す

る場合を含む。）若しくは第三十四條（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二條第一項の規定による權利の消滅又は第三十五條（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による權利の行使の停止に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第三十條若しくは第三十七條の規定による買収若しくは使用又は第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収の場合にあつては、當該土地、權利又は立木、工作物その他の物件に關し所有權及び擔保權以外の權利を有した者、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去の場合にあつては、當該物件に關し擔保權以外の權利を有する者に限る。但し、その者が第三十一條第四項（第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた後當該權利を取得した者であるときは、この限りでない。

第一項の補償金額については、第三十二條第三項乃至第七項の規定を準用する。この場合において、

て、「市町村農地委員會」とあるのは、第三十二條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する同條第一項の規定による行為、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去又は第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収に係る補償については、「地方長官」と、その他の補償については、前條の規定による買収に係る場合を除いて、「都道府縣農地委員會」と讀み替へるものとする。

○松浦（憲）委員 讀シテ戴イタダケデハビント來ナイノデ、此處ハドウ云フ風ナトク言ツテ居ルノドト云フコトヲ、平タク一應説明シテ戴イタダケデ、分ルノデハナイイカト思フノデスカ

○葉梨委員長 ソレデハ是カラハ便宜朗讀ガ濟ミシタラ、政府委員ヨリ其ノ條項々々ノ概要ノ説明ヲシテ戴クコトニ致シマス

○笹山政府委員

ソレデハ只今ノ御話ニ基キマシテ、私カラ第三十九條ノ點ヲ一寸簡單ニ説明致シマス、第三十九條ハ損失補償ニ關スル規定デアリマシテ、第一項ハ補償ノ對象、第二項ハ補償ヲ受ケルベキ相手方ハ唯カ、第三項ハ補償金ノ額ヲ規定シテ居ルノデゴザイマス

第一ニ補償ノ對象トシマシテハ、測量検査又ハ測量、若シハ検査ノ障害物ノ移轉、若シハ除却ニ依ツテ生ジタ損失、是ハ補償スル、ソレカラ収去命令ニ依ツテ物件ヲ収去シタ場合ニ、其ノ収去ニ依ツテ生ジタ所ノ損失ヲ補償スル、第三ハ買収ノ結果、從來ノ權利ガ消滅スルコトニ依ツテ生ジタ所ノ損失、次ハ使用ノ結果、從來ノ權利ノ行使ヲ停止サレル、ソレニ依ツテ生ジタ所ノ損失デゴザイマス

第二ニ補償ヲ受ケルベキモノニ付テハ測量、検査又ハ測量若シハ検査ノ障害物ノ移轉又ハ除却ノ場合ハ、其ノコトニ依ツテ直接損失ヲ受ケタ者ガ損失ヲ受ケル對象ニナルノデゴザイマス、其ノ他ノ場合ハ相手方ヲ限定シテ居リマシテ、買収又ハ使用ノ場合ハ、所有者ハ對價ヲ受ケ、擔保權者ハ供託サレタ物件等ニ付テ其ノ權利ヲ行フコトガ出來ルノデアリマスカラ、補償ヲ受ケルモノハソレ以外ノ權利ノ有シタ場合ハ、限リ、使用物件ノ収去、除却ノ場合ハ、擔保權ハ、目的物ノ擔保ノ價值ノ減少スルコトハナイノデアリマスカラ、補償ノ必要ハナイノデゴザイマス、隨ヒマシテ補償ヲ受ケルベキモノハ擔保權以外ノ權利ヲ有シタモノニ限リ、斯ウ云フ規定ニナツテ居ルノデゴザイマス、サウシテ但書ニアリマスカラ、補償ヲ受ケルベキモノハ未墾地買収計畫ノ公告ノ時ニ當該權利ヲ有シテ居タモノデナケレバナリナイノデアリマスカ、公告ノアツタ後當該權利ヲ取得シタモノ、既ニ買収又ハ使用ノ豫定ヲサレテ居ラヌモノニ關シテハ、其ノ豫定後新タニ權利ヲ取得シタノデアリマスカラ、損失ノ補償ヲ受ケル權利ハナイノデアリマス、唯民事問題トシテハ、被買収者タル使用者ニ對シ賠償ヲ請求スルコト云フコトニナルノデアリマス

第三ニ補償金額ニ付テハ、既耕地ニ關スル第三十二條ノ規定ヲ準用致シテ居ルノデゴザイマスカラ、補償金額ハ

除却スベキ所ノ損失ト云フコトニナツテ、是ハ農地委員會ガ之ヲ決定シテ實施スル、其ハ決定ニ對シテ不服アルモノニ付テハ、通常裁判所ニ出訴ガ出來ル、擔保權者アル場合ニ於テハ供託スルコトガ出來ル、斯ウ云ツタ諸點ハ既耕地ノ場合ト同様ニナツテ居ルノデアリマス

○葉梨委員長 御質疑ハゴザイマセムカ——一點私カラ御伺ヒシタイノデアリマスカ、三十六頁ノ第二項ノ終リノ行ニアル「の規定による公告のあつた後當該權利を取得した者であるときは、この限りでない。」、公告ノアツタ後當該權利ヲ取得シタ者デアル時ハ、一般ノ場合ハ當然ダト思ヒマスガ、死亡等ニ依リ權利ノ移動等、詰リ續續人ニ死亡ニ依リ直グ移ツタト云フ場合モ適用サレルノデアリマセウカ

○笹山政府委員 死亡ニ依ツテ相續スルコト云ツタ場合ニ於キマシテハ、一般ノ包括承繼デゴザイマスカラ、此ノ場合ニ於テハ前ノ事項ニ基イテ適用サレルト思ヒマス

○葉梨委員長

御質疑ガゴザイマセムカレバ第四十條ニ移リマス、第四十條ノ朗讀並ニ、説明ヲ致サセマス

○三浦説明員（朗讀）

第四十條 第三十條の規定により政府が買収した土地又は同條第一項第二號に規定する土地の開発に關しては、他の法令中命令で定める制限又は禁止の規定は、これを適用しない。

相手方及び方法ニ付テ規定シテ居ルノ
デゴザイマス、即チ處分ノ對象トシマ
シテハ、第三十條ノ規定ニ依リ買收シ

又ハ使用シタ土地、斯ウ云ツタモノニ
付キマシテハ、將來自作農トシテ農業
ニ精進シ得ル見込ノアル者ニ對シマシ
テ處分ヲスル、「その他命令で定める

者」、其ノ命令ト云フノハ、私共ノ方
トシマシテ現在豫定シテ居リマスノ
ハ、公共團體或ハ自作農創設維持ノ事
業ヲ行フ所ノ團體、或ハ入植者ノ團

體、斯ウ云ツタモノヲ豫定シテ居ルノ
デゴザイマシテ、何レモ自作農創設
云フコトニ密接ナ關係ヲ持ツタ者ニ限
ツテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ換

地ノヤウナ場合、之ヲ換地用ニ買ツタ
場合ニハ、當然是ハ前ノ所有者ト云ヒ
マスカ、換地ヲ利益トスル所有者ニ對
シテ、

ホ採草地トカ薪炭林トカ、サウ云ツタ
モノニ付キマシテハ、個人バカリデナ
ク、場合ニ依リマシテハ、此ノ新シイ

合モ豫定シテ居ルノデゴザイマス、ソ
レカラ手續ノ問題デゴザイマスガ、是
ハ買受申込ノ規定トカ、或ハ賣渡計畫

ト大頭ノ賣渡ノ期日ノ規定ト云、期ウ
云ツタ事柄ニ付キマシテハ、總テ既耕
地ニ於ケル所ノ斯ウ云ツタ手續ノ規定
ヲ準用シテ居ルノデゴザイマス

○葉梨委員長 御質疑ハゴザイマセヌ
カ——御質疑ガナケレバ第四十二條ニ
移リタイト思ヒマス^也 第四十二條ヲ朗
讀セシメ且ツ其ノ説明ヲ求メルコト致

シマス

○所説明員（朗讀）

第四十二條 第六條第五項（第十五條第二項において準用する場合を

含む。）又は第三十一條第四項（第

三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。の規定による公告のあつた後、當該買収計畫において定められた土地、農業用施設、工作物又は立木に關する權利を有する者は、買収又は使用に支障を及ぼす虞のない場合を除いて、地方長官の許可を受けなければ、當該土地の形質を變更し又は當該農業用施設、工作物若しくは立木を損壞し、若しくは收去してはならない。

○笹山政府委員 第四十二條ノ方ハ、買収計畫ニ依ル公告ノアツタ後ハ、其ノ土地ヲ簡單ニ變更シテハイケナイ、總テサウ云ツタ重大ナ變更ヲスル場合ニ於テハ、地方長官ノ許可ヲ得ナケレバナラスト云フノデゾイマス

○藥梨委員長 「買収又は使用に支障を及ぼす虞のない場合」此ノ範圍ハドウ云フ範圍カ、特ニ此ノ字句ヲ設ケラレタ點ニ付テ御説明ヲ願ヒタイと思ヒマス

○笹山政府委員 簡單ナ使用ト云フヤウナ場合ハ、勿論特殊ナ許可ヲ得ナイデモ使用出來ルノデゾイマス、サウ云フ趣旨デ特ニ其ノ重大ナ影響ノアルト云ツタ問題ニ付テ許可ヲ要スル、斯ウ云フ譯デアリマス

○藥梨委員長 御質疑ガナケレバ第四十三條ニ移リマス、質第四十三條ヲ朗讀セシメ、且ツ其ノ説明ヲ求メマス

○大和田説明員 (朗讀) 第四十三條 第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條又は第三十七條の規定により買収し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物其の他の物件の對價、第十三條第三項に規定す

る報償金及び第二十二條第二項又は第三十九條第一項の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき證券を以てこれを交付することである。

前項の規定により交付するたため、政府は、必要な額を限度として證券を發行することができ、前二項の規定により交付する證券の交付價格は時價を參照して大藏大臣が、これを定める。

第二項の證券に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

○山添政府委員 是ハ此ノ法律ニ依リマシテ支拂ヒマス色々ノ對價、又報償金及ビ補償金、是等ヲ農地證券ヲ以テ交付スルト云フ規定デアリマス、農地證券ノコトハ今マデニ度々御説明ヲ致シテ參リマシタガ、大體二十四年間ニ元利均等償還ヲスル、ソレカラ利率ハ年ニ三分六厘五毛デアリマス、第三ニ「交付價格は、時價を參照して大藏大臣がこれを定める。」ト書イテアリマスガ、只今ノヤウニ、公債ノ實際ノ利率リヲ以テ此ノ證券ノ利率計算ヲ致シマスカラ、交付價格ハ額面金額ト同率ニスル見込デアリマス

○磯崎委員 未墾地ニ對スル報償ナドニ對シマシテハ、所謂田畑トハ違ヒマスカ

○笹山政府委員 未墾地ノ買収ニ付キマシテハ、既墾地ノヤウナ報償金ト云フモノハナイノデアリマス

○松浦(黨)委員 一寸前ノ質問ノ終リマシタ條項ノ買収關聯シテ居リマスコトデ伺ヒタイと思ヒマスガ、政府ガ買収シナイ新開地トカ焼畑等ニ付キマシテハ、地主ガ若シ賣リタイナラバ、自由ニ之ヲ誰ニデモ賣ツテ宜イモノカト

云フ點ヲ伺ヒタイと思ヒマス

○山添政府委員 是ハ農地調整法ノ方ニ、農地委員會ナリ地方長官ナリノ許可若シハ承認ヲ受ケナケレバナラスト云フ規定デアリマス、併シ此ノ法律ニハサウ云フモノハ關係ガナイ譯デアゾイマス

○松浦(黨)委員 サウスルト、自由ニ誰ニデモ賣リ得ルト云フ譯デアゾイマス

○山添政府委員 ソレハ今ノ農地調整法ノ方ニ制限ガアリマスアレドモ、實際問題ト致シマシテハ、別ニ特別ノ制限ヲ加ヘナイドラウト思ヒマス

○小川原委員 普通ノ既墾地デアリマス、報償金ヲ貰フコトニナルノデアリマスガ、立木ガアツタリ、工作物ガアル、工作物ガアルト云フコトナレバ補償金ヲ貰フコトガ出來ラウト思ヒマス、ソレカラ立木ノアツタ場合ニハ、報償金ト補償金ト二ツ合メテ貰ヘルノデスカ

○笹山政府委員 買収シテ未墾地ニ立木ガアル場合ニハ、其ノ立木ハ、現在ノ木材或ハ、薪炭ノ價格ニ依リマシテソレハ「立木ノ時價」ト云フモノガアリマスカラ、ソレヲ參照シテ行ク譯デアゾイマス

○小川原委員 其ノ立木ハ、用材トカ薪炭材トカ、適當ノ對價デ御買上ニナルト思ヒマスガ、之ニ對スル報償金或ハ補償金ト云フモノハ貰ヘルノデスカ、貰ヘナイノデスカ、唯其ノ物件ヲ御買上ニナツテシマツテソレデ宜イト云フコトニナルノデアリマス

○笹山政府委員 サウ云ツタ場合ハ、特別ノ報償金ト云フコトハ實ハ考ヘテ居リマセズ

○小川原委員 ドウシテ私ガサウ云フ

コトヲ申上ゲルカト云フト、植林ヲ致シテ、木ガ大キタナレバ何千圓ト云フ金ニナリマスガ、植エタバカリデ、三年、四年經ツタヤウナ木デアリマス

ト、木ヲ買上ゲテ貰ツテモ木代ト云フモノハ何モナイコトニナル、ト云フハ、植エルニハ先ヅ下草ヲ刈ツテ、ソレニ一段歩大抵五十圓、七十圓拂ハナケレバナラス、ソレデモドウカト思ワ位デアリマシテ、ソレニ植付ケルト相當ノ價格ニナリマス、此ノ場合ハ補償金、報償金、兩方貰ヘルヤウナ氣ガ致シマスガ、ドウデゾイマス

○笹山政府委員 只今ノ人工造林、植林、斯ウ云ツタ場合ニ於キマシテ、マダ伐期ニ達シナイ幼齡林、之ヲ伐ル場合ニ於キマシテハ、從來ノ幼齡林育成ニ對シマシテ投下シタ資本ヲ根據トシテ、出來ルダケノ補償ヲスル積リデアリマス

○小川原委員 大變能ク分ツテ參リマシタ、ソコデ此ノ用材ノ方デゾイマスガ、是ハ今ノ實際ノ算定價格ヲ見マス、土地ヲ買上ゲテ戴ク、或ハ其ノ木材ヲ買ツテ戴クヨリ、其ノ木ヲ其處ニ置イテ、天然ニ殖エル方ガ非常ニ利益ガ多イノデアリマス、ソコデ此ノ木ノ造植ト云フノハ米ヲ作ルヨリマダ良イト云フ計算ニ今ノ所ナツテ居リマスガ、是等ニ對シマシテ何カ報償金トカ特別ノモノガアリマスデセウカ

○笹山政府委員 林木ヲ長イ間育てタ方ガ經濟的ニ良イカドウカト云フコトニ付キマシテハ、色々説ガアルドラウト思ヒマスガ、私共ノ聞イテ居ル所ニ依リマス、適當ナ伐期ト云フモノガアリマシテ、其ノ伐期ヲ基礎ニシテ循環シタ方ガ森林經營上最モ經濟的デアリヤウニ聞イテ居リマス、隨テ伐期到

來ノモノニ付キマシテハ、寧ロ伐ツタ方ガ森林經營トシテハ經濟的ニ良イノデハナイカト考ヘテ居リマス

○小川原委員 例ヲ擧ゲテ申上ゲルト能ク分ルノデスカ、北海道ノコトハ一寸早イト思ヒマスガ、北海道ノヤウナ澤山木ガアル所デハ、開墾シテ作物ヲ獲ツタ方ガ宜イノデハナイカト言ハレマスアレドモ、サウデハナイ、檢ヲ植付ケタリ、杉ヲ植付ケタリ、甚シイノニナリマス、桐ヲ植付ケテ居ル、サウスルト、三十年平均シマス、ソレデガ何ヨリモ宜イノデアリマス、ソレデ馬鈴薯ヲ獲ツタリ粟ヲ獲ルヨリハ此ノ方ガ宜イト云ツテ、ドン／＼植付ケテ居リマス、今落葉松ヲヤル譯デアゾイマスガ、落葉松ト云フモノハソレ程ニ行キマセヌカラ、先刻ノ御話能ク了解致シマシタアレドモ、斯ウ云フ一ツノ利殖ト云フ上カラ考ヘタ取上ゲ方ヲスルト云フコトニナルト、是ハ政府ニ賣ツタ方ガ損デカラ賣ラナイト云フ結果ガ起ルノデアリマスガ、是ハ政府ハ何トシテモ御買上ゲニナルカ、斯ウ云フ時ニナルトハドウ云フコトニナルカ、斯ウ思フノデスカ

○笹山政府委員 此ノ開拓適地ヲ選定スル場合ニ於キマシテハ、ソレガ山林經營トシテヤツタ方ガ宜イカ、或ハソレヲ開發シテ畑作經營ニシタ方ガ宜イカト云フ點ニ付キマシテハ、個人的利益關係ハソレハ、其ノ地區ニ依ツテ違ヒガアルドラウト思ヒマス、隨ヒマシテ開發ト云フモノハ、單ニ其ノ當時ノ個人的ナ利關係バカリデナク場合ニ依ツテハ、廣ク國家的見地カラ其ノ經濟價值ヲ判斷シテ行カナケレバナラヌ場合ガアルノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘマス、隨ヒマシテ今ノ御話ノ

ヤウナ場合ニ於キイシテハ、其ノ具體的ナ場所ガ山林經營トシテ適當デアリカ、或ハソレヲ農耕地ニ拓イタ方ガ、諸般ノ關係カラ考ヘテ見テ適當デアリカト云フコトニ付キマシテハ、先程申上ゲタヤウニ、各方面ノ意見ヲ徵スル、サウシテソレハ開發シタ方ガ綜合的ナ見地カラ考ヘテモ宜イノダト云フコトガ決マツタ所ニ付テ買収スル、斯ウ云フ考ヘデ居リマス、サウ無暗ニ、何デモ彼デモ畑地ニシタ方ガ宜イト云フコトデ、獨斷的ナ取扱ヒヲスルノデハゴザイマセヌカラ、其ノ點ハドウゾ

○小川原委員 ソレハ分リマシタガ、僅カナ所デモサウ云フモノニ對スル所ノ價值ガ合ハナイヤウナモノガアリマスカラ、サウ云フ時ニハドウ云フコトニナルカ、斯ウ云フコトナノデス、アタナノ仰シヤル通りニ行クノダラウトハ思ヒマスケレドモ、今申シマシタヤウナ所ハ、立木デハ賣ツタ方ガ損ダト云フ結果ニツテ居ル、政府ハソコニ報償金カ補償金カ、ドツチデモ宜イガ、才出シニナラナケレバナラヌノデハナイカ、斯ウ考ヘルノデス

○笹山政府委員 其ノ點ハ先程申上ゲタヤウニ、伐期ノ到達シテ居ラナイ幼齡林ノヤウナ場合ニ於キマシテハ、ソレハ一ツ十分伐採ニ依ツテ生ズル所ノ山元ノ損失ヲ補償スル、斯ウ云フ考ヘデアリマス

○磯崎委員 今度ノ土地ノ買受者ノ小作人ノ立場デアリマスガ、小作人ハ何レモ相當金ヲ持ツテ居ル、隨テ現金ヲ以テ納付スルコト云フ場合ガ相當豫想サレル一方ニ於キマシテ、サウシタ金員ガ現金トシテ入リマシタ場合ニ、ヤハリ被買収者タル地主ニ對スルモノハ、

之ヲ悉ク證券デナク、ヤハリサウシタ金ノ集マリ工合ニ依ツテハ、現金デ御支拂ニナルノデアリマス

○山添政府委員 一應現金デ支拂フ積リデアリマシテ、是ハ豫算上既ニ見積リシテ居ル譯デアリマス、是ハ或ハ後ニ變ルカモ知レマセヌケレドモ、令ノ所地主一人當リニ對シテ、四千圓程度ノ限度トシテ、現金デ支拂フト云フコトニ致シタラドウカト考ヘテ居リマス

○磯崎委員 只今ノハ、詰リ土地ノ買収面積ナドニ拘ラズ、平均的ニ一人當リ左様ナ金額デアリマス

○山添政府委員 左様ニ致シマスコトガ宜シト考ヘテ居リマス

○三浦委員 サウスルト例ヘバ小作人が買ツテ、其ノ買ツタモノノ一部ナリ全額ナリヲ、買ツタ人ガ國庫ノ方ヘ拂ツタノハ國庫ノ收入ニナツテ、別ニ賣ツタ地主ニハ關係ガナイ譯デスネ

○山添政府委員 サウスルトニ對シテ、他ニ御質疑ハアリマセヌカ、ナケレバ第四十四條ニ移リタイト思ヒマス、第四十四條ヲ朗讀セシメ、且ツ説明ヲ求メマス

○所説明委員 (朗讀)
第四十四條 第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買収、第十六條第二十九條第二項において準用する場合を含む。若しくは第四十一條の規定による買収若しくは賃貸、第二十三條若しくは第二十五條の規定による交換又は第二十八條第一項(第四十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による買取をする場合における登記は、勅令の

定めるところによる。

○山添政府委員 是ハ特別ノ登記規則ヲ定メ、普通ノ登記手續デヤツテ居リモノナク、普通ノ登記手續デヤツテ居リマシタノデハ連合ニ合ヒツコアリマセヌ、隨テ特別ノ方法ニ依ル所ノ登記ヲスルト云フ譯デ、司法省ニ於テ目下研究ヲ致シテ居ル譯デアリマス

○小川原委員 詰リヌヤウナ御尋ネヲシマスガ、此ノ問題ニ付キマシテ、一體登記事項ハ何年位掛ルデセウカ

○山添政府委員 是ハ普通ニヤツテ居リマシタラ十年掛ツテモ濟マヌダラウ、斯ウ云フ譯デアリマシテ、隨テ計畫書ト云フヤウナモノヲ以テ登記簿ニ代ヘルトカ、適當ナ方法ヲ採用サレル譯デアリマス

○古賀委員 一寸前ニ週ルヤウデアリマスケレドモ、御尋ネシタイト思ヒマス、其ノ町村ニ有スル神社或ハ寺院ノ所有地ハ、在村小作地トシテ政府ガ之ヲ買収ノ對象トセラレルヤ否ヤ、詰リ公共團體ニ之ヲ入レマスカドウカ、一寸御尋ネシタイ

○山添政府委員 ソレハ第三條ノ法人其ノ他ノ團體ノ持ツテ居リマス土地トシテ扱ハレル譯デアリマス、隨テ買収ノ對象ニハナル、ソレヲ實際ドウ扱フカト云フコトハ、市町村農地委員會ガ、ソレ等ノ沿革等モアリマセウカラ、ソレ等ノ點ヲ斟酌シテ決定スル譯デアリマス

○古賀委員 買収ノ對象トナリマスカ

○山添政府委員 ナリマス

○古賀委員 サウスルト、他町村ニ持ツテ居リマスハ無論ノコトデアリマスカ、寺ニ依ツテハ、世襲財産デナクシテ、詰リ曹洞宗ノ如キハ地方長官ガ管理シマシテ、サウシテ寺院ノ本當ノ共有財産ト云フヤウナ風ニナリマシテ、門徒總代ガ之ヲ管理シテ居リマス、ソレト眞宗トカ其ノ他ノ宗教ニアリマシテハ、世襲財産トシテ全ク個人的ニ相續シテヤツテ來デ、無論相當農作ヲシテ居ルノモアレバ、相當小作地トシテ付ケテ居ルノモアルシ、或ハ他町村ニ相當持ツテ居ルノモアリマシガ、サウ云フ點ニ付キマシテ、少シ詳細ニ處分方法ヲ御説明願ヒタイト思ヒマス

○山添政府委員 オ寺ノ財産等ハ、今御述ベニナリマシタヤウニ、住職ノ個人財産ト見ルベキモノモアリマシマシ、又オ寺其ノモノノ財産ノ場合モアリマス、隨テ其ノ二ツノ場合ヲ區別致シマシテ、ソレハ第三條ノ規定ヲ適用シテ行ク譯デアリマス、是ハ普通ノ法人ノ所有地ト云フコトト何等區別ハナイノデゴザイマス

○藥製委員長 ソレハ第四十四條ハ御質疑ハゴザイマセヌカ、ゴザイマセヌケレバ第四十五條ニ移リタイト思ヒマス、第四十五條ヲ朗讀セシメ、且ツ其ノ説明ヲ求メマス

○大和田説明員 (朗讀)
第四十五條 主務大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、農地その他の土地又は物件に關し必要な報告を徴することができる。

○藥製委員長 説明ハアリマセヌカ、讀ンデ字ノ如キモノデスカ、ソレハ説明ヲ要セザルコトト致シマス、御質疑ハゴザイマセヌカ、ソレハ第四十六條ニ移リマス、第四十六條ヲ朗讀セシメマス

○大和田説明員 (朗讀)
第四十六條 政府が、第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、

第三十六條又は第三十七條の規定により買収し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する主務大臣の權限の一部は、命令の定めるところにより、市町村長、市町村農地委員會その他命令で定めるものこれを行はせることができる。

○山添政府委員 是ハ政府デ買ヒマシタ土地其ノ他ノ物件ノ管理デゴザイマスルガ、今日デゴザイマス、原則ト致シマシテ買収ト同時ニ又賣渡ヲスル、隨テ管理ヲスル場合ハ殆ドナイノデゴザイマスルガ、假ニ何等カノ理由デ暫ク其ノ所有權ヲ政府ガ留保シテ居ルト云フ場合ニ於キマシテ、市町村長、又ハ市町村農地委員會等ニ管理ヲセシメル、又未墾地デゴザイマスルト、是ハ開發ヲシテ其ノ後ニ賣渡スコトニナリマスルカラ、當然其ノ間ニ於ケル土地、物件ノ管理ト云フ問題ガ起ル譯デアリマス、是ハ政府ノ委託事業ト致シマシテ、開發等ニ當リマス農地開發營團其ノ他都道府縣農業會ト云フヤウナモノヲシテ管理ヲ行ハセルト云フ見込デアリマス、是等ノコトヲ命令ヲ以テ管理規則ヲ制定スル見込デアリマス

○藥製委員長 御質疑ハゴザイマセヌカ、ソレハ私カラ一點御伺ヒ致シマスガ、此ノ最後ノ條項「その他命令で定めるもの」此ノ命令規定デゴザイマスガ、御配付ノ命令事項ノ説明書ヲ讀ンデ見マス、都道府縣、都道府縣農業會、市町村農業會、農地開發營團等、斯ウ云フ風ニナツテ居リマスカ、先般來ノ主務大臣及ビ政府委員ノ説明ノ中ニ、實行組合ト云フモノヲ屢々含ンデ御話ガアツタヤウニ記憶スルノデアリマシテ、斯ウ云フ場合ニ

第三十六條又は第三十七條の規定により買収し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する主務大臣の權限の一部は、命令の定めるところにより、市町村長、市町村農地委員會その他命令で定めるものこれを行はせることができる。

ハ實行組合ヲ含メタラドウカト思フ
ノデスガ、是ハ此ノ命令事項ノ參考書
類ニハ入ツテ居ナイデス、ソレハドウ
云フ風ニ御考ヘニナラテイラツシヤル
ノデスカ

○山添政府委員 御説ノ如ク實行組合
ヲ含メセマシテモ差支ヘナイノデアリ
マスガ、サウ云フ場合ニ於キマシテハ、
事實上實行組合ニ任セルニ致シマシテ
モ、政府トシテハ名目上市町村農業會
ト云フモノヲ責任主體ニシテ置イタラ
ドウカト云フヤウナ考ヘデ、斯様ニ致
シテ居ルノデアリマス

○葉梨委員長 御質疑ガゴザイマセヌ
ケレバ第四十七條ニ移リマス、第二十
七條ヲ朗讀セシメ且ツ説明ヲ求メマス
○大和田説明員 (朗讀)

第四十七條 主務大臣又は地方長官
は、自作農の創設上特に必要があ
ると認めるときは、この法律によ
り市町村農地委員會の權限に屬
せた事項を都道府縣農地委員會に
處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定に
より都道府縣農地委員會に處理さ
せる事項に關しては、この法律に
より都道府縣農地委員會の權限に
屬させた事項は、地方長官が、こ
れを處理し、この法律により市町
村農地委員會に對してすべき異議
の申立は、都道府縣農地委員會に
對し、都道府縣農地委員會に對し
てすべき訴願の提起は、地方長官
に對してこれをするものとする。
主務大臣は、自作農の創設上特
に必要があると認めるときは、こ
の法律により都道府縣農地委員會
の權限に屬させた事項を地方長官
又は中央農地委員會に處理させる

ことができる。

前項の場合には、同項の規定に
より地方長官又は中央農地委員會
に處理させる事項に關しては、こ
の法律により地方長官の權限に屬
させた事項は、主務大臣が、これ
を處理し、この法律により都道府
縣農地委員會に對してすべき異議
の申立は、地方長官又は中央農地
委員會に對し、地方長官に對して
すべき訴願の提起は、主務大臣に
對してこれをするものとする。

○山添政府委員 此ノ農地委員會ニ付
キマシテハ、其ノ性質ハ行政廳デゴザイ
マスルケレドモ、上ノ方カラ監督上ノ
命令ヲ發スル、斯様ナ主義ハ採ツテ居
ラナイノデアリマス、併シナガラ一面
ニ於キマシテ農地委員會ガ謂ハバ「サ
ボタフジョ」ラスル、隨テモノガ動カ
スト云フコトニナリマシテハ困リマ
スノデ、サウ云フ場合ニ處シマス爲
ニ、上級ノ都道府縣農地委員會ヲシ
テ、市町村農地委員會ノナスべき仕
事ヲ代ツテ行ハシメルト云フ規定ヲ設
ケタノデアリマス、此ノ事柄ハ、例ヘバ
未墾地ニ付キマシテ都道府縣農地委員
會ノ動カナイト云フ場合ニ、中央農地
委員會若シクハ地方長官ニ處理サセ
ルト云フコトモ亦、事實ハサウ云フ場合
ハナイト思ヒマスケレドモ、理論上ノ
要求トシテサウ云フ規定ヲ設ケタノデ
アリマス、ソレハ普通ノ法律ニ於ケル
上カラ命令事項ト云フノガ、此ノ民
主的ニ専ラ活動スルト云フコトヲ本旨
ニシタ所ノ農地委員會ノ性格ニ鑑ミマ
シテ、仕事ガ動カヌト云フ場合ニハ、
命令ニ依ツテ、代ツテ上ノ機關ガ仕事
ヲ處理スルト云フ代執行ノ規定デアリ
マス

前項の場合には、同項の規定に
より地方長官又は中央農地委員會
に處理させる事項に關しては、こ
の法律により地方長官の權限に屬
させた事項は、主務大臣が、これ
を處理し、この法律により都道府
縣農地委員會に對してすべき異議
の申立は、地方長官又は中央農地
委員會に對し、地方長官に對して
すべき訴願の提起は、主務大臣に
對してこれをするものとする。

○葉梨委員長 御質疑ハゴザイマセヌ
カ—ソレデハ第四十八條ニ移リマ
ス、第四十八條ヲ朗讀セシメ、且ツ説
明セシメマス
○大和田説明員 (朗讀)

第四十八條 この法律中市町村農地
委員會に關する規定は、地區農地
委員會の設けられてゐる市町村の
地區にあつては、地區農地委員會
にこれを適用する。この場合にお
いて、第三條第一項中市町村の區
域とあるのは、「地區農地委員會
の設けられてゐる地區」と、同項第
一號中市町村の區域とある
のは、「隣接市町村の區域内」の地
域又は他の地區農地委員會の設けら
れてゐる地區で當該地區に隣接す
る地區」と讀ミ替へるものとする

○山添政府委員 此ノ地區農地委員會
ト申シマスノハ、農地調整法ノ方ニ其
ノ規定ヲ設ケテ居ルノデゴザイマス
シテ、何カ不自然ト申ストロカシイノデ
アリマスルガ、町村合併等ニ依リマシ
テ、區域ノ區大ナ地域ガ一ツノ市ヲ成
シテ居ル、或ハ町ヲ成シテ居ル、所ガ
農地等ノ關係カラ見マスルト、實體ハ
合併前ノソレト、元ノ町村ヲ成シテ
居ツタ區域ニ依ル方ガ宜イ、斯ウ云フ
ヤウナ場合ニハ、其ノ區域毎ニ地區農
地委員會ヲ設ケテアリマス、サウ
致シマスルト、此ノ地區農地委員會ノ
區域ガ、此ノ法律ニ於ケル所ノ市町村
ノ區域ト云フヤウニ看做サレル、斯ウ
云フコトニ致スノデゴザイマスルガ、
サウ云フ場合ガゴザイマスルノデ、此
處ニ書イテゴザイマス通リニ、地區農
地委員會ニ對シテ市町村農地委員會ニ
關スル規定ヲ適用スルト云フコトヲ念
ノ爲ニ書イタノデアリマス

前項の場合には、同項の規定に
より地方長官又は中央農地委員會
に處理させる事項に關しては、こ
の法律により地方長官の權限に屬
させた事項は、主務大臣が、これ
を處理し、この法律により都道府
縣農地委員會に對してすべき異議
の申立は、地方長官又は中央農地
委員會に對し、地方長官に對して
すべき訴願の提起は、主務大臣に
對してこれをするものとする。

○葉梨委員長 御質疑ハゴザイマセヌ
カ—御質疑ナシト認メマス、第二十
九條ニ移リマス、第四十九條ヲ朗讀セ
シメ、且ツ説明ヲ求メマス
○大和田説明員 (朗讀)

第四十九條 この法律中市町村又は
町村長に關する規定は、町村の事
務の全部又は役場事務を共同處理
する町村組合のある地にあつては
町村組合又は組合管理者に、町村
制を施行しない地にあつてはこれ
に準ずるものに、市又は市長に關
する規定は、東京都の區のある區
域、京都市、大阪市、横浜市、名古屋
市及び神戸市にあつては地方長
官の指定する區又は區長にこれを
適用する

○山添政府委員 此ノ第四十九條ノ規
定ハ、第四十八條ノ規定ト實質ニ於キ
マシテハ略々同趣旨デゴザイマスル
ガ、此ノ町村組合ノアリマスル所ニ付
テハ、ソレヲ單「ノ町村ト看做シタリ、
又東京都ノ如キ、其ノ他ノ大都市ニ
於キマシテハ、區ト云フモノヲ一ツノ
市町村並ニ取扱フト云フコトヲ明確ニ
致シタノデアリマス

前項の場合には、同項の規定に
より地方長官又は中央農地委員會
に處理させる事項に關しては、こ
の法律により地方長官の權限に屬
させた事項は、主務大臣が、これ
を處理し、この法律により都道府
縣農地委員會に對してすべき異議
の申立は、地方長官又は中央農地
委員會に對し、地方長官に對して
すべき訴願の提起は、主務大臣に
對してこれをするものとする。

會ヲ置カレテモ宜イ、斯ウ云フヤウニ
アルノデアリマスガ、委員長ノ御話シ
ノハ、葛飾—元ノ郡デゴザイマスガ、
彼處ニハ區ガゴザイマセヌノダラウト
思ヒマス

○葉梨委員長 アルノデス
○山添政府委員 アレバサウ云フ譯デ
ゴザイマスガ、其ノ場合ニハ區ノ區域
ガ不都合デアルト云フノデゴザイマス
レバ、此ノ第四十八條ノ規定ニ依リマ
シテ地方長官ハ或ル程度分ケ得ル譯デ
ス

○葉梨委員長 差支ヘナイ譯デスカ、
ソレナラ結構デス、ソレデハ第五十條
ニ移リマス、第五十條ヲ朗讀セシメ、
且ツ説明ヲ求メマス
○大和田説明員 (朗讀)

第五十條 左の各號の一に該當する
者は、これを六箇月以下の懲役又
は五百圓以下の罰金に處する。
一 第三十二條第二項(第三十七
條第二項)において準用する場合
を含む。において準用する場合
官吏の測量、検査、移轉又は除却
を拒み、妨げ又は忌避した者
二 第四十二條の規定に違反した
者
三 第四十五條の規定に違反し
て、報告を怠り、又は虚偽の報
告をした者
○葉梨委員長 御質疑ハゴザイマセヌ
ケレバ第五十一條ニ移リマス、第五十一
條ヲ朗讀セシメマス
○大和田説明員 (朗讀)

の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する

○養製委員長 一寸伺ヒマス、此ノ中ニ「法人若しくは人」トシテ、ズツト「人」トシテゴザイマスガ、是ハ個人ノ意味デゴザイマセウネ、是ハ文語體デ行カラ個人ト書カナカッタト云フ意味デゴザイマセウカ、ドウ云フコトデ「個人」ト書イタ方ガハツキリスルノデハナイカト思ヒマスガ

○山添政府委員 是ハ慣用デ、今マデズツト斯ウ云フ風ニナツテ居リマス

○養製委員長 法律用語デサウ云フ風ニナツテ居ルノデシタラ結構デス、次ニ附則ニ付テ審議ヲ進メマス、附則ヲ期セシメマス

○和田説明員（朗讀）

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三條第一項の規定による農地の買収については、市町村農地委員會は、相當と認めるときは、命令の定めるところにより、昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

○山添政府委員 此ノ附則ノ第二項デゴザイマスガ、法律ノ字句カラ申シマスルト、原則論ト致シマシテハ、農地ノ買収計畫ヲ立テル當時ノ事實ニ基キマシテ買収計畫ヲ立テル譯デゴザイマスルガ、御承知ノヤウニ、前同ノ農地調整ノ改正ノ發表ノ前後ヲ續リマシテ、色々ト面白クナイ事實ガ行ハレタコトモゴザイマス、ソレ等ノモノヲ其

ノ儘ニ看過シテシマフト云フコトデハ、是ハ社會正義ニモ合致サナイ譯デアリマス、隨テ此ノ法律ニ依リマシテハ昨年十一月二十三日マデ遡リ得ル、サウシテ不當ナル土地取上等ノ如キモノハ、之ヲ元ニ遡シテ此ノ法律ヲ適用スルコトガアル、斯ウ云フコトヲ定メタノデゴザイマス、其ノ趣旨トスル所ハ、違法行為或ハ法ヲ免レントスル行為、サウ云フ社會的不正事實ハ之ヲ其ノ儘ニハシナイト云フノガ趣旨デアリマス

○三ツ林委員 昭和二十年十一月二十三日現在マデ遡ルノデスガ、假ニ町村委員會決メマシテ、地方事務所ガ知事ノ委任ヲ受ケテ居ツテ、許可ヲ貰ヒマシテ、農地調整法ニ依ツテ是ガ自作農ニナツタノデアリマス、ケレドモ、結局其ノ間ニ實際問題ト致シマシテハ農地調整委員會決メマシタケレドモ、是マデハ地主對小作者デヤツテ居タ、ドウ云フコトヲヤツテ居タカ分ラナイノデアリマス、其ノ爲ニ農地委員會デハ正當ト認メマシテ申達致シマシテ、知事ノ認可ヲ受ケテ登記ヲ済マセテ居タノデアリマス、ソレガ結局正當ニヤツテ居タノデアリマスガ、斯ウ云フ風ニ遡ツテヤルコトニナリマシテモ、初メハ地主、小作者ガ宜イ按配ニヤツテ居タノデアリマス、今度ノ法律デ大體ニ於テ七百何十圓、補償金ガ幾ラデ千圓近クナルト思ヒマスガ、若シモ或ル人ニ其ノ小作者ガ突カレテ、オ前ハ法律ガ出来テカラヤレバ得デハナカツタカト云フヤウナコトニナリマシテ、例ヘバ米一俵賣ツテ居タトカ、金ヲ二千圓出シタトカ云フヤウナ問題ガ出来タトシタナラバ、ドウ云フ處理ヲ致シマスカ、其ノ點ヲ一ツ御覽キシテ

見タイト思ヒマス

○山添政府委員 只今ノ點ハ、結局農地ニ關スル公定價格ノ違反ニナル譯デアリマス、隨テ此ノ法律ニ依リマシテモ、是ハ元ノ小作者ガ、自作地ニナツタノデアリ、且ツ其ノ正當ナル土地ノ上ニアツタ所ノ小作者ニ其ノ儘賣ラレタト云フコトデアリナラバ、自作地ニナリマシタコト、ソレ自身ハ別ニ引ッ繰返ス必要ハナイ譯デアリマス、問題ハ價格統制ノ違反トシテ處罰サレルコトニナル譯デアリマス

○三ツ林委員 價格統制違反ニナルト言ハレケレドモ、私共市町村長ヲシテ居リマス者ガソレヲ認メテ申達シテ知事ガ認可シタ、サウシタ場合——私ハ責任ヲ回避スルモノデハアリマセム、私共モ惡イユトラシタコトニナルノデスカ、ドウナルノデスカ

○山添政府委員 是ハ惡イコトハ惡イノデス（笑聲）

○三ツ林委員 實際ハ知ラナイデ、小作者ト地主デヤツタノデ、コツチガ知ラナイケレドモ則則ヲ見ルト大分ヤカマシク書イテアリマスガ、ドウナルノデスカ

○山添政府委員 サウ云フヤウニ、今マデハ公定價格ニ依ラナイデ、自作農ノ創設ガ行ハレタ場合ガ非常ニ多イノデアリマス、隨テ今度ハ必ズ國家ガ其ノ間ニ介在シテ自作農ノ創設ヲスルコトハ惡イコトハ惡イノデアリマス、先コトハ惡イコトハ惡イノデアリマス、ケレドモ、ソレヲ如何ニ取扱フカト云フコトハ、又一方刑罰トシテハ刑事政策ノ方デアル譯デアリマシテ、公ニサウ一々答ヘラレナイト思フノデス

○養製委員長 此ノ第五十條ノ罰則ニハ其ノ際ノ罰則規定ハ入ツテ居リマセ

ス、是ハ立入妨害ヲシタ時トカ、或ハ公告ノアツタ後ニ土地ノ形質ヲ變更シ、又ハ農藥施用施設、工作物若シハ立木等ノ損壞除去シタルモノ、及ビ主務大臣又ハ地方長官ノ徵スル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲシタモノト云フ、此ノ三項ガ大體六箇月以下ノ懲役若シタハ五百圓以下ノ罰金ト云フコトデアリマス、アナタノ只今仰シヤラレタコトハ、此ノ規定ニハ當該マラナイ譯デス

○三ツ林委員 サウスルト、八月一日以降ハイカスト云フノデ七月三十一日マデニ申請致シマシテ、知事ガ認可シテ居リマスガ、其ノ問題ハイザコザガアリマシテモ私共ハ責任ガナイト見テ戴カナイト困リマスガ、其ノ點ヲ能ク御含ミ願ヒタイト思フノデアリマス

○養製委員長 農林大臣ヨリ一ツ御心配ノナイヤウニ御説明ヲ願ヒマス

○和田國務大臣 其ノ點ハサウナノデスガ、唯中ニハサウ云フヤウナコトヲ地方町村長ナドハ知ラナクテモ、農地委員會ナリ何ナリガ、此ノ法ヲ免レル——ト言フト語弊ガアリマスガ、サウ云フ意味デ急イデヤツタト云フ不當ナモノデアリマス、其ノ場合ニハ計畫ヲ變ヘテ、十一月二十三日ニ遡ツテ、今度ハ新シイ計畫ニ基イテヤル、斯ウ云フコトニナルノデアリマス

○養製委員長 他ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ自作農創設特別措置法案ノ各條ノ質疑ハ之ヲ以テ終了致シタコトト致シマス、此ノ際吉澤仁太郎君ノ保留セラレテ居リマシタ大藏省關係ノ質疑ヲ許可致シマス

○吉澤委員 本昭和二十一年度ノ所得稅ノ調査ニ際シマシテ、農家ノ保有米即チ自家用米ノ價格算定基準ニ對シテ

乙種事務所所得課ケルニ當リマシテ、食糧當國ガ拂下スル公定價格ヲ以テ大體算定スルヤウニト云フ財務當局ノ御指示ガアツタサウデアリマス、此ノ價格ヲ以テスルノハ體カ本年初メノヤウニ承ツテ居リマス、今マデハ大體此ノ統制ニナリマシテカラ地主ノ供出價格ニ依ツテ農家ノ保有米ハ算定サレテ居リタノデアリマス、所ガ今年ハサウ云フ御指示ガアツタノデ、是ハ嚴正ニ實行サレタカサレヌカハ存ジマセヌケレドモ、私共之ニ付テハ強ク反對シタノデアリマス、大體私ガ申上ゲルマデモナク、所得ハ眞ニ農家ガ物ヲ賣リ、或ハ作ツテソレヲ處分シタモノニ對シテ乙種分類所得稅ヲ課スル、是ハ當然デアリマスガ、自分デ食ベタ物、使用シタ物、之ニ公定價格ニ依ツテ課スルト云フ例ハ餘リ現在マデナカツタノデアリマス、是ハ相當重要ノ問題デアリマシテ、若シ假リニ二十一年度ノ課稅ニ致シマシテモ、例ヘバ地主ノ保有米、又ハ地主ノ小作者ガ七十五圓デ、之ニ依ツテ算定サレル、又農家ノ買上米ト買上米ニ附屬シタ配給價格ノ値上、此ノ値上ノ假ニ四百五十圓トスルト、ソコニ著シイ相違ヲ來スノデアリマスガ、此ノ價格ノ算定標準ヲドコニ御置キニナルカ、之ニ依ツテ農家ノ所得稅ノ決定額ガ非常ニ違ツテ來ル、過日太藏大臣ニ伺フタ時ニハ、大臣ハ能ク此ノ邊ノ事情ヲ御存ジナカツタヤウナ御答辯デアリマシタガ、今日ハ主税局長ガ御見エニナツテ居リマスカラ、一ツ主税局長ノ御答辯ヲ要求致シマス

○池田（農）政府委員 農家ガ生産シタ其ノ生産物ヲ自分デ消費サレル場合ニ於キマシテハ、ヤハリ生産物ニ對シテモ所得課スルノガ當然デアリマス、

ス、是ハ立入妨害ヲシタ時トカ、或ハ公告ノアツタ後ニ土地ノ形質ヲ變更シ、又ハ農藥施用施設、工作物若シハ立木等ノ損壞除去シタルモノ、及ビ主務大臣又ハ地方長官ノ徵スル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲシタモノト云フ、此ノ三項ガ大體六箇月以下ノ懲役若シタハ五百圓以下ノ罰金ト云フコトデアリマス、アナタノ只今仰シヤラレタコトハ、此ノ規定ニハ當該マラナイ譯デス

○三ツ林委員 サウスルト、八月一日以降ハイカスト云フノデ七月三十一日マデニ申請致シマシテ、知事ガ認可シテ居リマスガ、其ノ問題ハイザコザガアリマシテモ私共ハ責任ガナイト見テ戴カナイト困リマスガ、其ノ點ヲ能ク御含ミ願ヒタイト思フノデアリマス

○養製委員長 農林大臣ヨリ一ツ御心配ノナイヤウニ御説明ヲ願ヒマス

○和田國務大臣 其ノ點ハサウナノデスガ、唯中ニハサウ云フヤウナコトヲ地方町村長ナドハ知ラナクテモ、農地委員會ナリ何ナリガ、此ノ法ヲ免レル——ト言フト語弊ガアリマスガ、サウ云フ意味デ急イデヤツタト云フ不當ナモノデアリマス、其ノ場合ニハ計畫ヲ變ヘテ、十一月二十三日ニ遡ツテ、今度ハ新シイ計畫ニ基イテヤル、斯ウ云フコトニナルノデアリマス

○養製委員長 他ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ自作農創設特別措置法案ノ各條ノ質疑ハ之ヲ以テ終了致シタコトト致シマス、此ノ際吉澤仁太郎君ノ保留セラレテ居リマシタ大藏省關係ノ質疑ヲ許可致シマス

○吉澤委員 本昭和二十一年度ノ所得稅ノ調査ニ際シマシテ、農家ノ保有米即チ自家用米ノ價格算定基準ニ對シテ

此ノ際ニ昨年から今年ニ掛ケテ米價ガ動イタ、斯ウ云フ場合ニハ、其ノ平均價格ニ依リ所得計算ノ場合ニ其ノ計算ニ入レルト云フ方針デアリマス

○吉澤委員 平均價格ト言ハレルト、一體ドレトドレノ平均ヲ御取リニナルノカ、大體ノ御方針ヲ伺ヒタイと思ヒマス

○池田(男)政府委員 農家ノ米ハ從來ハ十一月ト、十二月、一月ト一應此ノ三箇月間ニ生産セラレタ米ガ出廻ルト云フ考ヘデハサウ云フ方針デ行ツテ居リマス、併シ本年ハ從來ト違ヒマシテ十一月、十二月、一月、二月、三月位ニ供出サレル、斯ウ云フ計算ノ下ニ、一石當リ幾ラト云フ計算デ行ツテ居リマス、數字ハ幾ラデアツタカ覺エテ居リマス

○吉澤委員 局長サンハ私ノ質問ヲマデ能ク御諒解出來テ居ナイノデハナイカト思ヒマスガ、私ハ農家ノ飯米ノコトヲ申上ゲテ居ルノデアリマス、十一月ト十二月ノ平均米價ニ依ツテ所得ヲ決定スルノハ從來行ハレタ例デアリマスガ、其ノ後米價ガ統制サレルヤウニナツテカラハ、政府ガ買上値段ニ依ツテヤラレルコトハ當然デアリマス、ソコデ唯私ノ御伺ヒ致シタイノハ、農家ノ飯米ノ價格ヲ何レニ見ルカ、既ニ供出價格ハハツキリシテ居ルノデスカラ、飯米價格ニ對スル御方針ヲ承リタイノデアリマス

○池田(男)政府委員 是ハ取扱トシテドチラヲ執ツテ居ルカ分リマスガ、消費者價格デ見ルノガ、理論的ダと思ヒマス

○吉澤委員 サウスルト、營團ガ配給スル其ノ價格ニ依ルノガ理論上當然ダ、斯様ニ承ツテ宜シウゴザイマス

○池田(男)政府委員 斯ク致シマスコトガ生産者以外ノ人ノ負擔ト生産者ノ負擔トガ均衡ニ行キマスカラソレガ理論的ダと思ヒマスガ、實際ノ取扱ヒト致シマシテハ、農家ノ生産シタ價格ニ依ツテ居ルノデハナイカト思ツテ居リマス、此ノ點ハ實際ニハ、私存ジテ居リマス

○吉澤委員 是ハ相當重大ナ問題デアリマシテ、昨年ノ取扱方針ト今年ノ取扱方針ガ大分變ツタノデアリマシテ、農家ノ所得ニ大異變ヲ來シタノデアリマスガ、念ノ爲メ伺ツタノデアリマス、私ハヤハリサウ云フ方法ニナサルト、中々調査ガ御困難ダと思ハレル節モアルノデアリマス、何トナレバ、供出シタ數量ハハツキリシテ居リマスガ、自家用數量ハ一體幾ラ自家用ニ供シタカト云フコトハ分ラナイコトガ第一デアリマスシ、ソレカラ其ノ他ノ品物、詰リ唯單ニ米ダケデハゴザイマセヌ、豆トカ小豆トカ或ハ諸類ノ如キ、果實ノ如キ、全部ガヤハリサウ云フモノニ御覽ニナルト、中々容易ナラヌ御手數モアリ、農家ノ所得ガ莫大ニ計算サレルコトニナル譯デアリマシテ、是ハ今ハツキリ御答辯ヲ伺ヒタイノデハナイノデアリマスガ、能ク御檢討ヲ願ツテ、餘リニ苛酷ニ互ラザル程度ノ課稅ヲ要望シテ此ノ質問ヲ打切りタイト思ヒマス、農林大臣ニ續イテ御伺ヒ致シタイノデアリマスガ、主税局長ガオシダイニナツテ居リマスカラ若シ其ノ方ヲ御先ニ質問サレル方ガアレバ後程デモ結構デアリマス

○太田(秋)委員 其ノ件ニ關スルコトデスカラ御許シ下サイ、丁度幸ヒニ主税局長サンガオ見エ下サツタノデ、此ノ機會ニ伺ツテ置キタイと思ヒマス、ソレハ當然ノヤウデゴザイマスガ、此ノ法案ニ依リマシテ政府ガ御買上ニナル田畑、是ハ勿論公定價格ト稱シマシテ、從來規定サレテ居ツタ所ノ田ガ四十、畑ガ四十八ト云フ標準價格ニ依ルノデアリマス、隨テ此ノ價格ガ今度發表サレタ所ノ財產稅ノ基準ニナルト思フノデアリマスガ、之ヲ超シテ課稅スルヤウナコトハ財産稅ニ於テモ最早ナイト信ジテ居リマス、併シ實際ニ於テハ、地方ニ於テハ四十、四十八デタク、地方ノ稅務署ガ時價ニ依ツテ之ヲ課稅ノ對象ニスルト云フコトニナサルト、是ハ容易ナラヌ問題ナノデゴザイマスノデ、デアリマスカラ私ハ政府ノ買上ニナル土地ハ、當然ノコトデゴザイマスガ、是ハ公定價格ノ評價ガ付イテ居リマス、其ノ他ノ政府ノ買上ニテ居ルモノノ財產稅ノ基準モ之ニ準ジテ御取リニナルト考ヘマスガ、之ニ付テ主務局長ノ御意見ヲ伺ヒマス

○池田(男)政府委員 財產稅ノ對象トナリマス田畑ノ評價ニ付キマシテハ、色々大意見ガゴザイマス、御話ノ如ク、政府ノ買上ゲルモノハ貨價價格ノ所定ト倍數ニ報價金ヲ加ヘタモノ、ソレノ對象ニナラナイ所謂自作農者ノ田畑ニ付キマシテハ、ソレ以外ノ一般ノ取扱價格ニ依ルベキデハナイカ、斯ウ云フ意見モアルノデアリマスガ、只今ノ所政府ト致シマシテハ、田畑ニ付キマシテハ、此ノ自作農創設特別措置法案ニ豫定シテ居ラレル倍數ニ依リ、サウシテソレニ報價金ヲ加ヘタラト考ヘテ居リマス、唯アノ倍數以外ニ使ヒ得ル倍數ガ地方ノ狀況ニ依ツテアリ得ルノデゴザイマス、若シサウ云フヤウナ、アノ倍數ヨリモ他ノ倍數ガ適用ニ

ナル場合ニ於キマシテハ、勿論其ノ倍數ニ依リタイト考ヘテ居リマス

○太田(秋)委員 大體分リマシタガ、政府ノ御買上ゲル田畑ニ對シテハ、今御説明ヲ伺ツテ承知致シマシタガ、唯政府ノ御買上ゲルニナル土地ト地番モ同ジダシ、地味モ大體違ハヌト云フヤウナ狀態ニアルモノニ付キマシテ、一方ハ政府ガ買上ゲルノダカラ、是ハ公定價格ノ基準ニ依ツテ財產稅ノ規格ノ標準ニスル、一方ハ地方デ賣買スルノハンレヨリモ高ク賣レテ居ルノデアルカラ、ソレヲ各稅務署ニ於テ審査シテ、財產稅課稅ノ對象ニスルト云フヤウナコトハ、私ハ矛盾シテ居ルノデハナイカト思ヒマスガ、此ノ點ヲハツキリト御答ヘ願ヒタイと思ヒマス

○池田(男)政府委員 先程申上ゲマシタヤウニ、田畑ノ評價ハ、此ノ自作農創設特別措置法案デ定メラレマシタアノ倍數ニ依ツテ參リマス

○太田(秋)委員 ソレデ分リマシタ

○池田(男)政府委員 主税局長サンニ今ノコトニ關聯シテ御伺ヒシタイト思ヒマス、一體政府ノ今回ノ自作農創設特別措置法案ニ於テハ、公定價格デ買上ゲル價格、是ハ當然ノ公定價格デアリマス、メコデ今ノ賣リ買ヒヲシナイ自作農ノ財產稅ノ査定ニ當リマシテハ、今ノ御話ヲ聽キマス、政府ノ詰リ買價價格ニ或ル倍數ヲ四十倍ナラ四十倍ヲ掛ケタ以上ニ、報價金ヲ加ヘルト云フ風ニ聞エマシタガ、小作者ニ賣ルノハ報價金ヲ入レナイモノデアリマス、サウスルト買價價格ニ倍數ヲ掛ケタモノガ本當ナノデス、報價金ハ今土地ヲ離レルノデ、特別御同情アル金ナノデアリマス、報價金ヲ取ル人ハ其ノ價格ニ見テ宜イカモ知レマセヌガ、サウデナイ賣リ買ヒヲシナイ者ニハ何モ

收入ニナルベキモノデハナイ、又價格ニ評價サルベキモノデハナイ、今回ニ限ツテ此ノ報價金ガアルノデ、今後ニ於テ報價金ガアルカト云フトナイノデアリマス、ソレヲ以テ加算スルト云フコトハ、全然誤リダ、斯ウ思ツテ居リマスカラ、此ノ點ニ對スル御所見ヲ聽キタイと思ヒマス

モウツハ、實ハ葛飾區ノ金町デアリマスガ、此ノ邊デ今畑地ノ實際ニ自家用ニ作ツテ居ルモノ一段步ニ對シテ六千圓ト云フ査定デ御發表ニナツタ、是ガアノ邊ノ基準デアリマス、斯ウサレト、其ノ六千圓カラノ龐大ナ金ハドウシテ課ケラレルノカ、事實上賣ツテモ居ラナケレバ、買ツテモ居ラナイノデアリマス、又此ノ燒跡ニ作ツテ居ルモノアリ、其ノ筆法デ全部課稅シテ居リマスカドウカ、其ノ人ノ一段歩モ自家用デアリマス、燒跡デ三畝作ツテ居ルモノ、自家用デアリマス、假ニ三畝トシマシテ二千圓デアル、ソレダケノ收入ニ見テ居ラレルノカドウカ、ソレニ何モ課ケテ居ラレルノデハナイカ、一方之ヲ六千圓ト見ルト云フヤウナ無暴ナ計算ハ如何ナル所カラ出ルノカ、是ハアノ邊區全部ノ査定デアリマス、之ヲ根本ノ直スルガアルカ、コシナ惡イ間違ツテ居ルモノハ直ス、斯ウ云フ御考ヘデアルカ、閣下賣ツタモノハ收入ノアルダケ課ケルノハ當然デアリマス、閣下モ何デモ賣ラヌモノヲ六千圓ト云フノハ如何ナル價格カラ算出シタカ、土地ヲ賣リモ買ヒモセナイモノノ報價金マデ含ムト云フヤウナサウ云フ無茶ナコトヲヤツテ賣ツテハ大變デアリマスカラ、ソレヲ御考ヘ願ヒタイ、價格算出ノ基礎ハ一體何處ニアルカ、斯ウ云フコトデアリマス

○池田(男)政府委員 田畑ノ評價ニ付
キマシテハ、貸付價格ノ倍數ニ依リマ
ス、サウシテ財産稅ノ課稅對象ニナル
方ガ評價金トシマシテ三町以下ノモノ
ニ賞ハレタ其ノ部分ノモノニ對シマシ
テハ、評價金ヲ加算シテ計算致シマ
ス、實際ニ賞ハナイ方ニ對シマシテハ
加算ハ致シマセヌ、是ハ當然ノコトデ
ゴザイマス

次ニ葛飾方面ノ田畑所得、殊ニ畑ノ
所得ニ一段六千圓ノ所得ヲ見積ツタノ
ハ過當デハナイカ、斯ウ云フ御質問デ
アリマスルガ、私ハドノ方面ノ畑ガド
レダケノ課稅ガ適當デアルトハ答ヘラ
レマセヌ、稅務署ハ適當ト認ムル所デ
決定シタト思ヒマス、若シ其ノ決定ガ
不當デアツタ場合ニハ、當然早急ニ訂
正致シテ居ル筈デゴザイマス、次ニ燒
跡ニ作ツタ野榮ニ對シテ所得ヲ見積ラ
ナイカ、斯ウ云フ御質問デアリマスル
ガ、燒跡ニ作ラレマシタ茶園ハ作ツタ
人ガ事業トシテヤツテ居ルカドウカニ
依ツテ判斷シナケレバナリマセヌ、事
業トシテ事業所得ト見ルベキモノカ、
一時ノ所得ト見ルカガ問題デゴザイマ
ス、假令一畝ノ畑デモ、將來永久ニ自
作トシテヤラレル意思ガアリ、サウシ
テヤラレタ場合ニ付キマシテハ、理論
上ハ一時ノ所得デアリマセヌカラ、假
令金額ハ少イモノニ致シマシテモ課稅
スベキ筋合ノモノデアリマス、唯徵稅
手續上ソレヲ強ヒテ取ラナイト云フ場
合ガアルト思ヒマス

○北政委員 只今ノ燒跡ノハ業務ト
シテヤツテ居ラナケレバ取ラナイ、斯
ウ云フ御説デスガ、ヤハリ自家用ノ一
段歩ヲ作ツテ居ル者モ其ノ點ニ於テハ
一ツモ變リガナイ、其ノ一段歩ニ六千
圓ノ査定ヲアノ邊全部ニシテ居ルコト

ハ勸カスベカラザル事實デアル、是ハ
現實デス、査定ノ通知ガ來タノデス、
ソコデ私ハ農民ナラバ皆課ケルノダ、
都市ノ人ナラバ何段作ツテ居ツテモ、
何段作ツテ居ツテモ、ソレハオ負ケシ
テヤルノダ、業務デナイト見ルノダ、何
町歩永久ニ作ツテモ今年ノ收入ハ今年
ノ收入、其ノ所得ニ間違ヒナイ、農民
ノ自家用ノ米モ今仰シヤルヤウニ課稅
スルノデハナイノデスカ、何故ニ自家
用ノ野榮ニ課稅出來マセヌカ

○葉梨委員長 北君ニ御相談申上デマ
スガ、ドウカ出來ルダケ其ノ御議論ハ
財産稅ノ質疑ノ時ニ御譲リニナツテ、
之ニ關係スルコトダケヲ御質問願ヒマ
ス

○北政委員 今土地ヲ買フカ買ハヌ
カニ重大關係ヲ持ツノデス、小作民ハ
買ハバ課稅サレル、都會ノ人ハ課稅セ
ヌ、斯ウ云フヤウニ國民ニ不公平ナコ
トラスルト云フコトハナイ、私ハ斯ウ
思フカラ問フノデス、ソレガ國民ニ公
平ダト云フ理由ニナルカ、農民ダカラ
六千圓課稅ケル、是ハ業務デアル、サウ
デナイモノニハ一ツモ課稅ナイ、農民
ノ穫ツタ自家用ノ米ハ課稅スル、而モ
平均ダ、何ガ平均スル必要ガアルカ、
全部農業會ニ出荷サセテ全部チヤント
數字ガ分ツテ居ル、昨年六千圓出シ
タモノガ五十俵チヤ五十俵、百二十圓
出シタモノハ三十俵チヤ三十俵デハ
ツキリ分ル、三月カラ價格ガ上レバ、
三月カラ後ノ價格ニ對シテ平均シテ見
積ル、斯ウ云フ數字ガ間違ヒナク出ル、
然ルニ拘ラズ、其ノ平均ダケ課ケルト
云フノハ、實ニ亂暴極マル話デ、キチ
ント六十圓デ正直ニ一番先ニ供出シテ
居タ者ハ、百二十圓トノ眞中ノ八十圓
デ取ラレル、九十圓デ取ラレルトシタ

ナラドウナル、是ハ無茶苦茶デス、斯ウ
思フガ、其ノ點ニ付テ御答ヘ願ヒタイ
○池田(男)政府委員 先ツ都會ノ方ノ
茶園ノ所得ニ對シテハ取ラナイ、是ハ
不公平デハナイカ、斯ウ云フ御質問デ
アリマスルガ、只今ノ所得稅法ハ、營
業ノ目的トシナイ一時ノ所得ハ取ラナ
イト云フ建前ニナツテ居リマス、隨テ
所得稅法當然ノ結果ト致シマシテ、都
會ノ人ガ燒跡ニ偶々南瓜ヲ作ツタカラ
ト云ツテ、ソレヲ計算シテ課稅ハシナ
イ建前ニナツテ居リマス、葛飾方面デ
一段六千圓ノ所得ヲ決定シタ、其ノ六
千圓ガ善イカ悪イカ、其ノ問題ハ別ニ
致シマスガ、業務トシテヤラレバ理論上
ハ課稅ニナル、斯ウ云フコトデゴザイ
マス

ソレカラ農家ノ自家用米ヲ平均デ見
タノハ亂暴デハナイカ、斯ウ云フ御質
問デアリマスルガ、農家ノ自家保有米
ヲ是ダケ持ツテ居ル、ソレヲ十一月ニ
消費シタ、十二月ニ消費シタ、一月ニ
消費シタ其ノ時ノ價格ガ違ツタ時ニ
ハ、ソレニ依ツテ所得ヲ計算シナケレ
バ、ドノ金額ニ依ツテ保有米ノ計算ヲ
シテ宜イカ分ラナイカラ、ソレハ其ノ
時々ノ米價ニ依ツテ保有米ノ金額ヲ計
算シタ、斯ウ云フノデゴザイマシテ、
平均シテ決メナケレバ却テ不當ニナル
ト思ヒマス

○北政委員 只今ノ御答ヘデ尙ホ疑
問ガ起ル、營業デナイ、收益ヲ舉ゲル
目的デナイモノハ課稅ヲシナイ、農家
ノ食フモノハ販賣スル所謂營業用デナ
イノデスガ、ソレニハ課稅サスル、此ノ
理論ガ分ラナイ、自家用ト云フモノハ
營業業營業デナイカ——今一段歩作ツ
タモノハ一ツモ販賣スル爲ニ作ツテハ
居ラス、自家用ノ蔬菜園デアル、之ニ

對シテハ六千圓ノ課稅サスル、サウ云
フ理論ハ成立タヌ、農家ノ自家用ハ販
賣シテ利益ヲ舉ゲヨウト云フモノデハ
ナイノ、之ニモ現ニ課稅ヲシテ居ル、
ダカラ農民ニ對シテ非常ナ偏頗ナ課稅
デハナイカ、何モ理論ニナラヌデハナ
イカ、農家ノ自家用ナラハ營業業デハ
ナイカラ宜シイ、斯ウ見テ宜シイノカ
ドウカ、斯ウ言フノデス

○池田(男)政府委員 農業者ガ農業ヲ
ヤラレル範圍ニ於キマシテハ、ソレヲ
事業ト認メマス、隨テ事業カラ出テ來
ル所得デアリマスカラ課稅サスルノデ
アリマス

○北政委員 ドウモ變ナ理論ヲ付ケ
ル、自家用デモ農民ナラ事業ト解釋ス
ル、都會ノ者ガ自家用ニ作ツテ居ルモ
ノハ事業ト解釋セヌ、自分ノ家ノ蔬菜
收入ニ一ツモ變ラナイ、一畝デアラウ
ト半畝デアラウト一ツモ變ラナイ、其
ノ差別待遇ニ先入主ヲ持ツテ居ルト云
フコトハ甚ダカシイ、自家用デモ業
務デアルト云フ、ソナ理論ハ分ラナ
イ、斯様ナ無茶ナコトラスル積リデス
カ

○池田(男)政府委員 他ノ例ヲ以テ御
話申上デレバ御諒解ガ行クカト思ヒマ
ス、自家用ト云フノハ、今ノ生産統
制、販賣統制ヲヤツテ居リマス時ニ、
業者ニ或ル程度認メテ居リマス、例ヘ
バ酒屋ガ自家用ニ酒ヲ造ツテ居ル、其
ノ時ニ自家用ノ酒ハ營業ノ分デナイカ
ラ、其ノ分ノ儲ケハ課稅シナイ、斯ウ
云フコトハナイト思フ、是ト同ジコト
デ、事業者ガ之ヲ其ノ一部トシテ偶々
生産シタモノヲ自分デ消費セラレテ
モ、是ハ所得カラ除ク譯ニハ行カナ
イ、斯ウ考ヘテ居リマス

○葉梨委員長 松岡君ニ御相談シマス
ガ、アナタノ保留シテ居リマス炭礦埋
沒農地ニ關スル質疑ハ此ノ際オヤリニ
ナツタラ如何カト思ヒマス——松岡君

○松岡(通)委員 特ニ委員長ノ許可ヲ
得マシタカラ、多少附議セラレテ居リ
マス議題トハ異ナツタ點モアルカモ知
レマセヌガ、御許シテ得タイト思ヒマ
ス、政府ハ本法ノ第三條及第五條ノ
關係命令事項トシテ鑛山又ハ炭坑附近
ノ農地ハ、其ノ保有シ得ル農地面積ニ
算入スルコトノ不適當ナル農地面積ニ
ス、更ニ現在陷沒セル農地ハ勿論、將
來ニ陷沒ノ虞アル農地ハ政府買上ノ對
象トシナイト云フヤウナコトヲ命令事
項ニハツキリト書イテアルヤウデゴザ
イマスガ、斯ウ云ツタ農地ハ、其ノ儘
將來何時マデモ放ツテ置カレル御意見
デアリカドウカ、先ツ農林當局ニ御伺
ヒ致シマス

○山添政府委員 サウ云フ鑛害ニ掛リ
マシタヤウナ土地モ、出來ルダケ之ヲ
復舊シテ立派ナ農地ニシタイト云フコ
トハ當然デアリマシテ、ソレヲ復舊ス
ルト云フコトニハ十分施設ヲスル積リ
デアリマス

○松岡(通)委員 今農政局長ノ御答辯
デ、要スルニ斯ウ云ツタ法律ヲ作ラレ
ル所以モ、農産ノ造成ガ目的デ作ラレ
テ居ルノデアリマスカラ、當然過ギル
ヤウナ當然ノ御答辯ト考ヘマスガ、唯
實際問題ト致シマシテ、復舊シテ普通
ノ農地ニセシメルト云フ單ナ言葉ノ
上ダケデハ了解シ難ネルノデアリマス
ス、此ノ問題ガ起リマシテ既ニ二十
年餘ヲ經テ居ルノデアリマスガ、今日
ニ至リマシテモ更ニ根本ノ問題ノ解
決ガナサレテ居ラナイ、御承知デモア
リマセウガ、日本ノ石炭ノ存在ハ、北
海道、當磐、山口、九州ト云ツタ方面

ニ分レテ居リマスガ、其ノ中デ最モ生
産ノ多イノハ取モ直サズ九州地方デア
リマス、就中福岡縣ノ如キハ、戰前ニ
於キマシテ全國ノ生産ノ五割五分ヲ占
メテ居ル、ソレガ戰爭最中ニナリマス
ト、北海道ノ生産ガ意ノ如クナラナイ
爲ニ、全國ノ石炭ヲ一手ニ割受ケテ居
ツタカノ感ガアルノデアリマス、是ガ
爲ニ其ノ半面ニハ、之ヲ採掘スル爲ニ
起ツテ來ル被害ト云フモノハ殆ド想像
以上ノモノガアリマシテ、或ハ道路、
河川ガ沈没陥落シテ其ノ效ヲナサナ
イ、家屋ハ傾斜埋没シ、飲料水ノ井水
ハ濁濁シテシマフ、斯ウ云ツタ公共施
設ノ破壊ハ勿論地方民ノ生活ヲ脅カス
コトガ洵ニ甚大ナモノガアルノデアリ
マス、就中耕地ノ被害ハ、是亦恐ラク
關係ノナイ方ノ想像ノ及バナイ所デア
リマシテ、其ノ大部分ノ耕地ハ、所謂
田ハ二毛作田ノ是レ以上ノ良田ハナイ
ト云ツタ位ノ田デアリマス、其ノ美
田ノ被害ガ福岡縣ニ於キマシテモ
一萬町歩ヲ今超エテ居ルノデアリマ
ス、之ニ山林ノ被害、畑ノ被害、斯ウ
云ツタモノヲ加ヘマシタナラバ、其ノ
面積ハ測リ知リ得ナイノデアリマス、
今福岡縣ノ行政區ハ十一市十九郡、三
百箇町村ニ依ツテ成立ツテ居ルノデア
リマスガ、此ノ中七市八郡八十九箇
村ノ市町村ガ全部此ノ被害ノ影響ヲ受
ケテ居ルノデアリマス、尙ハ更ニ福岡
縣ノミデナク、現ニ佐賀、長崎等ノ
各縣ニモ次第ニ陥落ノ被害ガ發生シ
テ參リマシテ、同地方ノ農民ハ全ク自
分達ノ將來職業ヲ如何ニセント迷ツ
テ居ルノデアリマス、政府ハ只今復舊
セシムルト云フヤウナ御話ガアリマシ
タガ、具體的ニドウシテ復舊セシムル
カト云フコトヲ御尋ネシテ見タイト思

ヒマス
是ハ商工當局ニ御尋ネ申上ゲマス
ガ、此ノ問題ガ起リマシテ農林省當局
ニ於キマシテハ其ノ經過ト致シマシ
テ、將來際限ナク發生スル被害ニ對シ
テ、農林省ガ責任ヲ持ツコトハ出來ナ
イケレドモ、將來ニ對スル對策ガ講ジ
ラレタ場合ニハ、既往ノ分ニ對シテハ何
トカスルト云フコトヲ、ハツキリ我々
ニ御話ニナツタコトガ幾度モアルノデ
アリマス、先ヅ鑛業法ノ改正ヲヤレト
云ツタヤウナコトデ從通モ受ケマスル
シ、商工省ト致シマシテハ、御承知ノ
通り昭和十二年カラ是ガ改正ノ委員會
ヲ開キマシテ、十四年ニ鑛業法ノ改正
ヲ見タノデアリマス、所謂今マデ民法
ニ例ノナイ、過失若シクハ故意ニ依ラ
ザル、所謂無過失賠償ナル法律ガ新タ
ニ日本ニ生レタノデアリマス、此ノ目
的トスル所ハ、殆ド此ノ鑛害ヲ解決セ
ンガ爲ニ、特別ニ此ノ法律ガ類例メナ
イ法律トシテ日本ニ生レタノデアリマ
スガ、果シテ其ノ結果、鑛害對策トシ
テ此ノ法律ガドレ程有效ニ使ハレテ居
ルカラ、商工當局ニ御尋ネシテ見タイ
ト思フノデアリマス、所謂法ハ如何ナ
ル立派ナ法律デアリマシテモ、其ノ運
用ニ依ツテ初メテ效果ガ舉ルモノデア
リマス、運用ノ妙ハ人ニアルノデアリ
マス、此ノ法律ヲ遵奉シテ鑛害ノ復舊
ヲセシメル、所謂之ヲ運用スルモノハ
商工省當局ナリ農林省當局ガ最モ關係
ガ深イト思フノデアリマス、之ニ付キ
マシテ農林當局ハ、此ノ鑛害對策ヲ具
體的ニドウシテ片付ケルカ、ドウシテ
復舊セシムルカト云フコトヲ、商工當
局ハ特別ニ制定サレタ鑛業法ガ、果シ
テ此ノ問題ニ對シテドウシテ效果ヲ舉
ゲテ居ルカラ、現狀ニ付テ説明ヲ御聽カ

セ願ヒタイト思フノデアリマス
更ニ私共内務省ニ御出席ヲ願ツタノ
ハ、我ノコトダケデハナクシテ、内務
省關係ノ方ハ總體論トシマシテ、斯ウ
云ツタ被害ヲ受ケタ町村ノ將來經濟上
ノ問題、市町村行政上ノ問題トシテ、
斯カル治安上ノ問題ヲ果シテ、此ノ儘
放任セラレテ居ッテ市町村ノ指導ガ出
來ルカドウカ、國有ノ河川、國道ト云ツ
タヤウナモノハ、國ノ威光ヲソレレ、
業者カラ是ガ復舊ニ關シテ相當ノ費用
ヲ御取リナツツ居ルノデアリマスガ、
末端デアアル市町村ト云フモノハ、
サウ云フ力ヲ持チマセヌガ爲ニ、苦シ
イ中カラ市町村ノ經濟ヲ割イテ、水路
ニシロ、町村道ニシロ、町村用ノ河川
ツテ居ルノデアリマス、而モ町村ニ對
スル業者ノ負擔ト云フヨリモ寧ろ關係
者ノ負擔ト云フモノハ、彼ノ住民稅、
サウ云ツタモノモ徵收ノ困難ナル故ヲ
以テ、一人四圓平均ト云フコトニナツ
テ居レバ、徵收ヲ業者ニ委託スルノ故
ヲ以テ是ノ七割ト云ツタヤウニ、不合
理極マルコトヲ自覺シツ、モ、町村爲
政者ハ甘シジテ之ニ依ツテ町村ノ財政
ヲ補助ス、不合理ナルコトヲ知リツ
ツ課稅シ徵收シテ居ルト云フ狀況デア
リマスガ、斯ウ云ツタ狀況ヲ何時マデ
モ繼續サレルトハ、市町村指導ヲセ
ラレル所ノ内務當局ノ御考ヘトシテ、
果シテ已ムヲ得ナイコトデアルト看過
セラル、續リデアアルカ、先ヅ以上ノ事
柄ニ付キマシテソレレ、御答辯ヲ拜聽
シタイト思ヒマス
○池田(欽)政府委員 只今ノ松岡委員
ノ炭坑ノ陷落ニ對シマス御尋ネデゴ
ザイマスガ、現在ノ鑛業法ノ建前ト致
シマシテハ、御承知ノ通り原則ト致シ
マシテハ、金錢賠償ニスルト云フコト

ガ建前ニナツテ居リマシテ、經費ガ比
較的ニ少額デ済ム場合ハ、原狀回復ヲ
請求スルコトガ出來ルト云フヤウナコ
トニナツテ居リマシテ、例外トシテ原
狀回復ト云フコトガ規定サレテ居ルノ
デアリマス、斯ウ云フヤウナ規定ヲ設
ケラレマシタ趣旨ハ炭坑ノ陷落ニ因シ
マシテ損害ヲ受ケタ者ニ對シマシテ、
出來ルダケ損失ヲ補填スルト云フ考ヘ
方ト同時ニ、日本ノ炭礦業ガ非常ニ條
件ノ惡イ採掘ヲ致シテ居リマシテ、過
大ノ負擔ヲサセルコトニ依リマシテ極
メテ基礎產業ト致シテ重要ナ炭礦業ノ
維持ヲ危ウカラシメルト云フコトナ
イヤウニ、原則ト致シマシテ金錢賠償ニ
シ、經費ノ關係ヲ比較考査シテ原狀回
復ヲスルト云フヤウナ建前ニナツテ居
ルノデアリマス、隨ヒマシテ原狀回復
ト云フコトハ非常ニ望マイコトデアリ
マシテ、我々ト致シマシテハサウ云フ
風ニ努力致サケレバナラヌノデアリ
マスガ、一面炭礦ノ維持ト云フヤウナ
點ヲ考ヘマシテ、ソレヲ強制スルト云
フコトマデハハナツテ居ナイノデアリ
マス、只今御話ニナリマシタ現在原狀
回復ニナツタ分、ソレカラ金錢賠償デ
解決致シテ居ル分ガ、ドウ云フ件數ニ
ナツテ居リマスカ、私後デ數字ヲ調べ
御報告申上ゲテモ結構ダト思フノデア
リマスガ、サウ云フヤウナ趣旨デ現在
ノ法ヲ運用シテ居ルノデアリマス、唯
將來ノ問題ト致シマシテ現在又鑛業法
ノ改正ヲ研究中デアリマシテ、此ノ賠
償ノ問題ニ付キマシテモ十分其ノ際ニ
檢討ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマ
ス

○郡政府委員 炭礦地方ニ於キマスル
町村ガ、財政的ニ疲弊シテ居リマスコ
トハ、御指摘ノヤウナ點ガアルト存ジ
マス、之ニ對シマシテハ配付稅モ、御
承知ノ通り一般課稅力ニ適比例致シ、
一般財政事情ニ比例致シマシテ算定致
シテ居リマスカラ、獨リ住民稅ノミデ擔
稅力ヲ考ヘマスルコトハ適當デハナイ
カト存ジマス、各稅ヲ基礎ニ致シテ考
ヘマシタ配付稅ハ、相當程度其ノ實體
ニ應ジテ當該ノ地方ニ分與サレテ居ル
ヤウニ存ズルノデアリマス、市町村民
稅ノ特別徵收ノ問題ハ、當該市町村ノ
實情ナリ、炭礦地方ノ勞務者ノ狀況カ
ラ見マシテ、炭礦業者等ニ委託スルノ
ハ事柄トシテ已ムヲ得ズ、寧ろ或ハ事
態トシテ適當デハナカラウカト考ヘテ
居ルノデアリマスガ、其ノ方法ニ付テ
ハ十分考ヘテ見ナケレバ相成ラヌト思
フノデアリマス、而シテ炭礦地方ニ於
キマシテハ、衛生費等ニ付テモ財政支
出ガ非常ニ多イノデアリマス、御指摘
ノヤウニ、道路等ノ問題モ相當財政上
ノ負擔ニ多クノ影響ヲ及ボシテ來ルモ
ノト存ジマスノデ、此ノ度地方稅法並
ニ分與稅法ノ改正ニ依リマシテ、市町
村ニ對シマスル特別配付稅ヲ設ケテ居
リマスガ、是ノ分與ニ於キマシテハ、
炭礦地方ノ特殊ノ事情ト云フモノハ十
分斟酌シタイト思ヒマス、炭礦地方ノ
土木事業費ノ補助等ニ對シマシテモ、
十分考慮致シタイト考ヘテ居リマス
○笹山政府委員 福岡縣ノ炭礦地方ノ
陷沒シタ農地ノ復舊問題デゴザイマス
ガ、是ハ現在鑛業法ノ建前カラ、炭礦
側デ被害ヲ復舊スルト云フ建前ニナツ
テ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ農
林省トシマシテハ、從來此ノ法律ノ適
用區域外ノ被害地帯ニ對シマシテ、ソ
レゾレ復舊事業ニ對シテ協力ヲ致シタ
參ツタノデアリマスガ、今後斯ウ云
ツタ法律ノ適用區域外ノ問題ニ付キマ

シテモ、法律上當然炭礦側トシテ義務ヲ果シタ上尙且ツ十分デナイト云フ狀態デアリマスレバ、我々ノ方デ今度ノ緊急開拓事業ノ一環トシテ復舊ニ進ンデ参リタイ、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス

○炭礦委員長 松岡君成ベク簡單ニ御願ヒ致シマス

○松岡運送委員 只今商工當局ノ御話ニ依リマス、金錢賠償ノ結果、詰リ原形復舊ヲ目的トスル賠償規定デハナイノカ、ラト云フ御話デアリマス、其ノ點能ク承知シテ居リマス、元々ハ法ノ制約ノ折ニ、金錢賠償ト云フコトハ所謂農地所有者トシテハ到底耐ヘラレナイカラ、耕地デアレバ辛ジテ耕作シ得ル程度ノ復舊、住家デアレバ辛ジテ住ミ得ル程度ノ復舊、サウ云ツタモノダゲデモト云フコトデ、御話ヲシタノデアリマスガ、ヤハリ民法上ノ建前カラ、金錢賠償デナレバイケナイト云フコトデ、斯ウ云フコトニナツタノデアリマス、現在ノヤウナ石炭事情カラ申シマス、既ニ今マデサヘモ其ノ賠償ト云フモノハ困難デアッタ、ソレガ所謂石炭業ノ國營デアルトカ、或ハ國有デアルトカ云フヤウナ今日ニナリマシテ、尙更ニ賠償ト云フモノニ付テハ業者ハ冷淡デアリマス、又既ニ業者ノ今ヤツテ居リマスコトハ、總テ補助助成ニ依ツテ石炭業ガ現在繼續セラレテ居ルコトハ、私ガ申上ゲルマデモナク、鐵道局長ノ方ガ能ク御座ジダと思フノデアリマス、斯ウ云ツタヤウナ場合ニ、此ノ賠償ハ果シテ果セルカ、此ノ賠償ヲ果シタ時ニハ、石炭業ト云フモノハ死滅ニ類スル狀況ニ陥リ、所謂米、石炭、肥料ト云ツタ惡循環ハ益々強クナツテ來ルト思フ、然ラバ其ノ鐵

業法ノ改正當時ニ設定セラレマシタ所謂供託金制度、積立金制度ハ果シテドウカ、農家ガ自分デ復舊シヨウトスル場合、其ノ復舊費ガ足りナイイカ對價賠償ヲシテ呉レ、斯ウ云ツタ場合ニ出セナイト云フノ供託金制度ガ設ケラレテ居リマスガ、今供託金ガ果シテドウ位積ンデアルカ、是ハ後デ調査トカ云フコトデ、私ガ調査シタ所ヲ御話致シマス、福岡縣全部デ三百八十萬圓バカリノモノデアリマス、此ノ三百八十萬圓ガ今申上ゲマシタ九千五百町歩ノ田地ニ對シテドノ位ニ當ルデアリマセウカ、九千五百町歩ノ對價ガドノ位スルカ假ニ一段歩當リノ積立金ヲ出シテ見マス、僅カニ四十圓ソコソコデハナイカ、ソレニ尙ホ礦業家トシテ別途ノ積立金ヲツテ居リマシマス、ソレモ合セテ僅カニ一千三百萬圓デアリマス、其ノ一千三百萬圓ヲ九千五百町歩ノ賠償金ニ充テル爲ニ支出サセルト致シテモ、一段歩當リ僅カニ百圓ソコソコデアル、ソレデ賠償ノ對象ハ原形復舊デナイ、金錢賠償デアルト云フコトモ能ク知ツテ居リマスガ、今ノ石炭ノ所謂共存共榮ノ施設ヲアル爲ニ、コンナニ業者ヲ痛メテ、石炭ノ產出ヲ阻止スルヤウナコトハシタクナイガ、以前ニ鐵業法ノ改正ガ行ハレタガ、是ガ何等役ニ立ツテ居ナイト云フコトヲ玆ニハツキリ申上ゲテ置キマス、私ハ簡單ニ申シマスガ、此ノ被害地ノ總面積地ハ、例ヘバ福岡縣デデアリマシテモ、米ノ生産ガ内輪ニ見積ツテ一段四倍トシテ十六萬石、少クトモ五倍ハ獲レル所デアリマス、此ノ二十萬石ガ減收ニツテ居ルデアリマス、是ハ二毛作田デアリマスカラ、麥ニ致シマシテモ十萬石、合セテ三十萬石ノ米麥ガ鐵

害ノ爲ニ減收ヲ來シテ居ルデアリマス、此ノ三十萬石ノ米麥ガ今デアリマシタラバ、石炭ガ出セナイト云ツテ勞働者ノ加配米ヲ云々ト嘆息シテ居ッタノ加配米ガ、一箇月ニ於テ僅カニ一萬二千二百石アレバ宜イ、是ガ融通サレルトスレバ、三十萬石アツタナラバ此ノ稼働者ノ加配米ノ一年分ヲ優ニ賄ヘル、サウシテハ石炭ガ出セナイト云フヤウナコトヲ相愛ニ終ラセ、更ニ肥料ガ出來ナイト云フヤウナ此ノ惡循環ノ解消スルノニ容易ナ資料トナリ得ルノデアリマス、ソレヲ農林當局ナリ或ハ商工當局ハ事務的ニ云々ト云フコトノミニ依ツテ、未ダニ唯復舊セシメ、復舊モシメルト云フコトバカリデ、本當ニ實現セシムルヤウナコトニ留意シテ貰ハナイト云フノハ、不可解極マルコトト私ハ考ヘマス、先達テ委員ガ食糧緊急措置令ノ折ニ話サレマシタガ、アノ提議湖ノ干拓ノ如キハ止メテ置ケ、内容ハ私申上ゲマセガ、斯ウ云フコトヲ御話セラレタコトヲ聽イテ居リマス、アノ提議湖ノ干拓シテドレダケノ農產物ガ獲レルカ、此ノ鐵害地ヲ復舊シマシタナラバ、直グ翌年カラ熟田ト同ジヤウナ量ガ獲レル、福岡縣ニ於テキマシテハ、今マデノ僅カナル縣費ト國ノ僅カナル助成ヲ以テ、嘗テトシテコソ十箇年餘リニ復興シマシタ耕地ガ千九百町歩デアリマス、其ノ千九百町歩ノ耕地、今實ツテ居ル田ヲ一度實地ニ付テ見テ戴キタイ、一般ノ熟田ト何處ニ變リガアルカ而モ斯ウ云フ所ハ今マデ何百年モ作ツタコトモナイ所ヲ開拓シテヤルヤウナ所ト違ツテ、是ゴソ何百年モ先祖代々作ツテ居ッタ土地デアリマスカラ、耕作ノ便ハ此ノ上モナイ好イ所デアリマス、ア、云ツタ提議湖ノ、

同僚ノ中カラ其ノ效果サヘ著シク疑ハレテ居ルヤウナ所ニ、農林省ハ莫大ナ費用ヲ投ジテヤルヨリモ、多少事務的ニハ不合理ガアリマシテモ、ソレハ政府ノ最高ノ政治的政策ニ依リマシテ、本當ニ米ノ出來ル、増産ノ出來ル所ニ網大ナル助力ヲサレテ復舊セシメラレルト云フ著意ヲシテ戴キタイ、大體此ノコトガ出來ルカ出來ヌカト云フコトニ付キマシテ回答ヲ得マシテ、若シ出來ナイ場合ニハ、私相當ノ決意ヲシテ居ル次第デアリマス、決意ト申シマスノハ、二十年掛ツテ出來ナイ此ノ問題モ、恐ラク他ノ方法デハ出來ヌコトトナイト思ヒマス、ト云フノハ、炭礦業者、是ガ今ノ賠償金ヲ直グ出スツタ農耕者ニ致シマシテ業者カラ年々來ル努力ヲ投ジ肥料ヲ使ツテ米ヲ作ルヨリモ補償米代金トシテ貰ツタ方ガ宜イ、況ヤ此ノ農地法ノソレニ依リマス、是ハ所謂買収ノ對象外ニ置カレタル、ドノ位探ツテ居ツテモ宜イノデスカラ、惡意ニ於テハ復舊ヨリ、復舊シナイデ此ノ鐵害地ヲ宜イト云フ考ヘヲ持ツト思フ、此ノ鐵害地ヲ特ニ買収ノ對象トシテ買ハセテ呉レト云フヤウナ者ガ續々ト出テ居ルデアリマス、斯ウ云ツタ傾向ニアリマスノデ、炭礦業者モ勿論是ノ補償ヲ出サウトシナイシ、關係農業者ニ於テモ之ヲ復舊シヨウトシナイ、併シハ何トシテモ國家的ノ石炭米トノ重大問題デアルカラシテ、私個人ハ一坪ノ土地モ一片ノ石炭モ全然關係ヲ持タナイ、純然タル第三者ノ立場ニ居リマス故ニ、石炭ト米程今日ニ於テ必須缺クベカラザル問題ハナイト云フ其ノ見地カラ致シマシテ、今マデノヤウナ生涯イ御方針デ

アリマシタナラバ、政府ヲ信頼スルニ足ラズ、私ハ曾テ明治時代ニ於ケル田中正造ヲ氣取ル譯デアリマセヌケレドモ、コウ云ツタ方法デモヤラナレバ、單ナル事務的ノ論議ニ依ツテ是ガ制限サレルト云フコトハ、國家的損害ノ是レ程大ナルモノハナイト云フ觀念カラ、相當ノ決意ヲシヨウト今考ヘテ居ルデアリマス、今マデノヤウナ月並のナ、何トカシテ助成ヲスルト云フヤウナコトデナカ、是ハ唯單ナル一地方ノ問題ト見ラレマセドモ、石炭ガ全國のニドレ程重要デアリ、又食糧ガドレダケ重要デアルカト云フ大局的見地カラ見マシタナラバ、關係大臣ガ御寄リニナツテ政治的ニ最高ノ解決ヲ付ケテ戴イテモ、決シテ苦シカラザル問題デアルト云フコトヲ考ヘテ居リマシタノデ、今マデ斯ウ云ツタ席上デ質問スルコト、意見ヲ述ベルコトヲ抑ヘテ居リマシタケレドモ、其ノ後非公式ニ御話ヲ聽イテ見マス、決シテ結論ニ到達スル機會ガアリマセヌデ、公ノ席上デハツキリトドウ云フ方法デ解決スルカ、所謂復舊セシメル決定デアルト云フコトヲ承ツテ、信頼ヲ置クコトガ出來ルカ出來ヌカノ認識ヲハツキリシタイト云フ爲ニ、懇々委員ヲ替ヘテ戴キマシテ、議題外ノ誇リヲ受ケルト云フコトモ願ミナイデ御許シテ願ツタ所以ハ此處ニアルノデアリマスカラ、殊ニ私ハ主務大臣カラ直接其ノ話ヲ聽キタイモノト思ツタノデスケレドモ、鐵道局長ト農政局長ガ責任ヲ以テ答辭ヲサレルト云フコトデアリマスカラ、此ノ鐵害問題ヲドウスルカ、之ニ付テ最後ノハツキリシテ御意見ヲ聽カシテ戴キタイ

○池田(欽)政府委員 重ネテノ御質問

デゴザイマスルガ、現在ノ鑛業法ノ建
前ト致シマシテハ、先程申シマシタヤ
ウニ、金銀賠償ノスルト云フ建前デア
リマスルガ、經費其ノ他ト比較考量致
シマシテ、回復出來ルモノハソレヲ進
メテ行キタイ、ヤラシテ行キタイ、斯
様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、唯現在、
先程申シマシタヤウニ、鑛業法ノ改
正ト云フ問題ヲヤツテ居リマスノデ、
只今ノ問題ニ付キマシテハ十分其ノ點
ヲ研究ノ對象ニ致シタイ、斯様ニ考ヘ
テ居ルノデアリマス、特ニ其ノ御話ノ
アリマシタ供託金ノ問題ニ付キマシテ
ハ、昭和十四年當時ノ事情ト現在デハ
相當違ツテ居リマスノデ、此ノ點モ特
ニ研究ヲ致シテ見タイ、斯様ニ思ツテ
居リマス

○笹山政府委員 只今ノ御話御尤モデ
アリマシテ、私共ト致シマシテハ、商
工省ノ意見ヲ十分ニ聽キマシテ、商工
省ト協力シテ緊急開拓事業ノ一環トシ
テ、此ノ陥没ノ安定シタ場所カラ逐次
出來ル限リ進メタイト考ヘテ居リマ
ス、尙ホ琵琶湖ノ干拓ノ問題ガアリマ
シタガ、本年ハ非常ニ作柄方良イヤウ
ニ聞イテ居リマス

○松岡(連)委員 モウ一ツ、ドウ云フ
方法デ復舊サセルノカ、ソレヲ伺ヒタ
イ、唯復舊ノスルト云フノデナク、其ノ
具體策ヲ御覽カセ願ヒタイト思ヒマス
○笹山政府委員 復舊ノ方法トシマシ
テハ、縣ノ方デ復舊ノ對策關係ヲ取纏
メルヤウナ委員會ノヤウナモノヲ作リ
マシテ、ソコデ施行方法ナリ其ノ他ヲ
十分協議シテ決メテ參ッタラドウカト
考ヘテ居リマス、サウシテ決マツタモ
ノニ付キマシテ、比較的陥没ガ安定シ
マシタモノカラ、立地條件等ヲ考慮シ
マシテ有利ナ方カラ逐次事業ヲ始メテ

行ク、斯ウ云フヤウニヤツテ參リタ
イ、尙ホ經費ノ問題ニ付キマシテハ、
先程申上ゲマシタヤウニ、鑛山側ノ積
立金等ノ關係モアリマスシ、又我々ノ
方ノ經費ノ關係モアリマシテ、ソコハ
一ツ十分協議シテ參リタイト考ヘテ居
リマス

○松岡(連)委員 私人聽キタイノハ、
經費ノ問題デス、ソレヲ一ツ具體的ニ
伺ヒタイ
○笹山政府委員 經費ノ關係ニ付キマ
シテハ、現在ノ建前トシマシテハ、鑛
業法ニ依リマシテソレノ損害ヲ賠償
スル義務ガ鑛山側ニアル譯デアリマ
ス、隨ヒマシテ現在ニ於ケル積立金其
ノ他ヲ十分考慮シマシテ、ドウシテモ
從來ノ法律ノ建前デ十分ノ經費デア
ルト云フコトガ分レバ、其ノ足ラナイ
分ニ付キマシテハ私共トシテ出來ル限
リ應援シテ參リタイト考ヘテ居リマス
○鑛業委員長 松岡君、大體今ノ答辭
デ御満足願ヘマセウカ

○松岡(連)委員 是ハ何時デモサウ云
フコトヲ言ハレルノデス、而モハツキ
リ將來ノ目安ガ立テバ、所謂鑛業法ノ
改正デモ出來レバ、此ノ復舊ノ問題ニ
對シテハ農林省ガ相當ノ助成費ヲヤル
ノダト云フコトガ分レバ別デスガ、斯
ウ云フ問題ガ起ツテカ全然賠償責任
者ガ分ラナイ、アツテモ實力ガナイ者
ハドウスルカ、ソレカラ賠償金額ガ復
舊費ニ足ラナイモノノ差額ハドウスル
カ、賠償責任者ノナイモノニ對シテ
ハ、是ハ全國國庫ガ負擔スベキデア
ル、ソレヲ僅力四割シテ補助シテ居ナ
イ、是ガ爲メ地方民ハドレダケ迷惑シ
テ居ルカ分ラナイ、私ハ此ノ程度ニシ
テ置キマスガ、要スルニ此ノ工事ト云
フノハ勞力ガ主デ、別ニ資材ト云フモ

ノハ要リマセウカラ、此ノ位打ツテツ
ケノ失業救濟事業ハナイト思ヒマス、
石炭ノ増産、食糧ノ増産、ソレト所謂
失業救濟、一石三鳥ノ仕事デゴザイマ
スカラ、大所商所カラ見ラレテ、一ツ
關係大臣ニ特ニ御話願ヒシテ——關
議等デモ御話合ヒテ願ツテ、何トカシ
テ一日モ早く、今年ヤラナケレバ來年
カラハ出テ來ルノデスカラ、之ヲ一
ツ切ニ御願ヒ申上ゲマス、私ハ決シテ
議論ニ趨ツテ申上ゲヨウトハ思ヒマセ
ウ、ソレカラモウ一ツ御尋ネシマス
ガ、第三條並ニ第五條ノ關係事項トシ
マシテ、斯ウ云フモノガアリマス、溫
泉地帶ノ農地ナドハ一體ドウサレル積
リデアリマスカ、例ヘテ言ヘバコナ
コトデゴザイマス、現ニ大分縣ノ由布
院等ニハ、各所ニ既ニ田ノ中ニ「ボー
リング」ヲ付ケマシテ、彼處ノ三百町步
バカリノ字ト云フモノハ、殆ド全部何
百箇所ト云フ「ボーリング」ガ付イテ、
所謂食糧ガ安定シ、財界ガ安定シテ來
マシタナラバ溫泉地帶トシテ實現ヲ見
ントシテ居ルヤウナ土地デアリマス
ガ、斯ウ云フヤウナ所ハ大體ノ普通ノ
對象ノ農地トサレル積リデアリマス
カ、或ハ第三條ナリ第五條ノ關係命令
ノソレニ入レラレル積リデアリマス
○山添政府委員 溫泉地帶ノ近クノ農
地デアリマシテ、其ノ附近ノ旅館ノ數
地ニナルトカ、或ハ住宅ノ數地ニナル
ト云フヤウナ所デゴザイマスレバ、是
ハ政府ニ於テ買収シナイ、即チ市町村
農地委員會等ニ於キマシテ、其ノ邊ノ
認定ヲ致スコトニナツテ居ルノデアリ
マス

○松岡(連)委員 是ハ私ハ餘リ強ク言
フ必要ハアリマセウカ……
○鑛業委員長 松岡君、アナタハ委員
ニナラレタバカリテ御存ジナイカモ知
レマセウカ、既ニ是等ノ點ニ付テハモ
ウ再々繰返サレタ質疑デアリマシテ、
先程モ宣告致シマシタ通り、農地法案
ニ付テハ添條案ヲ一應終ツタノデ
ス、關聯シテ何時マデモ質問サレルコ
トバ他ノ委員諸君ニモ御迷惑デアリマ
スカラ左様御諒承願ヒマス

○松岡(連)委員 唯一ツダケ御尋ネシ
マスガ、斯ウ云フコトハ「現ニ湧出シ
ツ、アル溫泉地帶」ト云ツタヤウニ、
ハツキリ命令カ何カ決メラレタ方ガ
宜イカト思ヒマス、サウシナイト、唯
溫泉地帶ト言ヒマシテモ、他ニモアリ
マスカラソコニ將來買収ヲ續ツテ、相
剋摩擦ノ種ヲ蒔クコトニナルノデアリ
マスカラ、丁度茲ニ命令トシテ斯ウ云
フ例ガ出テ居リマススカラ、其ノ命令事
項ノ中ニ現ニ湧出シツ、アル溫泉地帶」
ト云フヤウナモノヲ入レラレタラドウ
カ、サウシタ方ガ摩擦ヲ避ケル爲ニ宜
カラウト云フコトデ私モ考ヘテ居リマ
スガ、ドウ云ツタ御意見カラ參考ノ爲
ニ承ツテ置キマス、ソレカラ最前ノ復
舊ノ問題デアリマスガ、愈々方針ガ決
マリマシタ場合ニ、一度少クトモ大臣
ニ御報告願ヒマシテ、各關係大臣ノ御
意見ノ決マツタ所ヲ一ツ非公式ニデモ
御知ラセ願ヒタイト思ヒマス、ソレニ
依ツテ將來ノ措置ヲ決シタイト考ヘマ
ス、今ノ質問ニ對スル答辭ヲ得マシテ
私ノ質問ハ終リマス

○山添政府委員 現狀ハ農地デアルケ
レドモ、近ク用途ヲ變更スルト云フヤ
ウナ見込ノ場合ハ、必ズシモ溫泉ニ限
ル譯デハナイノデス、隨テ又溫泉ト云
フコトヲ特別ニ掲ゲルコトモナイト思
ヒマス

○北政(委員) 議事進行ニ付テ——逐
條審議ハ終ツタノデアリマスガ、過般
私竝ニ委員長カラモ御話ガアリマシタ
ガ、通貨ノ問題ニ關シテ大藏大臣ト農
林大臣ノ意見ガマダビツタリ行カヌト
云フコトノ御返事ヲ聽イテ居ラヌノデ
アリマス、ソレヲ御願ヒシタイ
モウ一ツハヤハリ農林、大藏兩省ノ
問題デスガ、農民ノ自家消費米ニ關ス
ル營業ヲ認メルト云フヤウナコト、農
民ノ自家用米、之ニ對シテ課稅ヲスル
ノカシナイノカト云フコトニ付テハ、
今御返事ヲ聽カウトハ思ヒマセウガ、
農林省ハサウ云フヤウナ農民ニ對シテ
本當ニ差別待遇ヲ是認シテオヤリニナ
ルカナラヌカ、大藏大臣ニ能ク御相談
ニナツテ、明日デ宜シイカラ御返事ヲ
願ヒタイ、此ノ點ヲ御願ヒシテ置キマ
ス

○鑛業委員長 諒承致シマシタ——農
地調整法の一部を改正する法律案ノ審
議ニ入りタイト思ヒマス、農地調整法
の一部を改正する法律案ノ逐條審議ヲ
行ヒマス、改正法案ノ朗讀ヲ第一條カ
ラ致サセマス
○北政(委員) モウ一度議事進行ニ付
テ——本日ハ本會議モアリマスシ、此
ノ程度ニシテ明日ニ御願ヒ出來ヌデセ
ウカ
○鑛業委員長 ソレハ御承知ノ通り
會期ガアト僅カノ期間シカナイノデア
リマシテ、貴族院ニ對スル德義上カラ
申シマシテモ、我々ハ實ハ昨日休ミモ
廢シテヤリタカツタノデアリマスガ、
社會黨ノ黨大會ニ關係シマシテ昨日ハ
休シタヤウナ次第デアリマスカラ、御
迷惑デアリマセウガ、一ツ本日ハ御
勉強ヲ御願ヒシタイト思ツテ居ル次第
デアリマス、其ノ爲ニ夕飯ノ用意モ委
員長ニ於テ適宜整ヘテ居リマスカラ、

ドウゾ御迷惑デハナリマセウガ、御勉
強ヲ御願ヒ致シマス

○北(政)委員 ソレデハ宜シウゴザイ
マス

○農製委員長 ソレデハ便宜御手許ニ
アル新舊對照表ノ方ヲ御覽願フタ方ガ
宜クハナイカト思ヒマス、ソレデハ第
一條ノ改正ノ點ヨリ御覽セシマス

○大和田説明員(朗讀)

第一條 本法ハ耕作ノ地位ノ安定
及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲
農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的
トス

○三浦委員 改正法ニ於テハ只今則讀
サレタヤウナ改正ニナツタノデアリマ
スガ、現行法ニ於テハ「第一條本法ハ
互譲相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及
耕作ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維
持増進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農
村平和ノ保持ヲ期スル爲メ農地關係ノ調
整ヲ爲スヲ以テ目的トス」、斯ウ云フ
コトガ書イテアリマシテ、現行法ニ於
キマシテハ、互譲相助ノ精神ト云フコ
トト、農地ノ所有者ノ所有者ノ地位ノ
安定ト云フコトト、農村ノ經濟更生ト
云フコトト、農村ノ平和ノ保持ト云フ
コトト特ニ言ツテ居ルノデアリマス、
此ノ點ヲ今度ドウ云フ意味ニ於テ削除
シタノデアルカ、先ヅ其ノ點ヲ御伺ヒ
致シマス

○山添政府委員 條文ハ變リマシテ
モ、本來農村生活ト言ハズ、社會生活
ヲ營ム者ト致シマシテハ、互譲相助ノ
精神ガナケレバナラヌコトハ申スマデ
モナイコトデアリマス、併シナガラ其
ノ當時此ノ法律ニ於キマシテハ、モウ
既ニ農地關係等ニ付キマシテハ、此ノ
農地改革等ニ依リマシテ、相當前ノ狀
況トハ變ツテ參ツテ居ルノデアリマ

ス、此ノ前ノ農地調整法ノ改正案ガ、
昨年ノ臨時議會ニ議セラレマシタ當時
ニ於テモ、此ノ第一條ハ當然改メタラ
ドウカト云フ議論ガ議會ノ方カラゴザ
イマシタヤウナ次第デゴザイマス、ソ
コデ今回ノ改正致シマス機會ニ文
字ヲハツキリ致シタ、斯ウ云フコトデ
アリマシテ、特別ニ深イ理由ガアルト
云フ譯デハゴザイマセス

○三浦委員 只今ノ農政局長ノ御説明
デハ、特別深イ意味ハナイ、前同ジ
ダト云フヤウナコトニモ解釋スルノデ
アリマスガ、見様ニ依リマシテハ、第
一條カラ見ルト、耕作ノ地位ヲ主眼
トスルト云フゴトニ於テ、農地所有者
ノ立場ト云フモノヲ考ヘナイ、即チ階
級の立場ニ立ツテ此ノ法案ガ作成サレ
タトモ考ヘラレルノデアリマスガ、農
林當局ハ、此ノ案ガ所謂階級の立場ヲ
保持スルト云フ趣旨ニ依ツテ出來タノ
デアルカ、ソレトモ又地主ノ立場モ考
ヘテ、地主ト小作人ノ立場ヲ同等ニ
考ヘテ、所謂協調の立場ニ立ツテ、即
チ地主ト小作人ガ相協調スル立場ニ立
ツテ農地ノ調整ヲ圖ル、即チ農業生
産力ノ維持増進ヲ圖リ、農地ノ調整ヲ
圖ルト云フ趣旨ニ於テ本法ガ改正サレ
タノデアルカ、其ノ點ヲ一ツ明確ニシ
テ戴キタイト思ヒマス

○山添政府委員 是ハ政府ト致シマシ
テハ、別ニ一方ダケノ立場ニ立ツト云
フヤウナ考ヘ方ハ持ツテ居ラナイノデ
アリマス、併シ此ノ農地關係ノ問題
ヲ扱フニ付キマシテハ、此ノ法律ノ規
定致シテ居リマスル所ハ、土地返還ノ
問題デゴザイマスル所ハ、或ハ農地價
格ノ問題、或ハ小作料ノ問題、若シク
ハ小作關係ノ改善ノ問題ト云フヤウ
ニ、其ノ主たる目的ガ耕作者、言ヒ換

ヘテ見レバ、小作者ノ地位ヲ安定シ、
又其ノ公正ナル利益ヲ確保スルト云フ
點ニ主眼ガアルノデアリマス、併シナ
ガラソレ等ノコトヲ行ヒマスニ付キマ
シテハ、自ら全般ノ立場ニ立ツテ公正
妥當ニ措置サレルコトデナケレバナラ
ヌ、是ハモウ申スモモナイノデアリ
マス、例ヘバ農地委員會等ノ構成ト云
フヤウナコト、又其ノ運用ト云フヤウ
ナコト、是等ノコトガ公正妥當ナル立場
ニ依ツテナサレナケレバナラヌト云フ
コトハ、是ハモウ申スモモナイコト
ト考ヘテ居ルノデアリマス

○三浦委員 諒イヤウデアリマスガ、
マダハツキリシナイヤウデアリマス、
勿論今ノ御説明ノヤウナ趣旨ノ改正デ
來タコトハ能ク承知シマス、併シナガ
ラ又一面ニ於テハ、色々議論サレマス
ルケレドモ、一町歩ノ地主ノ保有ヲ政
府ガ強調スルヤウニ認メテ居ルノデア
リマス、デアリマスレバ、是ハヤハリ
此ノ地主ノ立場ニ對シテモ相當考ヘタ
ノカ、ソレトモ又地主ノ立場ト云フモ
ノハ全然考ヘナイデ、唯耕作者ノミヲ
主眼ニシタノカ、分リ易ク言ヘバ、地
主ノ立場ニハ全然考慮ヲ拂ハズシテ、
此ノ耕作者ノ立場ヲ主トシテ本改正案
ガ提出サレタノカト云フ其ノ精神ヲ御
聽キスルノデアリマス

○山添政府委員 此ノ改正案全般ニ於
キマシテ、耕作者ノ立場ガ如何ニモ弱
イ所ガアリ、又其ノ小作關係等ニ於キ
マシテモ改善スベキ點ガアルト云フ意
味ニ於キマシテ此ノ改正案ガ出來テ居
ルノデアリマスケレドモ、其ノ事柄ハ
直チニ以テ地主ノ地位又其ノ利益ヲ無
視スルト云フコトデナイコトハ勿論デ
アリマシテ、其ノ運用等ニ於キマシテ
ハ、社會的ニ見マシテ公正妥當デナケ

レバナラヌ、是ハモウ特ニ說明ト申ス
ノモラカシイ位デ、是ハ當然ノコトデ
アルト私共ハ考ヘテ居リマス

○三浦委員 只今ノ説明デハ、ヤハリ
地主ノ立場モ考ヘルト云フ御説明デア
リマスガ、唯書キ方カラ見ルト、特ニ
除イタノデサウ云フヤウナ感じヲ持ッ
カラ特ニ御意見ヲ聽イタヤウナ次第デ
アリマス

ソレカラ、農業生産力ノ維持増進デ
アリマスガ、是ハ前ニモ何回モ繰返サ
レタヤウデアリマシテ諒イヤウデアリ
マスガ、私ハ是非常ニ重大デカラ申
上ゲルノデアリマス、農業生産力ノ維
持増進ハ、先ヅ最重要ナルコトハ供出
デアリ、供出ニ付テハ、現在收穫期ニ
一定ノ收穫量ヲ計算シテ、僅カノ保有
米ヲ認メ、ソレ以上ハ全部供出セシメ
ルト云フヤウナ立場ニ於テ當局ガヤル
ヤウデアリマスガ、之ニ依ツテ果シテ
將來生産力ノ増強ガ出來得ルカドウ
カ、モウ一ツハ、斯ウ云フヤウナ立場
ニ立ツテ當局ハ完全ニ供出セシメ得ル
ト云フ確信アリヤ否ヤ御伺ヒ致シマ
ス

○山添政府委員 此ノ供出制度ニ付キ
マシテハ、色々困難ナル問題ガア
リ、又今マデア、モヤリ斯ウモヤリト
致シマシタ結果、現在ニ來テ居ルノデ
アリマシテ、本年決メラレマシタ方
法、即チ生産サレマシタモノカラ一定
基準ニ依ツテ其ノ農家ニ必要ナル自家
用食糧ヲ除キマシタモノヲ供出セシメ
ル、是ハ此ノ衆議院ニ設置セラレマシ
タ食糧對策委員會等トモ協議ノ上ニ、
ソレハ各方面ノ意向ヲ參酌致シマシ
テ決定サレマシタ案デアリマス、御話
ノヤウニ、自家用ノモノヲ除イテ全部供
出セシメルコトハ、是ハ農家ノ努力心

ヲ殺デハナイカ、斯ウ云フ議論ガゴ
ザイマス、又農林省内部デ色々研究ヲ
致シテ居リマシタ時分ニ於キマシテ
ハ、サウ云フコトヲ色々考慮致シテ居
リタノデアリマス、今申シマシタヤウ
ナ方々ノ意見ヲ參酌シ、又本年度ニ於
ケル、食糧ノ需給狀況モ考ヘマシテ、
現在ノ決定ニナリマシタヤウナ案ニ落
付イタノデゴザイマス、將來食糧事情
ガ緩和セラレルニ從ヒマシテ、供出方
法モ亦自然變ツテ來ル點ガアルト思ッ
テ居リマス

○三浦委員 今ノヤウナ説明ハ色々聽
イタカラ分ルノデアリマス、唯結論
ハ、今ノヤウナ方法ニ依ツテ相當テタ
供出ガ完全ニ完成シ得ルト云フ確信ヲ
持ツテ居ルカドウカト云フコトデス、
私ノ考ヘヲ以テスレバ、今ノヤウナ當
局ノヤリ方デハ、非常ニ困難ガ件フ
シ、供出ハ非常ニ危険ナル、完成セ
シメルコトガ非常ニ困難ナルト云フ
見解ヲ持チマスガ故ニ、特ニ心配ノ餘
リ念ヲ押スノデアリマス

○山添政府委員 是ハ私が答辯シテモ
餘リ自信ガアル譯デハナイノデスカ
ラ、ヤハリ食糧管理局カ大臣カラ答辯
ヲシテ戴カナケレバ……

○三浦委員 ソレデハサウ云フコトニ
致シマス

○小川原委員 時間ノ關係上私ハ此處
デ御尋ネシタイト思ツテ居リマシタ
ガ、大臣ガ御出席ニナルナラバ、之ヲ
御尋ネセヌコトニ致シマス、一番最後
デモ宜ウゴザイマス、實ハ三點、此ノ
前ノ第一條ニ能ク似テ居ルノデスカ
ラ、前ノ第一條デ御尋ネシヨウト思ッ
タノデスカレドモ、餘リ御喋リシチヤ

○山添政府委員 是ハ私が答辯シテモ
餘リ自信ガアル譯デハナイノデスカ
ラ、ヤハリ食糧管理局カ大臣カラ答辯
ヲシテ戴カナケレバ……

○三浦委員 ソレデハサウ云フコトニ
致シマス

○小川原委員 時間ノ關係上私ハ此處
デ御尋ネシタイト思ツテ居リマシタ
ガ、大臣ガ御出席ニナルナラバ、之ヲ
御尋ネセヌコトニ致シマス、一番最後
デモ宜ウゴザイマス、實ハ三點、此ノ
前ノ第一條ニ能ク似テ居ルノデスカ
ラ、前ノ第一條デ御尋ネシヨウト思ッ
タノデスカレドモ、餘リ御喋リシチヤ

○山添政府委員 是ハ私が答辯シテモ
餘リ自信ガアル譯デハナイノデスカ
ラ、ヤハリ食糧管理局カ大臣カラ答辯
ヲシテ戴カナケレバ……

○三浦委員 ソレデハサウ云フコトニ
致シマス

○小川原委員 時間ノ關係上私ハ此處
デ御尋ネシタイト思ツテ居リマシタ
ガ、大臣ガ御出席ニナルナラバ、之ヲ
御尋ネセヌコトニ致シマス、一番最後
デモ宜ウゴザイマス、實ハ三點、此ノ
前ノ第一條ニ能ク似テ居ルノデスカ
ラ、前ノ第一條デ御尋ネシヨウト思ッ
タノデスカレドモ、餘リ御喋リシチヤ

○山添政府委員 是ハ私が答辯シテモ
餘リ自信ガアル譯デハナイノデスカ
ラ、ヤハリ食糧管理局カ大臣カラ答辯
ヲシテ戴カナケレバ……

ツテ、實ハ最後ニト思ッテ三點ダケ殘
シテ置イタノデス、今日デモドウカ、
後デ宜シウゴザイマスカラ……

○葉梨委員長 第一條改正條文ニ付
ハ宜シウゴザイマスカ

○松本委員 私もアリマスガ、大臣ガ
オイデニナツテカラヤリマス、留保シ
テ置キマス

○北(政)委員 私ハ大臣ガ居ラナケレ
バ、能ク御相談ノ上御返事ヲ願ヒタイ
ト思フノデアリマスガ、先程三浦サン
カラ御話ノヤウニ、今マデ互讓補助ト
云フコトガナイノナラバ宜イ、ソレヲ
今度ワザ／＼除イタト云フコトニ於
テ、此ノ法律ハ自作農創設デナクテ、

農地調整法デス、調整スル上ニ於テ互
讓補助ノ必要ト云フモノハナイモノ
ダ、斯ウ云フ考ヘニ變ッテ來タト云フ
コトガ明瞭ナノデス、然レバ茲ニ問題
ノ起ツテ來ルノハ、是ハ耕作權ナノ
ダ、此ノ耕作權ノ確立ニ付テノ境界ト
云フモノガハツキリシテ居ラス、ダカ
ラソコヲハツキリサセルコトガ大事ナ
ノダ、アトハモウ法律一點張リデ行
ケル、地主ト小作ト腕ヅクノ喧嘩ヲヤ
ラセル、斯ウ私共ハ見解ヲ下シテ居
ル、今サウデナイ／＼ト農政局長ガナ
シボ返事シテモ、ソナラ除カヌデモ
宜イ、何デ除イタ、其ノ除イタコトデ
此ノ精神ハ分ル、ヤラウ、御命令ニ從
ツテ觀ヒヨリヤリマセウ、私ハ斯ウダ
思フ、ソレハ法律ニハツキリシテ
置カナケレバナラヌ、ソコデ其ノ耕作
權ノ境界、之ヲ能ク御研究、御相談ノ
上御回答ヲ願ヒタイノデアリマス、此
ノ一條ハ是デ質問ヲ終了シタト言ハヌ
ト云フコトダケ申上ゲテ置キマス

○三浦委員 ソレカラヤハリ「農村平
和ノ保持ヲ期スル爲」ト云フヤウナコ

トヲ除イテ居ルノデアリマスガ、此ノ
自作農創設、農地調整法ノ條文カラ言
ツテ、二箇年以内ニ之ヲ完成スルト云
フコトハ、農村從來ノ因縁錯綜シ、利
害複雑ナ状態ニ於テ、非常ナル利害衝
突ヤ紛争ガ續出スルト考ヘラル、ノデ
アリマスガ、サウ云フヤウナコトヲ
想シテ、特ニ農村平和ノ保持ト云フコ
トヲ除イタノカドウカ、ソレトモ又斯
ウ云フヤウナ非常ニ複雑ナコトガアツ
テモ、完全ニ農村平和ノ保持ヲ得
ルト云フ確信ヲ今ノ當局ガ持タレテ居
ルカドウカ、更ニ色々ノ農村ノ紛争ヲ
考ヘル場合ニ於テ、非常ニ心配ナ點ガ
多イノデアリマシテ、サウ云ツタヤウ
ナ點ニ對シテ、農村平和ノ保持ヲ完全
ニ期スルト云フ確信ガアルカドウカ、
其ノ點ニ對スル御所見ヲ伺ヒタイト思
ヒマス

○山添政府委員 勿論農地改革ノ問題
ニ付キマシテハ、具體的ナ場合ニ於キ
マシテハ色々問題ガ起リ得ルコトハア
ルト思ヒマス、併シナガラ其ノ問題ガ
アルコトハ事實デ、其ノ問題ヲ解決シ
マス／＼ト申ストヲカシノイデゴザイ
マスルガ、此ノ處理ノ方法ハ農地委員
會ニ依ツテヤルノダ、而シテ其ノ農地
委員會ハ、地主ノ代表アリ、小作者ノ
代表アリ、其ノ代表者ガ寄りマシテ、
懇談シ、研究シ、又該論ヲシテ、公正
妥當ナル結論ヲ得ヨウト云フ譯デゴザイ
マスルカラ、是ハ所謂民主主義ノ原則
ニ依リマシテ問題ガ處理サレル、斯ウ
云フ關係デアリマシテ、別ニ利害ノ對
立ト云フコトハ到ル處ニアル、唯其ノ
利害ノ對立ヲ如何ニ處理スルカト云フ
問題デアリマス、其ノ手段トシテノ農
地委員會ノ運用ト云フコトニ付キマシ
テハ、ソレハ旨ク行クト云フ風ニ考ヘ

テ居ルノデアリマス
○葉梨委員長 宜シケレバ次ノ條文ニ
移リタイト思ヒマス、第四條ヲ朗讀セ
シメマス

○大和田説明員 (朗讀)
第四條 農地ノ所有權、賃賃權、地
上權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ
於テ地方長官ノ許可又ハ市町村農
地委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレ
バ之ヲ爲スコトヲ得ズ
前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附
スルコトヲ得
第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズシ
テ爲シタル行為ハ其ノ効力ヲ生ゼ
ズ

第四條ノ二乃至第五條を削る。
第六條中第二號及び第三號を削
り、第四號を第二號とし、以下順
次二號づつ繰り上げ、同條を第五
條とする。

○中原委員 第四條ノ規定ハ所謂不當
ナル土地ノ返還ヲ要求スルコトヲ調整
スル爲メニ設ケタル條文ナルヲ考ヘマ
ス、此ノ土地取上ノ現在ノ状態ハ、先
般來本委員會ニ於テモ屢々論議サレタ
ト思ヒマスルガ、サウシテ又當局ノ資
料ノ中ニモ、土地取上ノ状況ニ付テハ實
ニ驚クベキ數字ヲ御報告ニナツテ居
レマス、而モ其ノ政府ノ發表サレマシ
タ數字ニモ勝ツテ、現在ハソレニ倍ス
ル以上ノ取上事件ガ續發シテ居ルノ
デアリマシテ、殊ニ又農地調整ノコト
ガ問題ニナリマスルヤ、地主階級ノ諸
君ハ、農村民主化ニ對スル理解ヲスル
コトガ出來ズ、飽クマデ自己ノ立場ヲ
防衛セン爲メノ所謂必死ノ攻勢ニ出テ居
ルノデアリマス(ノ／＼)サウ云フ
關係カラ、最近持上ツテ居リマスル返

還要求ノ事柄ハ、其ノ殆ドガ爭議ノ狀
態ヲ迎ツテ居ルノデアリマスルガ、爭
議ノ狀態ヲ迎ツテ居ルト云フコトハ、
其ノ取上ノ真相ガ背キ難イモノヲ孕ンデ
居ルト示スコトヲ自ラ證明スルモノデ
アルマシテ、其ノヤウナ經緯モアリマ
シテ、從來地主階級トシテノ優位性カ
ラ小作者ニ對スル色々手ヲ盡シマシ
タ、所謂壓制手段ニ依リ不當ナル土地
取上ガ澤山其ノ中ニ織込マレテ居ルノ
デアリマス、固ヨリ私モ特別ナ例外ヲ
承知シテ居リマスルガ、其ノ大多數ニ
於テハ不當ナル内容ヲ持ツテ居ルノデ
アリマシテ、政府トセラレマシテハ、
所謂農村民主化、我が日本ノ民主化徹
底ノ爲メニ此ノ調整法ノ運営ガ極メテ重
要デアルト云フコトノ御理解デアリマ
スル以上ハ、此ノ點ニ對シテ一層深キ
理解ト、サウシテ妥當適切ナル運営ヲ
私共期望シテ已マナイ次第デアリマ
ス、ソレニ付キマシテ、現在所謂不當
土地取上ト稱スルモノガ數々アリマス
ルガ、本日茲ニ其ノ具體的ナ内容ヲ列
舉スル煩ヲ避ケマスルケレドモ、取敢
ズ私ノ知リマスル限リデ特ニ緊迫シテ
居リマスル問題ハ、所謂土地取上ニ係
ル權利移轉ノ登記ノ問題デアリマス、
其ノ權利移轉ノ登記ガ單ナル法令ノ裏
ヲ潜リマシテ、所謂昭和十九年三月以
前ニ其ノ契約ガナサレタモノカノ如キ
裝ヒノ下ニ其ノ登記ガ續々トナサレテ
居ルト云フ事實ガアルノデアリマス、
勿論登記所トシマシテハ之ヲ受付ケル
事務的ナ面ニ於テ如何トモ致シ方ガナ
イノドラウト考ヘラレルノデアリマス
ルガ、現在ノ日本民主化ニ對スル政府
ノ理解ヲ徹底セシメル爲メニ、是等ノ
取扱ヲ司法當局トシテモ相當考フベキ
デハナイカト思フノデアリマスルガ、

司法省關係ノ方ハオ見エニナツテ居リ
マスカ
○葉梨委員長 間モナク見エルサウデ
アリマス

○中原委員 司法省關係ノ方ガオ見エ
ニナツテ居リマセネバ、ソレデハ取敢
ズ農林當局ニ此ノ問題ニ對スル御見解
ト御決意ヲ先ツ承ツテ置キタイト考ヘ
ルモノデアリマス

○山添政府委員 サウ云フ事實ガ行ハ
レテ居ルト云フコトハ耳ニ致シテ居リ
マス、隨テ司法省トノ間ニ協議ヲ致シ
マシテ嚴重ナル取締ヲ致シタイト考ヘ
テ居リマス、併シ之ニ付キマシテハ、
役所ダケデ取締ル云ヒマシテモ、是
ハ事ノ事實ガ分ラナケレハ中々分リ
タイ場合ガ多イノデアリマス、ソコデ
原則的ニハ、最近ニ於キマシテハ土地
移動ノ許可等モ控ヘテ居ルノデアリマ
シテ、サウ澤山土地ノ移動等ガアル譯
ガナイノデアリマスルカラ、是ハ官廳
方面ニ於キマシテ取締ル氣ヲ付ケマ
スルト同時ニ、其ノ他ノ方面ニ於キマ
シテモ其ノ法律ノ趣旨ノ徹底ト云フコ
トニ付キマシテハ御協力ヲ願ヒタイト
考ヘテ居ルノデアリマス

○中原委員 其ノ點ニ付キマシテハ、
斯ウ云フ態度ヲ御執リ願ヘナイドラウ
カト云フコトニ付テ申上ゲテ見タイト
思ヒマス、農林當局ハ所謂當該官廳ト
シテ、司法省ニ對シテ十分サウ云フ御
斡旋ヲ戴クト云フコトニ付テ、其ノ誠
意ノ程ハ能ク分ルノデゴザイマスガ、
大體其ノヤウナ意味ニ於ケル登記ニ關
シテハ、先ツ司法當局ヲシテ何トカ其
ノ受付ヲ拒否出來ルト云フヤウナ事務
取扱上ノ便法ガ考案サルベキデハナイ
カト云フコトガウツ、第二ハ、若シ
サウ云フコトガドウシテモ不可能デア

トガ早イコトヲ私共モ願フテ居ル譯デアリマス、心持ニ於キマシテハ今北サシガ御述ベニナリマシタコトト私共ノ考ヘテ居ルコトトハ全然違ハヌノデ、北サシノ御考ヘニナツテ居ルヤウヲ私共モ考ヘテ居ルノデアリマス、唯第四條ノ點ニ付キマシテハ目的ガ示シテゴザイマセヌノデ、御述ベニナリマシタヤウニ、何デモ彼デモ縛ル云フヤウナ印象ヲ與ヘルノデアリマス、併シ此ノ第四條ノ目的ト致シテ居リマスル所ハ、農地ノ兼併ヲ防グト云フコトガツデアリマス、是ハ折角自作農創設特別措置法等ニ依リマシテ農地改革ヲ行ヒマシテモ、又土地ノ兼併ガ行ハレルト云フヤウナコトデハ困リマスノデ、サウ云フ點ハ防イデ行カナケレハ

ナラヌ、又隨テサウ云フヤウナ場合ニ
於キマシテ、土地ノ所有權ノ移轉ト云
フヤウナロトニ付キマシテハ、地方長

官ノ許可制度ニ致シマシテ、相成ベクハ自作農カラ自作農ヘト云フ形ヲ續ケ

テ行ク、サウ云フ趣旨ニ於キマシテ農
地方農業者以外ノ手ニ理由ナク移ルト
云フヤウナコトヲ妨イデ行クノガ比ノ

目的デゴザイマス、又第四條ノ他ノ目的ト致シマシテハ、農地ノ利用關係ヲ

公正ニ調整致シマシテ、個々ノ農家ニ取
リマシテ、又國全體トシテモ其ノ生産
力ヲ上ゲテ參ル、即チ農地ノ所有權デ

ナクテ賃借權、言ヒ換ヘレバ誰ニ小作
サセルカ、斯ウ云フ小作關係ヲ移動致
スルハ、行方不明也委員會、

シマス場合ニ 市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケシメル、其ノコトニ依リマシテ必要以上ニ、家族勞力ノ範圍マデ超

エテ或ル人ノ所ニ小作地ガ集マルト云
フヤウナコトヲ防グ、逆ニ又家族勢力
ハ多イケノ下モ耕地ガ少イト云フヤウ

ナ人ニ小作地ヲ振向ケテ行クヤウニ致

シマシテ、全體トシテノ生産力ヲ増加シ、又農村ニ於ケル鈎合ヒノ取レタ農地ノ利用關係ヲ實現シテ行キタイ、斯ウ云フ意味デゴザイマシテ、謂ハバ後見人ト云フヤウナ全體ノ立場ニ於キマシテ、サウ云フ農地關係ノ權利ノ移動ヲ見テ行カウ、斯ウ云フ趣旨ニ外ナラナイノデアリマス、隨テ所有權ノ移動ニ致シテモ、又小作關係ノ變更ニ致シマシテモ、ソレガ只今申シマスヤウナ趣旨ニ於テ行ハレル限り、是ハ無條件ニ許可ガアリ、又承認ガアル譯デアリマシテ、特別ニ官僚ノ意識ガアルトカ、或ハ官僚化シタ委員會ノ意識ヲ權限ヲ握ツタリ、モノヲ取運ンダリスルト云フ考ヘ方デハ毛頭ナイノデアリマス

○北(政)委員 唯通り一遍ノ御返事デアリマシテ、實際上ニ於テハ土地ヲ動かスコトハ出來ヌ、實買ノ權利モナイ者ニ誰ガ金融スル人ガアリマスカ、是デ農村金融ハ全ク止セル、一タビ火災ヲ起シタ、或ハ水害ニ遭ツタト云フ場合ニ、直チニ土地ヲ資金化、金融化スルコトハ一ツモ出來ナイ、又土地ノ兼併ヲ防グニハ中小地主デヤツテ行ケル方法ニスレバ兼併サレナイノデアリマス、今マデ資本家ノ思フガ儘ニナツタ、都會ノ者ガ他デ儲ケタ金ハ金利ハ上ラヌデモ、是デヤツテ行ク、斯ウ云フコトヲヤラシテ行ク、今アナタ方ガ何ト仰シヤツテモ、錄一丁四十圓デ賣付ケラレル、サウシテ三百圓ヤ六百圓ノ米ガ出來ル管ガナイ、ソコデ其ノ場合都會ノ金ヲ持ツタ人ハ、何時カハ又政府モ法ルダラウシ、其ノ内ニ金ノ價值モ上ルダラウト考ヘヤウガ、併シ農民自ラハドウニモナラヌ、動キガ付カヌモノデアアル、農村ノ青年ノ前途ニ何

ノ樂シミヲ持タセマスカ、唯牛馬ノ如ク、殿リ使ハレルダケダ、此ノ觀念デ行ツテ日本ノ農業生産ガドウナルカ、斷ジテセナケレバナラヌ、アナタ方ガ第一條ニ書イタコトハ嘘偽リダ、自作農創設ニ書イタコトモ嘘偽リダ、自作ナ口先ダケノ虚偽ナ行キ方デハ、駄目ダ、眞剣ニドウシタラ出來マスカ、農民ニ何ノ自由ガアリマスカ

○養梨委員長 北君、發言中デアリマスガ、申上デマス、アナタハ第一條ノ質疑ハ大臣ノ出席マデ保留セラレテ居リ、只今ノ御意見ハ總括質疑ノ際ニオナツテ居ルヤウデアリマスガ、ドウカ條文ノ質疑ハ成ベク急イデ済マサウデハゴザイマセスカ、其ノコトヲ御諒承願ヒマス

○北(政)委員 宜シウゴザイマス——第四條ハソレデ完全ニ縛ツテシマウ、ソコデ民主的ナモノガ含マレテ居ナイカラ言フノデス、第四條ヲ此ノ儘デ置カカ置カヌト云フコトハ重大ナ問題ダ、唯何デモ彼デモ農民ヲ縛リ付ケタ儘デ行ク規則デハナイデスカ、之ニ對シテ、唯法ハ此ノ儘ニシテ置イテ、俺ノ心持チハサウデナイ、一タビ法律ニナツテ出タ以上、法ノ運用者ハ必ズシモアナタデハナイ、デスカカ茲ニ解釋ト云フモノヲハツキリシテ置カナケレバナラヌ、此ノ際私ハサウ云フ意味合ニ於テ、農村金融ニ於テモ、農民ト云フモノカラ自由ヲ除イタノデハ何ニモ出來マセヌヨ、之ニ對シテ政府ハ出來ル自信ガアルカ、過般モ農林大臣ハ協同組合ノ金融ト云ハレタ、是デ何ガヤレルカ、ヤレル御自信ガアルナラ其ノ自信ヲ披露シテ戴キタイノデアリマス

○山添政府委員 是ハ農林大臣ガ答ヘ

マシタヤウニ私共モ協同組合ノ系統ニ依ル所ノ金融ニ依リタイと思ツテ居リマス

○北(政)委員 協同組合ハ何ヲ當テニシテ貸シマスカ

○山添政府委員 ソレハ結局農地其ノモノヲ對象トシテヤル譯デアリマシテ、其ノ場合ニ許可制度ニナツテ居リマシテモ、ソレハ融通ヲ不承認ニスルト云フ譯デハナイノデ、結局ソレガ他ノ農業者ノ手ニ行ツテ、同ジク又自作地トシテ經營サレルト云フコトデアレバ宜イ譯デアリマス、ソコニハ又多クハ自作者タル買ヒ手ガアル、隨テ許可制度ガゴザイマシテモ、買ヒ手ハ澤山アル譯デアツテ、隨テ成程制限デハゴザイマスケレドモ、農地ノ擔保價值ト云フヤウナモノヲ、サウヒドク減損スルト云フコトニハナラナイト私ハ考ヘテ居ル譯デアリマス

○三浦委員 此處ニ「地方長官ノ許可又ハ市町村農地委員會ノ承認」トアリマスノハ、是ハ地方長官ノ許可デモ宜シイ、市町村農地委員會ノ承認デモ宜シイ、ドチラデモ一ツ受ケレバ宜イト云フ意味デスカ

○山添政府委員 是ハ命令デ書キ分ケル譯デゴザイマシテ、所有權等ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケル、又賃借權ノ設定等、即チ小作關係ノ變更ト云フコトニ付キマシテハ、市町村農地委員會ト云フ風ニ分ケルノデアリマス

○三浦委員 只今北サンノ質問ニ對シテ、局長サンハ、擔保價值ヲ減損スルト云フ意味デモマイ、詰リ農地ヲ對象トシテ金融モ出來ルト云フヤウナコトヲ御答辯ニナツタノデスカ、私ハ今マデ二、三回ヤツタノデスカケレドモ、結局金融ノ對象ニナルト云フコトデアレ

バ、其ノ結果ガ金錢ノ支拂ヲシナイト云フヤウナ場合ニ於テハ、結局強制競賣カ何カノ方法ニ依ル以外ニ效果ガナイヤウニ思フシ、ソレカラ擔保價值ガ減損シナイ場合ニ、抵當權ノ設定トカ、其ノ他ノサウ云フ物權的ノ設定モ簡單ニ承認スルノカドウカ、先程答辯ガナカッタノデアリマスガ、所謂強制競賣ノ場合ニ、既ニ強制競賣ガアツテカラ、而モ誰ガガソレヲ買受ケテカラ、ヤハリ更ニソレガ地方長官ナリ何ナリノ許可ガナイト云フヤウナ場合ニハ、若シナイト云フナラバ、強制競賣ハ無効ニナツテシマフ、其ノ條文ガ出來タラ其ノ條文ノ根據ヲ御示シ願ヒタイ、強制競賣デナク、地方長官ガ許可シナイト強制競賣ガ無効ニナル、段段私ニハ分ラナイヤウナ結論ガ出テ來ルノデアリマシテ、其ノ點ヲ御答ヘ願ヒタイ

○山添政府委員 是ハ民事訴訟法ノ第六百六十二條ノ二ト云フノニアルノデアリマス、是ハ競賣ニ參加スル人等ヲ制限シテ出來ルノデアリマスガ、舊テソレデハ競賣ヲヤラシテ置イテ、ソレ後カラ又地方長官ガ審査シテ許可スルト云フヤウナコトハ出來ナイ、是ハ秩序ヲ破壞スルヤウナ結果ニナリマスカラ、是ハ豫メ其ノ範圍ヲ制限スルト云フヤウナ措置ヲ執ツテ置クベキモノト考ヘテ居ルノデアリマス、私ヨリモ專門家ノ方ガオイデニナリマスカラ、其ノ方カラ御答ヘ戴ク方ガ適當ダと思ヒマス

○中原委員 民事局長オ見エノヤウデスカラ一寸要點ヲ申上ゲマス、本法案ノ改正案ノ第四條デアリマスガ、即チ此ノ權利ノ移轉ニ關スル登記ノ手續ノコトニ關聯シマシテ、大體適當ナラザル土地ノ返還要求ガアリマシテ、從來

土地所有者ノ地位ノ優位性ノ上ニ更ニ無理押シガ利イテ、其ノヤウナ納得出來難イ事情ニモ拘ラズ、土地ガ返還サレテ行ツタト云フ事實ガアルノデアリマスガ、サウ云フ合法的ナラザル土地ノ取上ヲ決定致シマシタ趣旨ハ、直チニ所謂權利移轉ノ登記ヲ致ス場合ニ、即チ農地管理令改正ノ所謂昭和十九年三月以前ニ於テ、既ニ其ノ契約ハ成立シテ居ルノデアルト云フコトヲ條件トシテ申請シテ居ル場合ガ多イノデアリマス、而モソレガ最近屢々行ハレテ居ルノデアリマシテ、ソレハ事實ヲ御取調ニナレバ自ラ明カニナルト思フノデアリマス、サウ云フコトガ今更ラ農地調整ガ創設サレタコトニ依ツテ、新シクサウ云フ合法的ナラザル取扱方ヲ一應農地管理令改正ノソレヲ根據トシテ申請シテ居ルト云フヤウナ事實ニ對シテ、唯之ヲ機械的ニ事務的ニダケ司法當局ガ御取扱ヒニナルコトハ、此ノ農村民主化ノ國ガ要請シ、政府ガ熟願シテ居リマス今日甚ダ遺憾千萬ナコトデアアル、斯様ニ思フノデアリマス、隨ヒマシテサウ云フ取扱ヒニ對スル局長ノ御所見、御決意等ヲ伺ツテ置キタイト考ヘマス

○奥野政府委員 只今ノ御質問ハ、三月二十四日以前ニ農地ノ所有權等ノ譲渡契約ガアツタトシテ、其ノ權利移轉ノ登記ノ申請ガアツタ場合ニ、ドウ云フ風ニ之ニ對シテ處置スベキカト云フ風ニ御伺ヒ致シタノデアリマスガ、御承知ノヤウニ、現行登記法ニ於キマシテハ、登記官吏ニ實體の審査權ガナイト云フコトニナツテ居リマス、即チ、御質問ノヤウナ登記ノ申請ガアツタ場合ハ、契約書等ガサウ云フ風ニ出來テ居ル、所謂形式のニ申請書類ガ完

備シテ居リマス以上、登記官吏トシテハ、ソレガ果シテ契約書通リノ實際デアルカト云フ、實質ニ立至ツテマデ審査スル權限ガナイト云フコトニ、解釋サレテ居ルノデアリマス、隨テ形式のニ完備シテ居レバ、一應登記官吏トシテ受理セザルヲ得ナイヤウニ現行ノ不動產登記法ハナツテ居リマス、併シナガラ假ニ登記ガサウ云フ風ニナサレテモ、實質ニ於テソレガ嘘デアツテ、三月二十四日以前ノ契約デモナイノニ、契約書ヲ故意ニ迴ラセテ登記ヲ受ケタト云フコトデアリマス、是ハ刑法上明カニ公正證書ノ原本ニ不實記載ヲナサシメタト云フ犯罪ヲ構成スル譯デアリマシテ、此ノ意味ニ於テ其ノ取締ヲ嚴重ニシテ、其ノ脫法行為ヲ防止スベキモノデアラウカト考ヘル譯デアリマス、ソコデ此ノ問題ニ付キマシテハ、私共ト致シマシテモ非常ニ關心ヲ持ツテ居リマシテ、本年ノ三月二十二日附通牒ニ依リマシテ、斯カル登記ノ申請ガアツタ場合ニハ、登記所カラ府縣ノ農務課ニ斯ウ云フ申請ガ出タト云フコトヲ通知シロト云フ通牒ヲ出シタ譯デアリマス、通知シタ結果、府縣當局ニ於テ果シテソレガ眞實デアるか或ハ脫法行為ノモノデアるかト云フコトヲ能ク検討サレテ、若シソレガ犯罪ヲ構成スルコト云フ場合ニ於キマシテハ、府縣當局ニ於テ適當ナ處置ニ出ラレルト云フコト、所謂脫法行為ノ取締ノ強化ト云フ意味ヲ以テマシテ、斯カル登記ノ申請ガアリマシタ場合ニハ府縣ノ農務課ニ通知スルヤウニト云フコトヲ、私ノ方カラ三月二十二日附通牒ヲ致シタノデアリマス、ソレ以上登記官吏ガ實質ニ入ツテ、斯ウ云フ契約書ニ對シテ居ルガ、ソレハサウデナイノ

デハハナイカト云フコトヲ、實質のニ推問スルコトヲ許シマスコトハ色々弊害ヲ生ズル虞ガアリマスノデ、一應サウ云ツタヤウナ疑ハシキ場合ニ於テハ府縣ノ方へ通知スル、後ハ縣當局等ニ於テ農務課ノ見地カラ監督權ノ發動ニ俟ツ、大體斯ウ云フ風ナ取扱デ行クト云フ風ニ考ヘテ居リマス。

○中環委員 所謂形式の取扱ノ上デハ御尤モト存ジマシテモ、其ノ通牒ノ心遣ヒニ付キマシテモ洵ニ結構ダと思フノデスガ、實際ハ所謂虚偽ノ申告書ヲ作成シタカシナイカノ疑問ガアルヤウナ眞相ガ伏在スル場合モアルノデアリマス、詰リ兎ニ角判ハ捺シタガ、實際ハ先程申シマシタ場ニ置カレテ居リマシタ關係上、大キイモノニハ常ニ倦カレ勝デアリマシテ、嫌デアツテ、本當ニ心ニ副ハナイケレドモ、地主サンカラ色々ナ手ヲ盡シテ言ハレタモノデアアルカラツイ判ヲ捺シタト云フヤウナ場合ガ非常ニ多イノデアリマシテ、サウ云フヤウナ因縁ヲ認メルト云フコトニナリマス、農地改革ハ恐ラク期シテ待ツベクモノナイノデアリマス、ソコデサウ云フヤウナ眞實ニ小作人ガ承諾セザルモノヲ、色々ナ手ヲ盡シテ承諾セシメテ之ヲ決定シタ其ノ契約、決シテ合理的ナモノデアハナイト云フ認識ニ立ツテ取扱ガナサレナケレバ、本當ニ農村ノ封建性ヲ追拂フコトハ難カシイノデアリマス、隨ヒマシテサウ云フヤウナ眞相ヲ十分知ルコトガ出來マス、只今法律のニハ色々御困難ナ點ガアルト勿論想像致シマスガ、現在我ガ日本ノ國ノ行キ方ト致シマシテハ、相當大キイ決意ヲ以テ斯クノ如キ巧妙ナルヤリ方ニ對スル對策ヲ考ヘラレル必要ガアル

ノデハナイカ、ソレヲ唯單ニ、サウ云フ通牒ニ示サレルヤウナ意味ニ於テ、ソレガ違法行為デアルナラバト云フ程度デハ、實際ハ違法行為デアリト云フ答ヘガ出來ルダヤニ整ツテ居ルノデゴザイマシテ、サウ云フ點ヲ形式のニ其ノ儘認メルノデアリマシテ、其ノ問題ノ中ニ內在スル所ノ眞相ヲ掘ミ上ゲテ、之ヲ處理シテ行クト云フ扱ヒ方ガ、今後ハドウシテモ必要ニナツタ來ル、即チ我ガ日本ノ民主化斷行ノ爲ニハ相當大キイ決意ガ必要デアハナイカ、斯様ニ思フノデアリマス、斯ウ云フ末端のナ問題デアリマス、是ガ今後ノ規定スル非常ニ大キナ岐路ニナリマシテハ、現在ノ斯ウ云フ段階ニ對スル御認識ヲ十分御持テテ裁カナケレバナラヌ、此ノ問題ニ對シテハ、唯單ニ法律家のナ取扱ヒ方デハナシ、唯單ニモウ少シ政治的ナ取扱ヒ方ガ望マシイノデアハナイカ、斯様ニ私ハ思フノデアリマスガ、尙ホ所謂第一次修正ノ農地法ガ實施サレタ二月デアリマシタカ、其ノ時ヲ轉機トシテ、ソレ以後ニ於ケル屈出ハ少クトモヨリ一層之ヲ否定スル強力ナ理由ガ成立ツノデアハナイカ、即チ少クトモ農地委員會ガ之ヲ承認セザル限り、左様ナモノハ其ノ實體ガ承認出來ナイ、文書ノ上デ如何ニ認マツテ居ラウトモ、農地委員會ガ之ヲ不當ナリトスルナラバ、是ハ先ヅ不當ナモノトシテ取上ゲテ行クト云フヤウナ扱ヒ方モ要ルノデアハナイカ、隨ヒマシテ農地調整法第一次改正法律ガ施行サレマシタ其ノ時ヲ分岐點トシテ、ソコカラ以後ニ於ケル屈出ニ對シテハ、特ニ峻嚴ナル方法ニ依ツテ之ヲ嚴別シ取扱シテ行クト云フヤウナサレ方ガ望マ

シイノデアハナイカ、斯様ニ思フノデアリマス、隨ヒマシテサウ云フ取扱ヒ上ノ問題ニ付テハ農林當局ト十分御協力戴キマシテ、成程ト思ヘルヤウナ取扱ノ方法ヲ此ノ際御考慮ヒタイ、隨ヒマシテ二十一年二月ヲ境ト致シマシテ斷乎トシタ態度ヲ以テ之ニ臨ムト云フヤウナ行キ方ガ出來ルモノカドウカ、之ニ付テノ御所見ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス。

○農野政府委員 此ノ前ニ御答ヘ申シマシタハ司法省トシテハ大體ノ現在ノ取扱デアリマスガ、私事ヲ申シテ甚ダ恐縮デアリマスガ、私小前任地ニ於キマシテハ仙臺ノ地方裁判所長ヲ致シテ居ツタノデアリマスガ、仙臺ニ於キマシテハ、此ノ一定ノ期日前ニ契約書ニ依リ登記ノ申請ガアツタ場合ニハ、寧ろ是ハ或ル疑ヒヲ持ツテ、サウ云フ場合ニハ或ル極限のニソレガ本當ニ其ノ期日前ニ契約ガケツタノダト云フコトノ證明ヲ、例ヘバ地方事務所等デ證明ヲシタモノヲ持ツテ來イ、是ハバノ程度ニ強ク——ソレヲ持ツテ來ナイガ爲ニ却下出來ルカドウカト云フ法律問題マデ過リマス、色々問題ガアルカモ知ルマセヌガ、政治的のニ考ヘマシテ、眞實ノサウ云フ前ノ契約ガアツタノダト云フコトノ、地方事務所デアルトカ或ハ農業會デアルトカ、サウ云ツタヤウナ公的ナモノノ證明書ヲ持ツテ來イト云フ風ニ、一應行キ過ギデアルカモ知レマセヌガ、サウ云フ風ナ通牒ヲ登記所ニ出シタコトガアリマス、ソレニ付キマシテハ、法律のニソレガ何處マデ押シ通シ得ルカト云フコトハヤハリ疑問ガアルト思ハレマスノデ、民事局長ニ代リマシテカラハ、先程申シマシタヤウナ、稍々手緩イカト思ヒマスガ、縣ノ

方へ通知スルコト云フ程度ノ通牒ヲ出シタ譯デアリマスガ、先程申シマシタヤウナコトモ或ハ考ヘ得ルノデアハナイカト云フ風ニ考ヘテ居リマスノデ、此ノ點ハ尙ホ農林當局トモ能ク協議ヲ致シマシテ、適當ニ工夫ヲ致シタイト考ヘテ居リマス。

○中環委員 一言附加ヘテ置キマス、懇切ナ御答辯デアリマシテ非常ニ満足致シマスガ、現在ノ農業會或ハ町村長ト云フヤウナ機關、甚ダ遺憾デアリマスルケレドモ、然レモ適切ナル報告ヲナシ得ル條件ヲ持ツテ居ナイ、所謂過去ニ屬スル一ツノ公的機關デアルマシテ、所謂日本民主主義機關スルハ、最早十分論議シ盡サレテ居リマシタ、今後ハサウ云フ機關ノ承認デアリマシテ、モウ少シ民主主義機關ノ認識ニ依ツテ之ヲ受付ケルト云フヤウナ取扱方ヲナサレコトヲ一貫希望致シマシテ、此ノ質問ヲ終ツテ置キタイト思ヒマス。

○三浦委員 丁度司法省ノ方ガ見エテ居ラレルカラ御伺ヒスルノデスガ、先程ノ局長サンノ強制執行ノ問題ニ對スル答辯ハ、ドウ見テモ私ハマダ腑ニ落ちナイノデアリマス、局長サンノ話デハ、農地ニ對スル強制執行ハ可能ダ、唯落後ニ於ケル地方長官カ何カノ許可ガナケレバト云フヤウナ趣旨ニ於テ、民事訴訟法ノ第六百六十二條ノ二項ヲ御示シナツタノデアリマスグレドモ、此ノ條文カラ見テモ私ハ今ノ局長サンノ御答辯ハ大分違ツテ居ルト云フ風ニ考ヘザルヲ得ナイノデアリマスガ、ドウ處理スルカ、農地モ強制執行ガ出來ルカドウカ、若シ出來ナイナラバ、ドウ云フ場合ニ出來ナイノカ、先

○林當局ハ強制競賣ハ出來ルト云フ見解ナラズ、ソレガ出來ルナラ出來ルヲ宜イノデスガ、出來ルカドウカ、若シ強制競賣ガ出來テ、ソレデ競落シタ者ハ、ソレナラバ此ノ所有權ヲ完全ニ取得スルコトガ出來ルカドウカ、取得スルコトガイケナイナラ、ドウ云フヤウナ制限ガアルカ、其ノ點ヲハツキリシテ戴キタイ

○奥野政府委員 農地ニ對シマシテモ強制執行ガ出來ルト考ヘテ居リマス、強制執行ニ依ツテ強制競賣ヲヤリマシテ、強制競賣ニ依ツテ競落後ニ於テ所有權ヲ移轉スルニハ、ヤハリ地方長官ノ許可ヲ必要トスル、隨テ契約ニ依ツテ所有權ヲ移轉スル其ノ前ニ地方長官ノ許可ヲ必要トスルト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○三浦委員 ソレガドウシテモ附シテ競賣スルナラ別デスガ、唯所有權取得ノ場合ニ地方長官ガ許可スルト云フノデアアルガ、ソレデハ強制競賣ノ意味ガ全然ナクナルシ、ソレコソ競賣ト云フ意味ガ根本カラ破壊サレルヤウナ氣ガスル、今ノ第六百六十二條ノ趣旨ハサウデハナイト私ハ思フ、此ノ第六百六十二條ノ意味カラ見マス、強制競賣前ニ賣却ノ條件ヲ變更スルノカハラ、是ハ強制競賣ヲ開始スル前ノ處置デハナイカト思フノデアアリマスガ、此ノ條文カラハドウシテモ判斷出來ナイノデス、ソレデドウ考ヘテモ私ニハ腑ニ落チナイカラ繰返シテ聽キタイノデス、ソレカラモウ一ツ、強制競賣ガ簡單ニ出來ルカ、私ハ出來ルノガ惡イト言フノデハナイケレドモ、又是カラ見ルト、強制競賣ガ出來ルヤウニモ考ヘラレル、併シ強制競賣ガ競落スレバ、今

度誰デモ勝手ニ競落ニ依ツテ所有權ヲ取得スレバ、此ノ規定ト云フモノハ又色々破壞サレル結果ニナルノデアアリマス、ソレハ所有權ヲ移轉スルノ許可ヲ得ルケレドモ、競賣デ行クナラ、ソレハ何モ許可ハ要ラナイト云フヤウニ簡單ニナツテ來ルノデ、サウ云フヤウニ色々法規上適用サレル心配ガアル、ソレガ惡用サレルト此ノ法律ノ第四條ノ條文ハ根本ノ破壊サレルヤウナ疑間モ起ル、ソレデ私ハ再三繰返シ、實ハ御迷惑ト思フタケレドモ質問シタ譯デアリマス、此ノ點ノ見解ヲハツキリシテ貰ヒタイ

○奥野政府委員 強制執行自體ト致シマシテハ、只今仰セノ條件ト云フコトハ入ラナイノデハナイカ、唯此ノ第四條デハ所有權ヲ移轉スルニ付テノ條件ト云ヒマスガ、許可ヲ必要トスル、隨テ所有權移轉ノ所マデハ何等ノ障礙ナク進ンデ行ク、所謂差押シテ競賣手續ヲ行フト云フコトマデハ行キマスガ、最後ノ競落ニ依ツテ所有權ガ移轉スルト云フ時ニ、ソレガ農地デナリマス、此ノ許可ガナケレバ效力ヲ發生シナイト云フコトニ突當リマス、其ノ時マデニ許可ヲ得テ居レバ完全ニ所有權ヲ移轉ガ出來ル、ソレマデハ強制執行ヲ行ドシテ進メテ行クコトガ出來ル、是ハ甚ダ法律ノ形式論的ニ御考ヘニナルカト思ヒマスガ、結局押ヘテ居ルノハ、移動所有權ノ移轉ノ所デケテ押ヘテ居ル、ソレマデハ此ノ一般法規ニ依ツテ進メテ行クト云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマス

○三浦委員 ドウモ其ノ點ガ腑ニ落チマセヌ、ソレナラ更ニ進ンデ今度ハ地上權、賃借權ト云フヤウナ一種ノ權利、ソナナ權利ニ對スル強制執行デス

ガ、斯ウ云フモノモ、普通ナラバ權利ニ對スル強制執行モ相當考ヘラレル事件モアルノデス、最近差押ヘラレタ中ニサウ云フ點モアルガ、斯ウ云フ點ノ御見解ハドウデス

○奥野政府委員 此ノ地上權等ニ付キマシテハ、今一寸條文ヲ持ツテ居リマセヌガ、恐ラク民事訴訟法ノ第六百二十五條ト思ヒマスガ、財產權ノ強制執行トシテ、讓渡命令ニ依ツテ移轉セシムル爲ニハ地方長官ノ許可ガ必要デアルト云フノデス

○三浦委員 私ガ心配スルノハ、私モサウ云フ讓渡命令ガ出來ルヤウニ考ヘラレルモノデスカラ、サウ云フコトニスレバ、愈々實際ノ耕地ノ運用上非常ニ惡用サレテ、大キク影響スルノデハナイカト思フノデ、唯ハツキリ法規ノ根據ヲ當局カラ御示シ願ヒタイと思ヒマス、希望ダケ述ベテ置キマス

○松浦(黨)委員 地上權ノ問題ガ出テ居リマスカラシテ、之ニ關シテ一言質問サセテ戴キタイと思ヒマス、地主ガアリマシテ、小作ガアリ、更ニ又小作人ガアル、斯様ナ場合ニ、先般當局ハ自作タリ得ル者ハ又小作人デアアル、斯様ニ御答辯戴キマシタガ、是ハ間違ヒナイノデセウカ

○山添政府委員 小作人ガ一時借りテ居ツタト云フ場合ヲ除キマシテハ、今御話ノ通りデアリマス

○三浦委員 其ノ場合ニ於キマシテ、地方ニ依リマシテハ地上權ト云フモノガ所有權ヨリ以上ニ高イ場所ガアルサウデゴザイマシテ、其ノ場合小作人ガ自作農ニナル爲ニ、此ノ地上權ノ支拂ニ對シテ之ヲ如何様ニ取扱フカ、當局ハ何カ御方針ヲ持ツテ居ラレカ御尋ネ致シマス

○山添政府委員 所謂作株ヲ發生シテ居ル土地權ノ問題デゴザイマスルガ、是ハ地主ニ對シテ地價ヲ拂ヒマスルト同時ニ、其ノ土地權ヲ持ツテ居リマスル人ニ政府ノ方カラ補償ヲ致シマス、其ノ地主ニ拂ヒマス土地代金ト甘土地權者ニ拂ヒマス補償金ノ合算額ガ、大體普通ノ場合ニ於ケル地價ニ相當スルモノデアアル、斯ウ云フコトヲ屢々申上ゲテ居ルノデアリマス

○松浦(黨)委員 サウシマスルト、地上權ヲ持ツテ居ル小作人ト云フモノハ政府カラヤハリ補償ヲ貰フ、斯ウ云フコトニナルノデアリマス

○山添政府委員 其ノ通りデアリマス

○松浦(黨)委員 ソレハヤハリ證據デ貰フノデスカ

○山添政府委員 證據デ支拂ヒマス

○松浦(黨)委員 サウシマスルト、是ハ從前非常ニ多額ナモノヲ拂ツタト云フ場合ガアリマシテモ、今ノ御話デハ、兩方合セタモノガ大體價格トナルナラバ、ソレ以內ト云フコトニナル、是ハ拂ツタ金額ヨリ減ルト考ヘマス、ソレハ已ムヲ得ナイト考ヘラレテ居ルカドウカ、如何デスカ

○山添政府委員 是ハ農地價格ヲ全般的に統制シテ居リマス理由カラ見マシテ、結局創設サレル自作農ガ長ク安定シテ經營ヲヤツテ行ケル價格デナケレバナラスノハ申サデモアリマゼヌガ、其ノ意味カラ申シマシテ、御指摘ニナリマシタヤウナ場合ガゴザイマシテモ、是ハ已ムヲ得ナイト考ヘテ居ルノデアリマス

○松浦(黨)委員 サウ致シマスルト、地主ハヤハリ同様ニ取崩ガ非常ニ少クナルト云フコトニナルノデアリマセウカ

○山添政府委員 少クナルト申シマスカ、普通ノサウ云フ權利ガ付イテ居リマセヌ土地ヨリモ低イ値段ヲ受ケルト云フコトニ當然ナル譯デアリマス、是ハ普通ノ場合ニ於キマシテモサウデナケレバナラスト考ヘテ居リマス

○松浦(黨)委員 分リマシタ

○葉梨委員 第四條ニ關スル質疑ガナケレバ、次ニ第五條ニ移ルコトト致シマシテ、此ノ際六時マデ休憩致シマス

午後五時十六分休憩

午後六時七分開議

○葉梨委員 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、「農地調整法」の一部を改正する決法案」ノ第五條ヨリ審議ニ入りマス、第五條ヲ朗讀セシメマス

(第五條ハ「ナイ」ト呼ブ者アリ)

○葉梨委員長 第五條ハ形式的ノコトデアリマス

○大和田説明員 (朗讀)

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 第三條ノ團體ガ同條ノ事業ヲ行フ爲前條ニ掲グル權利ヲ取得スル場合

二 前條ニ掲グル權利ノ取得ニ關シ當事者ノ一方ガ國、都道府縣又ハ農地開發團體ナル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ノ收用スル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

○山添政府委員 改正第五條ハ元ノ法律ノ第六條ニ相當スルノデアリマスガ、元ノ第六條ノ中カラ第三號ヲ落シタノデアリマス、此ノ第三號ヲ落シマシタ理由ハ、第三號ニ依リマスルト、

土地ノ賣買ヲ致シマス場合ニ、自分ハ之ヲ自作スルノダト云フ建前ガ百姓ガ買ヒマス時分ニハ許可ハ要ラナイ、斯ウ云フコトニナツテ居タルノデアリマスガ、是ハ元ノ農地管理令等ニ於キマシテハ、サウ云フ場合ニ於テモ許可ヲ要スルコトニナツテ居リマシタ、又今同ニ於キマシテモ、先程申シマシタヤウニ土地ノ兼併ヲ防イデ行クトカ、或ハ適當ナル農地ノ利用關係ノ調整ヲ圖ツク行クト云フ意味カラハ、サウ云フ場合ニ於キマシテモ一應許可制度ニ掛ケルト云フコトガ適當ト考ヘマスノデ、此ノ第三號ヲ落シタト云フノデアリマス

〔進行ト呼ブ者アリ〕

○葉梨委員長 御質問ガゴザイマセヌケレバ第六條ニ入リマス、第六條ヲ朗讀セシメマス

○大和田説明員（朗讀）

第六條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

○山添政府委員 此ノ第六條ハ新シク入ツタノデゴザイマスガ、是ハ耕地ノ潰滅ノ統計ノ上ノ言葉デハ潰滅ト云フヤウナ言葉ヲ使ツテ居リマスガ、要スルノ耕地ヲ耕地トシテ使ハナイ、ソレ以外ノ用途ニ供セントスル場合ニ、濫リ此ノ農地ガ不必要ナル用途轉換ヲ受ケルコトガナイヤウニ、地方長官ノ許可制度ニ掛ケタノデアリマス、農地ヲ大切ニシテ行カウ、斯ウ云フ趣旨ニ外ナラヌノデアリマス

○葉梨委員長 此ノ命令事項ノ所ニアル「五十坪未満ノ農地」其ノ他農林業臣の定むる農地」ト云フコトニ付テノ「許可申請手續」云々ト云フコトデアリマスガ、此ノ五十坪未満ノ農地ト云フノヲ特ニ此ノ命令事項ノ説明ノ中ニ入レタノハ、農家ノ宅地ト云フヤウナ意味ヲ以テデゴザイマス

○山添政府委員 餘リ小サイ場合マデ一々ヤリマス、又窮屈デゴザイマスノデ、小サイモノハ宜カラウ、斯ウ云フ趣旨デアリマス

○吉澤委員 一寸御伺ヒ致シタイト思ヒマス、農地ノ所有者ハ分リマスガ、「賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル」ト云フ此ノ項デアリマスガ、賃借人若シクハ永小作人ガ農地以外ノ目的ニ供セントスル場合ト云フノハ、ドウ云ツタヤウナ場合ヲ指シノデスカ

○山添政府委員 是ハ權原ヲ持ツテ居ル人ヲ皆舉ゲタノデアリマス、私ガ申シマシタヤウニ、土地ノ潰滅ト云ヒマスガ、其ノ他ノ用途ニ供セントスル場合ハ、概ネ所有者ガゴザイマスノガ通例デアリマスケレドモ、其ノ他ノ場合モ若シアルトスレバ、許可ヲ受ケナケレバナラス、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ加ヘタノデアリマシテ、特別サウ云フ場合ガ何デアアルカト云フ所マデ想像致シテ書イタ譯デハナイノデアリマス

○吉澤委員 デハ斯ウ云フ場合ハドウナルデアリマセウカ、今マデ耕地デアリマシタガ、例ヘバ畑デアツテモ宅地ニ變更シタ、所謂地目變換シテ宅地ニ使用シタイト云フ場合、所有者デナク、賃借人ガナスロトヲ得マセウカ、又ナスコトヲ得ルトシタナラバ、其ノ後ニ於ケル賃貸料ハドウナルカト云フコトニ付テ當局ハ御考ヘニナツテ居リマスガ、承リタイト思ヒマス
○山添政府委員 是ハ借リテ居ル方ニ於キマシテ、所有者ノ承諾ヲ得ナイデ、濫リニサウ云フヤウニ土地ノ本質的變化ヲ加ヘルト云フコトハ出來ナイノデハナイカ、隨テサウ云フ場合ニ於キマシテハ、所有者ト借リテ居ル方トノ間ノ協議ニ依ルコトト考ヘテ居リマス

○中原委員 此ノ「地方長官ノ許可ヲ受クベシ」ト云フコトデスカ、ヤハリ此ノ場合地目ヲ變ヘ、目的ヲ變ヘルト云フコトニナルトスレバ、農地委員會ノ意思ニ問フツ云フヤウナ必要ハナイモノデセウカ、其ノ方ノ御見解ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

○山添政府委員 是ハ具體的ナ事情ニ基イテ判斷スル必要ガアリ、其ノ爲ニハ農地委員會等ヲ經由スル、又農地委員會ノ意見ヲ附セシムルト云フコトガ適當ダト考ヘテ居リマス、ソレ等ノコトハ命令デ以テ規定致シタイ積リデ居リマス

○北政委員 又北海道ノ問題デスカ、北海道ハ水田ハ二十箇年免租ニナツテ居ルノデスカ、ソコデ宅地モ其ノ場合別ニ分ケナイ、畑地モ、地目ノ儘デスカ、現在三分ノ二マデハサウダラウト思フノデスカ、北海道ニ於テハ之ヲ新タ宅地ニ直サナケレバナラスト云フコトニナルノデスカ

○山添政府委員 是ハ實際上ノ用途ノ問題ヲ規定シテ居ルノデアリマシテ、所謂土地臺帳ニ於ケル地目變換ト云フコトハ直接ニハ關係ガナイノデスカ

○葉梨委員長 宜シケレバ、第七條ニ

移リマス

○大和田説明員（朗讀）

第七條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ同項ニ規定スル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
○山添政府委員 此ノ第七條ヲ改正致シマシタノハ、自作農創設特別措置法ニ基キマシテ、自作農創設事業ヲ行フコトガゴザイマスノデ、ソレ等ノモノモ同ジク自作地ノ登記ヲスル譯デアリマスガ、サウ云フ意味ニ於テ命令ヲ以テ定ムルト云フ中ニサウ云フモノモ探入レルト云フ趣旨デ字句ノ整理ヲシタ譯デアリマス

○葉梨委員長 宜シケレバ、第九條ヲ朗讀セシメマス

○大和田説明員（朗讀）

第九條 農地ノ賃借人ハ賃借人ガ希望スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滯納スル等信義ニ反タル行爲ヲキ限リ賃貸借ノ解除若ハ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用ノ目的ノ變更又ハ賃借人ノ自作ヲ相當スル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

當事業者ガ農地ノ賃貸借ノ時期ヲ定メタルトキハ當事者ガ期間満了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知

ヲ爲サザルトキハ從前ノ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更新賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ賃借人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
農地ノ賃貸借ノ當事者賃貸借ノ解除若ハ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒メントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クベシ
前項ノ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ
第二項並ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニシテ賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メサルモノト看做ス

○中原委員 一寸御尋ネ致シマス、是カラ市町村農地委員會ガ働クト致シマシテ、大體買收ノ計畫ヲ立テテ進ンデ参リマス爲ニ、斯ウ云フ一ツノ問題ガ起ツテ來ルノデアリマス、即チ在村ノ小サイ地主ガソレマデニ必死ニナツテ土地ヲ取上ゲテ居ル譯デアリマスガ、若シ其ノ取上ガ正當ナル理由デナイト云フ場合ニ、正當ナラザルト看做シ得ル事情何レ農地委員會ニ審査ヲ求メテ、是ハ取消ノ出來ルヤウナ事情ニナツタト致シマシテ、取上ヲ取消シ得ルト致シマシテ、偶々其ノ在村ノ小地主ガ既ニ其ノ土地ヲ耕作シテ居ルト云フ事態ガ發生スルノデアリマスガ、サウ云フ場合ニ、其ノ事情ガドウデアラウトモ、取上ゲタ其ノ小作地ハ買收スルコトガ出來ナイト云フヤウナ取扱ニナツテ參ルノデハナイカ、サウシマス、其ノ取上ハドウデアラウトモ、其ノ儘ニ見逃サナクテハナラヌト

云フヤウナ事柄ガ生レテ來ハシマイカ
ト云フヤウナ一ツノ憂ヘガ起ルノデス
ガ、ソレニ對スル御見解ハ如何デアリ
マスカ

○山添政府委員 不當モノデゴザイ
マスレバ、自作農創設特別措置法案ノ
附則ノ第二項ニ依リマシテ、昨年ノ十
一月二十三日現在ニ過ツテ其ノ時ノ狀
況デ政府ガ買收スルコトニナル譯デア
リマス

○中原委員 ソレデ更ニ農地委員會ハ
今其ノ機能ガ大體「ストッパ」狀態ニ置
カレテ居ルト云フコトヲ私共看取シテ
居ルノデアリマスガ、ドウセ此ノ改正
ガナサレマスレバ、直チニ農地委員會
ノ選舉ニ著手ヲ急ガレルデアラウト思
ヒマスルガ、其ノ著手サレタ農地委員
會ガ先づ第一番ニ取上ゲナケレバナラ
ナイ問題ハ、第四條ノ時ニ一寸觸レマ
シタヤウニ、不當ナリト看做サレ得ル
取上ニ付テ、既往ニ過ツテ之ヲ審查ス
ルコトニナルト思ヒマスルガ、其ノ既
往ニ過リマシテ、新タニ設定サレマシ
タ農地委員會ガ若シソレヲ不當デアルト
云フ認定ヲ下シマシタ場合ニ、其ノ認定
ヲドウ云フ風ニ取上ゲテ行カレルノデ
アリマセウカ、隨テソレヲ過去ニ過ツ
テ、二十年十一月二十三日デアリマス
カ、ソレニ過ツテ、ソレ以後ノ期間ニ
於ケル取上ハ、若シソレガ前ニ申シマ
シタヤウニ登記済ニナツテ居ラウトモ
之ヲ取消サシムルト云フ、ソレダケノ
權限ガ農地委員會ニ與ヘラレルカドウ
カ、當然與ヘラレルト思ヒマスガ、其
ノ點モウ一度此處デ明確ニ承ツテ置キ
タイト思フノデアリマス

○山添政府委員 新シク出來マシタ農
地委員會ニ於キマシテ、審查ノ上、是
ハ明カニ不當デアルト云フコトデアリ

マスレバ、農地委員會ハ、取消ヲ俟タ
ズシテ、其ノ十一月二十三日ノ狀況ニ
依ツテ土地ノ買收計畫ヲ立テルコト
ガ出來ルノデアリマスガ、ソレハ別ト
致シマシテ、國ガ自作農創設ノ爲ニ
レバ買收スルカドウカト云フ問題トハ
別ニ、不當ニ取上ゲタ土地ハ之ヲ元ノ
小作人ニ返還スル——一種ノ原狀回復
ヲスルコトニナル譯デアリマス、ソレ
ハ併シナガラ農地委員會ノ權限ト云フ
コトデハナクテ、斡旋スルトカ云フヤウ
ナ、仲介ノ勞ヲ取ツテ、不當ナルモノ
ハ元ニ戻スヤウニスルノデアリマス、
農地委員會ガ特別ノ權限ヲ持ツテ居ル
譯デハゴザイマセウカ、農地委員會ガ
又サウ云フ任務ヲ持ツテ居ル、斯ウ云
フ譯デアリマス

○中川委員 此ノ場合、第四條ノ時ニ
一寸御尋ね致シ掛ケテ中止シマシタ、
所謂不當ナリト看做サレ得ル取上ニ依
テ現在地主ガ耕作致シテ居ル、其ノ耕
作ニ依ツテ生産シマシタ米ノ處分デア
リマスガ、其ノ供出問題ガ、私共ノ解
釋デハ、不當ナリト看做サレ得ル事情
ニ依ツテ取上ゲタ土地ニ依ツテノ耕作
物、ソレヲ其ノ儘認メテシマフト云フ
コトニナリマスル、其ノ不當デアルト
云フコトヲ又一面承認スルト云フ形
ニナルノデハナカラウカ、ソコデヤハ
リ所謂保有者殘サセルト云フ耕作者
ニ對スル取扱デハナクテ、作ツテ與
タモノヲ其ノ儘全部供出セシメルト云
フヤウナ取扱方ノ方ガ、左様ナ違法行
爲ヲ觸ル意味ニ於テモ效果的デハナ
カラウカ、又理論的ニ考ヘテモ、間違
ツテサレタモノヲ、而モ意識的ニ間違
ヒヲヤツタコトヲ承認スルヤウナ取扱
ヲサレルコトハヤハリ過チデハナイ
カ、斯様ニ思フノデアリマスガ、先程

ノ御話ノ經緯ガハツキリ致シテ居リマ
セヌノデ、幸ヒ大臣ガ御出席ノヤウデ
アリマスルカラ、大臣ノ御見解ヲ伺ヒ
タイト思ヒマス

○和田國務大臣 是ハヤハリ現在ノ法
制ノ下デハ御話ノヤウナ譯ニハ參ラヌ
ト思ヒマス、ヤハリ供出ノ點ハ供出ノ
點トシテ、其ノ者カラ供出サスベキモ
ノハ供出サシテ行ク、斯ウ云フコトニ
ナルノデアリマシテ、現在ノ法制ノ制
度デハソコマデハ參ル譯ニハ行カナイ
ダラウ、斯様ニ私モ考ヘマス

○中原委員 ソレデハ保有者ハヤハリ
一定ノ保有者ヲ認メル、斯ウ云フコト
ニナル譯デスネ、ソレガ問題デス
○和田國務大臣 ソレハ其ノ者ガ自作
デ——地主ガ不當ノ權限デ土地ヲ取上
ゲタノデハアルガ、兎ニ角自作デ耕
シテ居ル、斯ウ云フコトニナリマスレ
バ、保有者ト云フモノハ耕作者トシテ
ノ保有者ト云フモノガ認メラレマス
○高倉委員 此ノ中ニアリマス「賃貸
人ノ自作ヲ相當トスル場合其ノ他正當
ノ事由アル場合」此ノ限ニ在ラズト
云フノハ、是ハ取扱方ニ依リマス、
將來非常ニ大キナゴタノ「農村ニ生
ム原因」ト云フノハドウ云フ場合ヲ言
フノデアリマセウカ

○山添政府委員 是ハ既ニ農林省並
司法當局共ニ協議ノ上、此ノ解釋ニ對
スル通牒モ出テ居ル次第デアリマシ
テ、ソレニ依リマスル、先ヅ第一ニ
誰ガ耕シタ方ガ能率ガ上ルト同時ニ、
小作人ノ方ニ於キマシテモ其ノ小作地
ヲ返還致シマシテモ差支ヘナイ、生活
ニ直チニ困ルト云フヤウナ事情ハナ
イ、斯ウ云フ兩面カラ致シマシテ差支
ヘノナイ、又生産力ノ點カラ言ヘバ望

マツイト云フ場合ニ、正當ナモノト云
フ風ニ解釋致シテ居ルノデアリマス、
唯問題ハ、サウ云フ風ニ公ノ解釋、又
理論ニ依リ解釋ガ確立シテ居リマシ
テ、斯ウ云フコトノ運用ト云フモノハ
結局其ノ當時ノ社會思想ト申シマス
カ、サウ云フヤウナ一般ノ意識水準ト
云フヤウナコトニモ色々關係スル譯デ
アリマシテ、ソレ等ノ點ニ付キマシ
テ、只今申シマシタヤウナ思想、又基
準ヲ徹底セシメルト云フコトハ今後ト
モ必要デアルト存ジテ居ルノデアリマ
ス

○高倉委員 一應此處ニ書イテアリマ
ス條文ヲ合理化スルコトハ困難ナコト
デハアリマセウケレドモ、實際ニ於キ
マスレバ、是ハ地主ノ土地取上ヲ合理化
スル一ツノ結果ヲ生ミハシナイカ、是
マデハ土地調整法ガ出來マシテ以來、昨
年農地調整法ガ出來マシテ以來、農
村ニ行ハレテ居ツタノハ當局モ認メテオ
イデナリマス、實際ニ土地ヲ取上
ガラレタノガ是マデ多クアリマシタ、
所テ取上ガラレタ方ガ便利デアリト考
ヘテ取上ガラレタ場合ト云フノハナイ
ト思フ、生産力モ上ルシ、自分達モ取
上ガラレテモ困難ハナイト思ツテ取上
ガラレタ場合ト云フノハ、實際ニ於テ
ハ極メテ少カツタデアリマセウ、ソレ
ニモ拘ラザアレ程多クノ土地取上ノ問
題ガ起キテ居リマス、然ルニ其ノ結果
ハ、現行農地調整法ニ於テ則チアル
ニモ拘ラズ、ソレガ一度モ實際ニ實行
サレタコトハナイト云フコトハ、是マ
デノ實例ニ顯ミマシテモ、耕作者ノ利
益ガノ法律デ擁護サレナカツタト云
フ一ツノ結果ヲ現ハシテ居ルト思フ、
此處ニ斯ウ云フコトガ書イテアリマス
ケレドモ、ヤハリ是カラモ土地取上ヲ

合理化シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

○和田國務大臣 此ノ法律トシマシ
テハ、此處ニ書イテアリマスヤウニ、自
作ヲ相當トスルト云フコトニ付テハ嚴
正ナ、謂ハバ公正ナ第三者ノ立場ヲ取
リマシテ、ソレデ兩者ノ利益ト云フモ
ノヲ一ツ上ノ立場カラ見テ、ドチラガ
國ノ經濟力ヲ上ゲル上ニ適當デアルカ
ト云フ點カラ判定ラシテ居ルノデアリ
マシテ、是ハ相反スル利益ガ存在シマス
ル時ニハ、ドウシテモ法ノ建前トシテハ
「取ラザルヲ得ナイ」一ツノ立場デアラウト
思フノデアリマス、此ノ前ノ農地調整
法ガ出マシタ時ノ土地返還ニ付テハ、

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

○和田國務大臣 此ノ法律トシマシ
テハ、此處ニ書イテアリマスヤウニ、自
作ヲ相當トスルト云フコトニ付テハ嚴
正ナ、謂ハバ公正ナ第三者ノ立場ヲ取
リマシテ、ソレデ兩者ノ利益ト云フモ
ノヲ一ツ上ノ立場カラ見テ、ドチラガ
國ノ經濟力ヲ上ゲル上ニ適當デアルカ
ト云フ點カラ判定ラシテ居ルノデアリ
マシテ、是ハ相反スル利益ガ存在シマス
ル時ニハ、ドウシテモ法ノ建前トシテハ
「取ラザルヲ得ナイ」一ツノ立場デアラウト
思フノデアリマス、此ノ前ノ農地調整
法ガ出マシタ時ノ土地返還ニ付テハ、

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

合理解シテ、小作人ト地主トノ間ニ薪
シイ紛爭ノ種ヲ蒔クト云フコトヲ考ヘ
ナケレバイケマセウシ、而モ是マデ實
際ニ於キマシテ働ク小作人ト云フモノ
ハ農村ニ於テハ極メテ力ノ弱イモノデ
アリマス、農村ノ政治的ノ面モ、經
濟的ノ面モ、主トシテ地主ノ手ニ握
ラレテ居ルノガ實際デアリマシテ、小
作人ノ力ハナカツタ、將來必ズ出テ參
ルデアリマセウガ、農地委員會ノ問題
デモ、本當ニ「パーセンテージ」ダケ
デ、小作人ニ有利ニ之ヲ運営シ得ルカ
ドウカハ是非當ニ疑問デアラウト思
フ、是ハ先程申シマシタ是マデノ罰則
ガ實際ニ適用サレナカツタト云フコト
ガ、現在ノ機構ノ性格ヲ何ヨリモ能ク
現ハシテ居ルト思フ、サウシマス、
斯ウ云フコトガ、今説明サレタヤウナ
意味デハナク、實際ニ土地取上ヲ合理
化スル結果ニナツテ、初メニ書イテア
リマス第一條ノ小作人ノ地位ノ安定ヲ
圖ルト云フコトト軋觸スル結果ヲ生ミ
ハシナイカト云フコトガ、私共ハ痛切
ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ關
シテハ當局ハドウ御考ヘニナリマセウ
カ

相當ノ數字ニモ上ツテ居リマスルシ、又面積ニ付キマシテモ、或ル程度ノ面積ニ互ツテ居ル譯デアリマスガ、ソレ等ノモノニ付テハ具體的ナ内容ハ、ヤハリ申ニハ相當ノ數ハ自作ヲ相當トスル、所謂此ノ法律ニアリマス但書ニ眞正面カラ適當スルモノモ私ハアツタト思ヒマス、全部ガ全部之ヲ以テ地主ノ土地取上ヲ合理化スルモノドトハ言ヘナイト思フデアリマシテ、是等ノ點ハ尙ホ實際ニ調停ニ上リマシタモノ、又ハサウデナイモノニ付テ調停マスレバ、恐ラクハツキリシタモノガ出ルト思ヒマスガ、只今農林省ノ方デ、ヤツテ居ルコトヲ見タ限リニ於テハ、サウ云フモノモアルデアリマス、是ハ何處マデモ此ノ法制ガ運用サレマスル點ニ付テハ、政府トシテハサウ云ツタ公正ナ立場ニ於テ此ノ法ガ運用サレマスヤウニ、實際上此ノ條項ノ運用ニ當リマスル者ニ對シテ、サウ云フ公正ナ立場ノ解釋ヲ、又精神ヲ浸透サセルヤウニ努メマスルガ、唯是ハ何トシマシテモ、法律自體ガ適用サレマスル其ノ狀態ニ於ケル農民其ノ他ノ側ノ意識水準其ノ他ニモヤハリ關係ヲ持ツテ來ルト思フ、ソコニ於テ或ル場合ニ結果的ニ見レバ、又事實不當ナモノガ出テ來ル、斯ウ云フコトニナル場合モアリ得ルデアリマス、是ハ理論的ニ考ヘテモ、又實際ニ於テモアリ得ルト思ヒマス、ソコデドウシテモ斯ウ云フモノニ付テハ是ハ事實凡ニル方面カラ、此ノ法ノ運用ノ側ニ當ル者トシテ、農地委員會ノ活用トカ、或ハ此ノ實際ノ調停ニ當ル人達ノ仕事ノヤリ方トカ云ツタヤウナ點ニ付テ、公正ナ立場ヲ取ルヤウニ十分指導シ其ノ心構ヘヲシテ行クト云フコトニ結局ハ落付イテ來ル

ノデアリマシテ、是ガアルカラ常ニ必ズ土地取上ヲ正當化スルト云フコトニモナラスト思フデアリマス、ソレカラ土地取上ニ付キマシテハ、是ハ率直ニ言ヒマス、大體ニ於テ日本ノ今ノヤウナ狀態ニ於テハ、或ル程度ノ土地ノ引上ト地主ニ自耕ノ能力ノ多少アリマスル現狀ニ於テハ、是ハ全部ガ全部自耕能力ガアルトハ私思ヒマスガ、本當ノ意味ニ於ケル地主及び其ノ家族ニ於テ、自耕能力ガアルマスル場合ニ於テハ、ヤハリ大キナ見地カラ見テ、其ノ者ガ現在ノ小作人ヨリモツト生産力ヲ上ゲル、而モ小作人ノ側ニ於テモ多少ノ土地ヲ返シテモ他ニ換地ガアルト云フヤウナ場合、家族ノ關係ニ依ツテ適當ツテ困ラナイト云フヤウナ窮乏スベキ事由ガアリマスル時ハ、ヤハリ此ノ程度ノモノハ之ヲ認メマスルコトガ、社會的ノ正義ノ點カラ云ヒマシテモ宜イデアリナカ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○北(政)委員 此ノ第九條ノ初メノ「賃貸人ハ賃借人ガ窮乏スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滞納スル等信義ニ反シタル行為ナキ限リ」トアル此ノ判斷ハ、此ノ文章カラ見マスルト、賃貸人ノ判斷ニ依ルヤウニ見エルトデアリマスガ、此處ガ耕作權確立後目所デアアル、詰リ小作人ノ方ハ今年ハ三俵シカ獲レヌト云フ、是ハ極端ナ例デスガ、分リ易ク申シマス、サウ致シマス、是ハ賃貸人ノ主判斷ニナリマスナラバ、實際三俵シカ獲レヌコトハ分ツテ居ルガ、何トカシテ出サシイカラ六俵アルト頭張ル、サウシテ六俵ノ收穫トシテ小作料ヲ請求シタニ拘ラズ拂ハナイカラ、茲ニ解約スル、斯ウ云フ非常ニ一方的ナコトニナルヤウニ是

デハ見エルトデアリマス、私ハコ、ニ何カハツキリシタモノヲ置カヌト紛議ノ種トナル、ドツチガ窮乏スベキカ、ドツチガ信義アルカ、一體信義トカ宿怨トカ云フコトハ法律的ノ價值ハナイノ點、實收ヲ如何ニシテ決定メカ、其ノ判斷ハ誰ガアルカ、ダカラ其ノ契約ヲ解除スルトカセヌト云フ時ニハ、其ノ先ニ農地委員會ハ兩方ノ意見ヲ出シテ、其ノ裁定ニ依ツテ決メルトカ何ト云フコトヲシナケレバ、此處ガ一番境目ダト思フ、此ノ間ノ松澤君ノ質問ハ、耕作權ガ契約ニ依ツテ成立ツテ居ルノダカラ、土地ハ借リテ居ル、其ノ借リテ居ル耕作權ノアル土地ニ立入禁止ヲ命ズルト云フコトハイカヌデハナイカト云フ質問デアツタ、ソレヲ多分ニ肯定サレタヤウナ御返事ヲ民事局長モヤツテ居ラレマスシ、大臣モヤツテ居ラレタコトヲ聽イテ居ルデアリマス、ソコデ地ノ境目ヲハツキリシマセヌト非常ニ困ルデハナイカ、モウ一ツ此處デ承ツテ置キタイコトハ、一體小作料デナシニ、土地資本利子ト云フモノハ正シモノデアラウカナカラウカ、斯ウ云フ點デアリマス、今ノ小作料ヲ見マス、大體ハ土地資本利子ト税金ト入レマス、ソコデ是ガ今度國家ハ、小作人デハナクテ、自作農ニナツタ者ニ金ヲ貸スノダ、斯ウ思フデアリマス、隨テ耕作權モナケレバ所有權モナイデアリマス、金貸人トシテノ權利ヲ持ツデアリナカト云フ風ニ考ヘラレルトデアリマス、後デ國家ガ取ツタ場合ニ於テノ行キ方ニモ是ハ重大ナ關係ヲ持ツデアリマスカラ、一ツハツキリシタ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○和田國務大臣 第九條ハ農地ノ「賃貸人ハ賃借人ノ解除若ハ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ヌ」ト云フノガ本體ノ文章デアリマス、賃借人ガ宿怨スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滞納スル等信義ニ反シタル行為ナキ限リト云フノハ、是ハ限定デアリマス、賃貸人ガナシ得ル行為ノ限定デ此處ニ書イテアルデアリマス、條件デアリマス、隨テ之ヲ誰ガ判斷スルカト云フコトハ、是ハ賃貸人ガ判斷スルノデナクシテ、第一ニハ農地委員會、ソレカラ最終ハ裁判所ト云フコトニナルノデアリマシテ、是ハ何處マデモ客觀的ニ決定サレルデアリマス、ソレカラ此ノ土地資本利子デアリマスガ、是ハ土地ト云フモノヲ「キャピタル」シタ時ニ、ソレニ對スル利子ト云フ觀念デ土地資本利子ト云フ考ヘ方ガアルデアリマシテ、勿論自作農ニナリマシタ者ニ對シマシテ國家ハ年々ソレカラ償還金ヲ得ル譯デアリマシテ、謂ハバ債權者ノ地位ニナツテ居ルデアリマス、其ノ償還ノ支拂ハ、一時ニ支拂フコトモ出來ルシ、又小作人ハ法律ノ規定ニ從ツテ年々償還シテ行ク、斯ウ云フコトモ出來ルヤウニナツテ居ルノデゴザイマシテ、其ノ關係ヲ言ヘバ、一種ノ金ヲ貸シタト云フコトモ言ヘルト思フデアリマスガ、是ハ結果的ニサウ云フ形ニナツテ居ルノデゴザイマシテ、實際上ハ何モ國家ガ金貸デアルト云フ立場ニミ立ツテ居ル譯デアリナカト云フアツテ、國家ハヤハリ此ノ法律ヲ、自作農創設ノ法律ニ於テ御覽ニナリマシタヤウニ、創定サレマシタ自作農ニ對シテハ凡ニ施設ヲ講ジマシテ是ガ維持ニ努メテ居ル、斯ウ云フコトニ御考ヘヲ御願ヒシタイト思ヒマス

○北(政)委員 サウシマス、一番最初ノ「賃貸人ハ」ト云フコトハ「賃借人ノ解除若ハ解約」ノ所ニ懸ツテ來ル、斯ウ承ツテ宜イデアリマス

○和田國務大臣 サウデアリマス

○北(政)委員 サウスルト、宿怨スベキ事情トカ、信義ニ反シタル行為トカ云フコトハ、是ハアツタノ決メルノハ相當高イ、儼ンハ安イ、サウ云フ議論シテ居ル、サウナルト農地委員會其ノ裁定ハ任セル、斯ウ云フコトニナルノデアリマス

○和田國務大臣 結局ハ賃借人ト賃貸人ノ間ノ争ヒニナル譯デアリマス、其ノ時ニ誰ガ裁定スルカト云フコトニナル譯デアリマス、結局農地委員會、若シハ調停ニ掛ケレバ調停ノ判斷、裁判ニナレバ裁判、斯ウ云フコトニナル譯デアリマス、ト云フノハ、斯ウ云フ條項ヲ置ク必要ガアリマスノハ、御承知ノヤウニ地主ノ土地返還ハ、實ニ色々原因デ土地返還ノ地主ガ申込ムデアツテ、滑稽ナニナルト、小作人ガ例ヘバ自分トハ宗旨ヲ異ニシタ日蓮宗ノ信者ダカラ返セト云フヤウナコトデ小作人等ノ起ツタヤウナ例モ昔ハアツタデアリマス、此ノ頃ハサウ云フコトハナイデアリマセウガ、ヤハリ斯ウ云フ客觀的ニ信義ニ反スル行為ノナイ限リハ、ヤハリ年々小作人ノ耕作權ト云フモノハ保護サレテ、耕作スルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニシタ規定デアリマス

○北(政)委員 今ノ農地委員會ノ裁定ハ、丁度労働組合ノ労働委員會ノ裁定ノヤウニ、之ニ命令權モナイ、何モナイデスネ、ダカラ最後ハ裁判所ノ決定デナケレバナラヌ、斯ウナルト思ヒマス、サウナルト相當年月ヲ經タ後

○山添政府委員 是ハ農地委員會ガ判斷ヲスルコトニナツテ居リ、又豫メ農地委員會ガ事前ニ事ノ判斷ヲスル譯デアリマシテ、農地委員會ノ判斷ニ基イ

カアリマスノデ、先ヅ期間ノ點ニ於テ
制限ヲシテ、而モ此ノ制限ヲシタノ
置法案外一件委員會談錄 第十四回

ノ趣旨ガ分ラナイノデス、此ノ方ガ耕
作權ハ確立サレテ居ルノデアリマシ

ハアツタケレドモソレハ不當デアル、
隨テ第九條第一項ニ反シテ居ル、無効

在ノ農地委員ハ、私共新潟縣デハ今年ノ二月知事ノ任命デ全部更新サレタノ

デアリマス、其ノ後ニ於テ今度設備方法ヲ變テ、選舉方法ニ依ルト云フヤウナコトガ一時傳ヘラレタ、ソレモ其ノ後又選舉期日ノ延期ト云フコトモ、御通牒ニ基キテ其ノ儘ニナツテ居ルデアリマスガ、私共ノ見解カラ致シマス、現在ノ農地委員モ前議會後ニ生レタモノデアツテ、ヤハリ農地委員會トシテノ權威ハ、今後新シキ方法ニ依ツテ設立サレル農地委員會ト何等權限ニ於テ異ナツタコトハナイト思フノデスガ、其ノ邊ヲ明カニシテ戴キタイト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○山添政府委員 仰セノ如ク權限ノ上ニ於キマシテ、例ヘバ斯ウ云フ判斷ヲ致シマス上ニ於キマシテハ、何等變ル點ハナイノデアリマス、併シ是ガ御話ノヤウニ旨行ツテ居ル所ハソレ宜イ譯デ、非常ニ幸ヒデアリマスガ、實例ト致シマシテサウデナイ所モアルデアリマス

○中原委員 了解シマシタ、ソレナラ結構デアリマス

○葉梨委員長 次ノ條文ニ移ルコトニ御異議アリマスカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○葉梨委員長 ソレデハ第九條ノ八ニ移リマス

○大和田説明員 (朗讀)

第九條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常收穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ニルトキハ農地ノ賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃借人又ハ所有者ニ對シ其ノ一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ一定割合ハ中央農地委員會

ノ定ムル基準ニ從ヒ都道府縣農地委員會之ヲ定ム但シ田ニ在リテハ二割五分、畑ニ在リテハ一割五分ヲ超ニルコトヲ得ズ

前項ノ規定スルモノノ外第一項ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

中央農地委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○太田(秋)委員 此ノ第九條ノ八ノ小作料ノ改定デゴザイマスガ、是從來ハ都道府縣農地委員會ヲ主體シテ適正小作料ヲ各市町村ニ依テ定メテ居ツデアリマス、所ガ今度ノ改正農地調整法ニ依リマス、此處ニ大體ノ標準ヲ示シテ居リマス、即チ田ニ二割五分、畑ニ一割五分、最モ現在ノヤウナ價其ノ他農作物ガ段々値上リニナツテ居ル時ニハ、何トカ地主ノ手許モ間ニ合ツテ居ルカモ知レマセヌ、併シ農作物ノ價格ガ低下シテ來ルト、金納デアリマスカラ、公租公課其ノ他ノ總テノ水利事業ノ負擔ト云フモノヲ加ヘマスト是デハ地主主ハ負擔ニ耐ヘラレナイノデハナイカ、斯ウ云フ風ニモ感ゼラレマス、此ノコトハ自分モ體驗者ノ一人トシテ、實ハ今二百町歩バカリ干拓地ヲ持ツテヤツテ居リマスガ、進モ土地カヲ生ズルモノダケデハ用排水其ノ他ノ事業ガ出來ズ、自作農ヲ創設ショウトシテモ、中々小作農ニ引受ケル氣配ガナク、毎年我々ガ數萬圓ノ金ヲ持ツテ來テヤラナケレバ此ノ農地ヲ維持シテ行クコトモ出來ナイ、進モ是ハ容易ナコトデナイカラ、之ヲドウ云フ風ニシヨウカト云フコトデ耕作者ト協議シタ結果、共同經營ニシテ、土地カラ上ルモノニ依ツテ一定ノ割合ヲ以テ小作料ヲ納メ、共同維持管理ヲシテ與レ

ナイカト云フコトヲ頼ンデ居ルノデアリマスカレドモ、共同管理ニ依ル場合ニ於テモ、二割五分デハドウカト云フ疑ヒモアルノデアリマス、斯様ナ場合ニ特殊ナル事情アリモノハ、此ノ割合ヲ超過シテモ宜イノカドウカ、又小作料デナクシテ、共同出シ合ヒデアル、共同出シ合ヒハ所謂收穫ノ高ニ依ツテ出シ合フノデアリマスカラ、結局小作料ノヤウニナルノデアリマスガ、斯ウ云フコトニ付テドウ云フ致ヒラシ宜イカ、之ヲ何ツテ置キタイト思ヒマス

○山添政府委員 此ノ第九條ノ八ハ絕對ノ基準繩ヲ定メタノデアリマシテ、之ニハ例外ガナイノデアリマス

○太田(秋)委員 勿論ハ一ツノ法律デアリマスカラ、最高ノ絕對ノモノヲ定メタノデアリマスガ、農地ノ經營ガ出來ナイ場合ニハドウデスカ

○和田國務大臣 經營ハ出來ルノデアツテ、唯地主トシテノ經營ガ出來ナイト云フダケデハナイカト思ヒマス、ソレハ何カ特別ナ其ノ土地ニ付テノ方法ヲ講ジマスレバ、耕作者トシテハ經營ノ立チ得ル途ガアルノデハナイカト考ヘテ居リマス

○太田(秋)委員 大臣カ仰シヤルヤウナ地主トシテノ收入ガナイトカ、地主ハ其ノ土地カラ生ズルモノデ償還金ガ欲シイト云フノデハナイノデアツテ、是ハ別デス、其ノ耕地ヲ保護シテ行ク爲ニハ色々水害モ多シマス、又用排水用ノ電力料モ十倍ニ上ツテ、今マデ三千圓ノモノハ三萬圓モ拂フコトニナリ、其ノ他ノ總テノ危險ヲ負擔シテ行クコトニナリマス、其ノ土地カラ上ル收益ヲ以テシテハ出來ナイノデアリマス、是マデ出來ナカッタト云フノハ、地主ノ貰ツタ小作料ハ石五十五

圓デ、政府ニ賣上グル耕作者ノ方ハ一俵百二十圓デ大變宜シイ、是等貰ツテ生計ハ立ツガ、地主トシテハソレダケノ收入デハ其ノ耕地ノ維持出來ナイ、斯ウ云フ結論ニナルノデアリマシテ、地主ガ自分ノ年賦金ノ償還ニ當テル費用ガ足りナイト云フノデナク、ソコカラ上ルモノヲ共同ノ管理デ以テヤ管理ニシテモ此ノ一定率ヲ超ス場合ニハドウ云フ風ニナルカ、ソレヲ例外トシテ認メルカ認メナイカ、此ノ法ハ最高ノ絕對ノモノデアアルカラ認メナイカ、其ノ他ノ不足分ハ共同管理カラ出シ合ツテモ宜イト云フコトニナルノカ、ドウデスカ

○和田國務大臣 二百町歩ノ地主トカ百五十町歩ノ地主ノ土地ハ、自作農創定ノ法律ニ依リマシテ小作人ニ行ク譯デアリマシテ、地主ト小作人トノサウ云フ共同經營ハ認メラレナイノデアリマス

○北(政)委員 此ノ第九條ノ二ニ於キマシテハ、小作料ハ金錢以外ノ他ノ物ヲ基準トシテハナラヌト決メデアリマス、ソレカラ第九條ノ八ニ來マスト通常收穫セラルル米ノ價額「云々」トアリマス、是ハ前ニハ米ナカ基準ニシテハイカヌト止メテアルノニ後デハ又標準ガ其ノ一割トカ二割ト云フコトヲ言ハウトシテ居ル、ソレハ非常ニ矛盾デハナイカト思フノデアリマス、ソレカラ今ノ割合デスガ、畑デカラ一割五分デ宜シイ、水田デカラ二割五分デアルト云フノハ、如何ナル所カラ出シタカ、其ノ計數ノ基礎ヲ承リタイ、機械揚水ノ所ハ大體サウナルト思ヒマスガ、恐ラク二割五分デハ灌溉費用ニハ足ラナイ、ソレカラ貯水池組合、是モ大

體二割五分ヤ三割ハ灌溉消費費デナデ掛ル譯デアリマス、斯様ナコトニナリマスノデ、一體此ノ二割五分、一割五分ト云フノハ、ドウ云フ所カラ決メラレタノカ、其ノ基準ヲ聽カシテ戴キタイ、何カ是ハ據リ所ガアルノデアリマスカ

○山添政府委員 畑ト水田ノ關係デゴザイマスガ、是ハ今マデノ費用ヲ取ツテ見マスルト、畑デゴザイマスルト、大體水田ノ半分ト云フヤウナ小作料ノ決メナツテ居リマス、之ヲ地價カラ見マシテモ、今ノ畑ハ、田ノ六割ト云フヤウナ所ニ相當致シテ居ルノデアリマス、ソコデ此ノ二割五分或ハ一割五分デゴザイマスガ、大體同様ノ價格ノ收穫物ガアルト致シマシテ、田ノ方百トスレバ畑ノ方六十、斯ウ云フ割合デ大體今マデノ小作料ヲ取ツテ居ルノデアリマス、又此ノ割合デ行キマスルト、土地水利費等ヲ出スノニ非常ニ困ル、斯ウ云フヤウナ御話ガゴザイマスガ、是ハ今ノヤウニ土地改良ヲ致シマスノニ、資本ガ要ルコトハ確カデゴザイマスレドモ、併シ地主トシテハ、今マデデゴザイマス、土地改良費ヲ出シ、又普通ノ小作料ナルモノヲ受ケル、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ一ツノ小作料ノ中カラ、水利費マデ出スノハ、困難デ、割合ガ繰下ツテ來ル、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイマスガ、此ノ點ニ付テハ今度ハ金納小作料ニナリマシテ、地主ノ方デ土地改良ヲシテ行クトカ、或ハ水利費ヲ新シク負擔シテ行クト云フヤウナコトハ、是ハ御話ノヤウニ困難ナノデアリマス、サウ云フ經營ニ關スル事柄ハ、漸次耕作者自身ノ方デ負擔ラシ、其ノ費用ニ依ツテ改良ラシ、生産ヲ進メテ行ク、

斯ウ云フ方向ニ經濟的ニモ向ツテ行ク
ノデアリマセウシ、又指導方針トシテ
モ大體サウ云フ風ニ向イテ居ルノデア
リマス

○北(政)委員 今何カ新シイ所デモ推
ヘルヤウナコトヲ思ウテ居ラレカ知
ラヌガ、石炭ノ價格ハ去年ハ二倍ニナ
リマシタ、更ニ四倍位ニナリマセウ、
今マデデモ小作料デハ「マイナス」デ
ス、今マデノデモ機械揚水、電氣揚水、
貯水池、此ノ大半ハ其ノ部分ニ入ル譯
デアリマス、サウスルト、小作人ハ只
デ賈ツテモ、ソレヲ自分デ始メナケレ
バナラヌト云フコトニナルト、今マデ
ノ小作料ヨリ高イコトニナル、サウ云
フ譯デスカラ、此ノ間カラ私ガ買ハヌ
者ガ澤山アル、買ハヌノト云フノハ
是デアル、アナタ方ノ御話デハ、今新
タニスルノナラ止メテ置ケト云フコト
ニナル、結局サウナルト此ノ土地ヲ拾
テテシマフ、ソレデハ今直チニ日本ト
シテ生産力ニ大キキ影響ヲ來スノデハ
ナイカト思フ

ソレカラ前ノ方ノ第九條ノ二トハノ
關係、米ヲ基準ニシテハイカスト言
テ居リナガラ、アナタ方ノ出サレル法
律デハ、又決メテ居ル、米ヲ基準ニシ
テドウ、米ノ價格ガドウ、斯ウ云フコ
トヲシテハイカスト云フコトガ、第九
條ノ二ニ決メテアル、此ノ矛盾ハドウ
デスカ

○山添政府委員 是ハマルデ話ガ違フ
ノデアリマシテ、飽クマデモ金納小作
料ト云フコトデアリ譯デアリマス、倍
テ此ノ規定ガ置カレマシタノハ、現在
デゴザイマスルト、御承知ノヤウニ金
納小作料ノ割合ハ、收穫物ニ比シテ相
當低イ割合デアリマス、所ガ北サンガ
エズ豫想サレテ居ル所デアリスガ、

將來農産物ガ非常ニ下ツタ場合、現在
デハ先ヅ宜イト思ツテ居ル小作料デ
モ、實質上ノ負擔トシテ非常ニ高クナ
ル場合ガナイトハ言ヘナイ、サウ云フ
場合ノ勘定ノ仕方トシテハ、斯ウ云フ
ヤウナ基準ヲ取ルヨリ外ニ表現ノ仕方
ガナイノデアリマス、思想ハチツトモ
混同ハシテ居ラナイノデアリマス

○太田(秋)委員 私ノ質問ニ對シテ大
臣ハアツサリ御答ヘニナリマシタガ、
大臣ノ御答ヘニナルヤウニ、此ノ土地
ノ國家ガ買上ゲテ、自作農ガ立派ニ創
設出來レバ私ハ願ツタリ叶ツタリデ
ス、所ガ中々サウ云フ風ニハ參ラス、
是マデモ自作農ヲ自ラシヨウトシタ
ガ、經營困難デアル、ヤツタケレドモ
中々維持管理費ヲ要スルカラ、今暫ク
土地改良ヲ進メテカラデナイト、我々
ノ手ニ持ツテ來タノデハ、年々ノ負擔
ガ容易デナイト云フコトニナル、私ハ
絶エズ之ヲヤツテ來タリ、負擔シテ來
タリシタノデアル、併シ事茲ニ來ツ
テ、斯ウ云フ法律ガ出テ決定スル場合
ニ、今後二割五分ノ範圍内ニ於テ土地
改良ト申シマシテモ、固ヨリ自然ニ逆
ラツテヤツタ干拓デスカラ、災害ヲ受
ケ易イ、災害ノ防止ト云フモノハ絶エ
ズヤツテ行カナケレバナラス、ソレニ
用排水ト云フモノヲ電力デヤツテ居
ル、サウ云フヤウナ實際ノ維持費、管
理費ガ足りナイ、足りナイカラ是ハ耕
作者自身デ取ツタ所ガ、地主ハ關係シ
ナイカラ、物ヲ集メテ耕作者ノ共同デ
經營管理ヲシロ、斯ウ云フコトヲ言フ
ケレドモ、中々出來ナイ、斯ウ云フコ
トニナツテ居ル、サウ云フヤウナ特殊
ノ事情ノアルモノニ對シテハ、今ノ農
政局長ノ御話デハ、サウ云フ特殊事情
ノアルモノハ、小作料ノ外ニ何等カ水

利關係ノ負擔ト云フモノヲ別ニ設ケテ
モ宜シイ、斯ウ云フノナラ話ガ分ル、
其ノ點ニ付テ、ドウモ何デモ彼デモ二
割五分ノ範圍内デ補ヒテ付ケテ、土地
改良モヤレバ危險防止モヤレ、或ハ用
排水ノ管理モヤレト云フ、若シ是ガ出
來ナイコトニナツテ抛棄シタナラバ、
此ノ面積ハ元ノ水面ニナツテシマフ、
斯ウ云フコトデアリマシテ、私ハ此ノ
土地改良ニハ一身ヲ投ジテヤツテ來タ
モノデアリマスガ、眞劍ニ御尋ネシマ
ス

○山添政府委員 是ハ金納小作料デ、
段當リ田テ言ヒマス六十圓ナラ六十
圓ヲ抑ヘラレ、然ルニ北サンガ御述
ベニナリマシタヤウニ、水利費ガデ
モ非常ニ高クナツテ、昔トハ比ベモ
ニナリナイ、又只今御話ニ出マシタヤ
ウニ、何等カノ災害復舊ト云フコトノ
爲ニ相當支出ヲシナケレバナラス、斯
ウ云フ事態ガ起ツテ來タ、此ノ時ニ今
ノ小作料デ間ニ合ハナイト云フヤウナ
コトデアリマスレバ、是ハ農地委員會
ニ於キマシテ、サウ云フ負擔割合、即
チ小作條件ノ一部ヲナシテ居ル譯デス
カラ、其ノ小作條件ヲ受當ト思フ所ニ
修正スレバ宜イ譯デス、其ノ費用負擔
ハ地主ガヤラナイ、斯ウ云フヤウナコ
トデアツテ行ケバ宜イ譯デス

○太田(秋)委員 大體話ガ了解スルニ
近イノデアリマスケレドモ、今ノ二割
五分ハ絕對デ、是レ以上ハ小作料トシ
テハモウ取ツテハイケナイ、併シ其ノ
他ニ、此ノ土地ヲ維持シテ行クノニ
ハ、用排水ト云フモノヲ一日デモ休メ
バ、其ノ耕地ト云フモノハ全面的ニ全
滅スルハデアリマス、サウ云フモノハ
雨ガ降レバ降ル程、サウ云フ土地デア
ル限り、餘リ費用ノ高マル場合ハ、直

チニ農地委員會ニ諮ツテ、其ノ費用ノ
負擔ハ、二割五分ノ外ニ何等カ別途ニ
方法ヲ講ジテ行ケバ宜シイ、斯ウ云フ
御話ナラ分ルノデス、サウ云フコトニ
承知シテ差支ヘアリマセヌカ

○和田國務大臣 ドウモ地主ガ何處マ
デモ二百町歩ノモノヲ持ツテ、ソレヲ
小作人ニ小作ヲサセテ行クト云フ考ヘ
ガ、一寸問題デハナイノデセウカ、サ
ウ云フ土地ガ一體自作農創定ノ對象ニ
ナルカナラヌカト云フト、是ハヤハリ
ナルト思フノデアリマシテ、ソレガ對
象ニナル時ニハ、ヤハリ國家トシテ買
上ゲルベキモノハ買上ゲル、ソレデ耕
地整理ナシカノ負擔關係ニ於テハ、是
ハ此ノ前カラ説明致シマシタヤウニ、
土地價格ノ按配ニ依ツテヤツテ行ク、
斯ウ云フコトニナルドラウト思ヒマ
ス、將來ノ小作料ト云フモノハ金納ニ
ナル譯デアリマスガ、將來農産物ノ價
格ガ非常ニ變動ヲ豫想サレル、ドンナ
ニ變動シテモ小作料ハ最高田ハ二割五
分、畑ハ一割五分ヲ超ヘルコトハ出來
カイト云フ規定ナノデアリマス

○太田(秋)委員 今大臣ガ飽クマデモ
買上ゲルト云フノナラバ、自作農ヲ創
設スルノハ當然デス、私共モ亦之ヲ望
ムノデアリマス、自分自身デモ、開發
シタラ自作農ヲ創設シヨウト思ツテ居
ツタノデス、是ハ大臣ノ仰シヤルヤウ
ニシタイノデスガ、中々今ノ耕作者ハ
之ヲ引受ケヨウトシナイノデアリマ
ス、此處ニ私共ハ惱ミヲ持ツテ居ルノ
デアリマス、之ヲ引受ケテ小作者自ラ
此ノ土地ノ管理ヲスルト云フナラバ、
是ハ今マデ非常ニ開發ニ貢獻シタダケ
デ、自分ノ今後ニ殘サレル所ノ耕作者
ヘノ苦勞モ除カレルノデアリマスガ
、此ノ點ニハ變リハナイノデアリマ

ス、サウ云フ風ニ國家ガシテ下サルト
云フナラ結構ナコトデアリマス

○葉梨委員長 如何デスカ、是ハ何時
マデ議論ヲシ合ツテモ見解ノ相違デア
ツテ、政府ハ、二割五分以内ニ於テヤレ
ナケレバ、ソレハアトカラ買ツタ者ト
カ、小作人トカ——小作人ノヤレル土
地ナラバ小作人ニヤラセル、水利事業
等ヲ小作人ニヤラシタラ宜イト云フ、
所ガ委員側ハ、其ノ水利費ニモ二割五
分ドコロデハナイ、ウント掛ルノデ、ソ
レハ到底ヤレルモノデハナイ、斯ウ云
フコトデアツテ、意見ヲ何時マデ聞ハ
シテモ一致セヌト思フノデアリマス、
要スルニ質疑ハ質疑トシテ諸君ノ御意
見ノアル所ハ御意見ヲ述ブルベキ場所
ニ於テ御述べテ願ヒバ宜イト思ヒマ
ス、次ニ行クトニシタラ如何デスカ
○吉澤委員 此ノ二割五分ヲ最高ト認
ムルト云フコトニナルト、例ヘバ一段
ノ年貢米ガ一石デアル、其ノ一石ノ小
作料ハ七十五圓デアリマス、小作ノ所
得ハ、二石收穫出來ルトスルナラバ、假
ニ石六百圓ト見レバ千二百圓デアリマ
ス、斯ウナリマス、其ノ二割五分該
當額ニ達スルマデニ至ラナケレバ、小
作料ノ減免要求ハスルコトハ出來ヌ、
斯ウ云フ意味ニ解釋シテ宜シウゴザイ
マスカ

○和田國務大臣 此ノ第九條ノハハ將
來ノ問題デアリマス、只今ノ小作料ヲ
ドウスルナルト云フ問題デハナイノデ
アリマス、是ハ將來此ノ通常收穫セラ
レル米ノ價額ノ何割ニ相當スル額ヲ超
エル時ニハ減免ノ要求ガ出來ルト云フ
ノデアリマシテ、例ヘバ將來農産物ガ
非常ニ下ツタ時ノ問題デアリマシテ、
現在ノ小作料ドウスル、斯ウ云
フ問題デハナイノデアリマス

○山添政府委員 是ハマルデ話ガ違フ
ノデアリマシテ、飽クマデモ金納小作
料ト云フコトデアリ譯デアリマス、倍
テ此ノ規定ガ置カレマシタノハ、現在
デゴザイマスルト、御承知ノヤウニ金
納小作料ノ割合ハ、收穫物ニ比シテ相
當低イ割合デアリマス、所ガ北サンガ
エズ豫想サレテ居ル所デアリスガ、

將來農産物ガ非常ニ下ツタ場合、現在
デハ先ヅ宜イト思ツテ居ル小作料デ
モ、實質上ノ負擔トシテ非常ニ高クナ
ル場合ガナイトハ言ヘナイ、サウ云フ
場合ノ勘定ノ仕方トシテハ、斯ウ云フ
ヤウナ基準ヲ取ルヨリ外ニ表現ノ仕方
ガナイノデアリマス、思想ハチツトモ
混同ハシテ居ラナイノデアリマス

○太田(秋)委員 私ノ質問ニ對シテ大
臣ハアツサリ御答ヘニナリマシタガ、
大臣ノ御答ヘニナルヤウニ、此ノ土地
ノ國家ガ買上ゲテ、自作農ガ立派ニ創
設出來レバ私ハ願ツタリ叶ツタリデ
ス、所ガ中々サウ云フ風ニハ參ラス、
是マデモ自作農ヲ自ラシヨウトシタ
ガ、經營困難デアル、ヤツタケレドモ
中々維持管理費ヲ要スルカラ、今暫ク
土地改良ヲ進メテカラデナイト、我々
ノ手ニ持ツテ來タノデハ、年々ノ負擔
ガ容易デナイト云フコトニナル、私ハ
絶エズ之ヲヤツテ來タリ、負擔シテ來
タリシタノデアル、併シ事茲ニ來ツ
テ、斯ウ云フ法律ガ出テ決定スル場合
ニ、今後二割五分ノ範圍内ニ於テ土地
改良ト申シマシテモ、固ヨリ自然ニ逆
ラツテヤツタ干拓デスカラ、災害ヲ受
ケ易イ、災害ノ防止ト云フモノハ絶エ
ズヤツテ行カナケレバナラス、ソレニ
用排水ト云フモノヲ電力デヤツテ居
ル、サウ云フヤウナ實際ノ維持費、管
理費ガ足りナイ、足りナイカラ是ハ耕
作者自身デ取ツタ所ガ、地主ハ關係シ
ナイカラ、物ヲ集メテ耕作者ノ共同デ
經營管理ヲシロ、斯ウ云フコトヲ言フ
ケレドモ、中々出來ナイ、斯ウ云フコ
トニナツテ居ル、サウ云フヤウナ特殊
ノ事情ノアルモノニ對シテハ、今ノ農
政局長ノ御話デハ、サウ云フ特殊事情
ノアルモノハ、小作料ノ外ニ何等カ水

○吉澤委員 ソレハ今御答辯ノヤウニ私モ大體了承致シテ居リマスガ、將來ト云フコトニナリマス、下ツタ場合ヲ豫測シテハ話デアリマスケレドモ、例ヘバ價格ガ左程下ラス程度ニ於テ不作ガアツタ場合ニハ、小作人ガ減免要求ヲスルコト云フ場合ニ、小作ノ收益ノ二割五分程度ヲ超エナケレバ減免ニ應ジナクテモ宜イ、減免ヲ請求スル譯ニモ行カス、斯ウ云フコトニナル譯デアリマスガ

○和田國務大臣 小作料ト云フモノハ、現在減額サレマシテ、「ストップ」ヲ食ツテ居ル譯デス、ソレガ金納ニナツテ居ル譯デアリマス、本當ヲ言ヘバ金納ニナツタ時ニハ、是ハ定額小作料ヲ減免ノ問題ト云フノハナクナツテシマフノガ正シイデアリマス、從來ノ小作條項ニハ減免條項ガ入ツテ居ルデアリマスカラ、ソレノ關スル限リニ於テハ、アナタノ言ハレタ其ノ減免條項ノ方デ行クコト云フノデアツテ、第九條ノ八デ行ク譯デハナイデアリマス

○吉澤委員 モウ一遍能ク説明シテ下サイ、私ノ御尋ネスルノハ、此ノ農地法ガ制定サレタ場合、即チ「主作物ノ價格ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユル」トキハ農地ノ賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃借人又ハ所有者ニ對シ其ノ一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得」ト云フコトニ依ツテ、次ノ項デ二割五分ト云フノガアルデアリマスガ、例ヘバサウナリマス、二割五分ノ該當額ガ七十五圓ヨリ下廻ラナイ中ハ減免要求ガ出來ナイカ、斯ウ御問ヒスルノデスガ、御分リデセウカ

○和田國務大臣 斯ウ云フヤウニ今小作契約ガアリマス、小作契約デ鬼ニ角

一石假ニ小作料ヲ拂ツテモ、物納ノ時ニハ七十五圓トスル、七十五圓デ金納ニナツテシマツタ譯デスカラ、普通ハ七十五圓デ「ストップ」サレテシマツタ居ル、小作料ヲ改訂スル時ニハ第九條ノ四ニ依ルカ、五ニ依ルカシナケレバ現在ノ小作料ト云フモノハ改訂ハ出來ナイ譯デス、ソコデ從來ヨリ減免ノ慣行ガアル、減免慣行ガサウ云フヤウな場合ニハ是ハ金納ニナツテ、ソレハ本當ヲ言フト定額小作料デアツテ、減免ト云フモノハナクナツテシマツタ宜イ譯デスカ、從來減免慣行ノアルモノヲ、而モソレガチャント小作料ノ契約ノ條項ニナツテ居ルモノニ付テハ、例ヘバ不作ノ年ガ來タ、斯ウ云フコトデ價格ノ點カラ言ヘバ第九條ノ八ニ該當シナイ、然ルニ不作ダカラ小作料ヲ負ケテ呉レト云フコトヲ小作人ガ言ツテ來タ時ニ、減免條項ニ依ツテサウ云フコトハヤレル、斯ウ云フコトナノデアリマス

○吉澤委員 サウナリマス、直チニ此ノ第九條ノ八ハ適用ハヤレナイト云フコトニナリマスガ

○和田國務大臣 第九條ノ八ハ、農産物ノ價格ガ變動シマス、サウスルト小作人ノ……

○吉澤委員 變動シナイ場合デモ宜イ

○和田國務大臣 農産物ノ價格ガ變動シナイ場合デモ、米價ガ百五十圓ナラ百五十圓デ釘付ケダ、七十五圓ナラ七十五圓デ釘付ケダ、サウ云フコトニナツテ、假ニ是ガ一割、今ノデ行クコト二割五分以下ニナツテ居ルノデスカラ、サウスルト此ノ場合ハ當然第九條ノ八デ適用ガナイ譯ニナリマスネ

○吉澤委員 是ハ別ニ農産物ノ價格ニ關係ガナイ、詰リ凶作等ノ場合ニ於ケ

ル減免條項ヲ書イタモノダト思ツテ居ルノデスガ、サウデハナイノデスカ、農産價格ノ關係ト云フモノハドウ云フ點ニアアルノデスカ、一寸分リ兼ネマス

○和田國務大臣 是ハ小作減免デヤナイ、通常收穫セラルルデスカラ、普通ノ年ノ米ノ價格ト云フコトニナツテ居リマス

○葉梨委員長 連記ヲ停止シマス、短時間懇談セラレシコトヲ希望シマス

〔連記中止〕

○葉梨委員長 ソレデハ連記ヲ開始致シマス、次ニ第九條ノ十

○大和田説明員 (朗讀)

第九條ノ十 耕作ノ目的ニ供スル爲ニスル農地ノ賃借又ハ永小作ニ付テハ書面ニ依リ小作料ノ額、支拂條件及減免條件、賃借又ハ永小作ノ存續期間、敷金、修繕費、用排水費及有益費ノ負擔其ノ他賃借又ハ永小作ノ内容ヲ明ナラシムベシ

○中原委員 是デハ負擔ノ内容ヲ明カナラシムベシト云フコトニナツテ居ルノデスガ、先程カラノ御意見ナドカラ考ヘルト、修繕費、用排水費其ノ他ノモノハ、小作人ガ負擔スルヤウナ約東ラスト云フコトニ一應斷定シテシマツテ宜イノデスカ、ソレトモ是ハ契約ダカラ適當ニシタラ宜イト云フコトニナルノデスカ、ドチラデスカ

○山添政府委員 現在ノ契約ニ付テハ、現ニ決マツテ居ル契約ノ内容ヲハツキリサセヨウト云フコトデアリマス、ソレカラ將來ノコトハ、勿論契約自由ノ原則デ、ドチラガ負擔スルト云フヤウナコトハ自由デゴザイマスガ、此ノ第九條ノ十ノ施行ニ付キマシテハ、政府ニ於テ委員會等ニ依リマシテ

模範的ナ約款ヲ作りマシテ、サウ云フモノニ依ルヤウニ指導ヲシテ行カウ、斯ウ云フ考ヘチ持ツテ居ル譯ナノデス、其ノ場合ニ只今大臣カラ御話ガアリマシタヤウニ、小作契約ガ金納ニナツテ、根本的ニ制度ガ變ツテ來タ譯デス、隨テ不作ノ場合ノ減免モ依然ゴザイマスケレドモ、借テ普通通りニ僅カナ不作ト云フヤウナコトデアリヤルコトハ適當デハ考ヘラレナイノ、サウ云フコトデモ「カバ」シ切レナイト云フ時ニ、初メテ昔ノヤウナ減免ヲヤルトカ云フヤウニ、内容ニ付テモ整理檢討スベキモノガアルト考ヘテ居リマス、ソレ等ノコトニ付テハ能ク委員會等ニ於キマシテ檢討ヲ加ヘタ上、模範的ナ契約條項ヲ作りタイ、又ソレヲ獎勵メタイ、專ラ指導シタイト云フ積リデ居ル譯デアリマス

○中原委員 サウ云ツタ場合ニハ、其ノ約款等ヲ政府ガ制定シテ指導スルト云フコトニナルト、制定サレル約款ノ作成委員會ト云フ風ナモノガ民主的ナ形デ持タレテ、其ノ委員會ガ決定スルト云フヤウナコトニナルノデゴザイマセウカ

○山添政府委員 中央農地委員會デアリマス

○葉梨委員長 ソレデハ第十五條

○大和田説明員 (朗讀)

第十五條 市町村ニ市町村農地委員會ヲ置ク

市町村農地委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ處理ス

一 本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ勅令ヲ以テ定ムル事項

模範的ナ約款ヲ作りマシテ、サウ云フモノニ依ルヤウニ指導ヲシテ行カウ、斯ウ云フ考ヘチ持ツテ居ル譯ナノデス、其ノ場合ニ只今大臣カラ御話ガアリマシタヤウニ、小作契約ガ金納ニナツテ、根本的ニ制度ガ變ツテ來タ譯デス、隨テ不作ノ場合ノ減免モ依然ゴザイマスケレドモ、借テ普通通りニ僅カナ不作ト云フヤウナコトデアリヤルコトハ適當デハ考ヘラレナイノ、サウ云フコトデモ「カバ」シ切レナイト云フ時ニ、初メテ昔ノヤウナ減免ヲヤルトカ云フヤウニ、内容ニ付テモ整理檢討スベキモノガアルト考ヘテ居リマス、ソレ等ノコトニ付テハ能ク委員會等ニ於キマシテ檢討ヲ加ヘタ上、模範的ナ契約條項ヲ作りタイ、又ソレヲ獎勵メタイ、專ラ指導シタイト云フ積リデ居ル譯デアリマス

○葉梨委員長 御質疑ハアリマセヌカ

○北(政)委員 是ハ地方長官ガ公選ニナツテ公吏ニナリマシテモ、是デオヤリニナルトデアリマスガ

○山添政府委員 公吏トナリマシテモ、當然地方長官ナルモノハ國ノ事務ヲ扱フ性格ハ依然保存シテ居ル譯デアリシテ、變リハゴザイマセヌ

○葉梨委員長 第十五條ノ二

○大和田説明員 (朗讀)

第十五條ノ二 市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者ヲ以テ之ニ充ツ但シ委員ニ於テ會長ヲ互選スルコト能ハザルトキハ第八項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ノ中ヨリ地方長官ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各號ノ一ニ該當シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該各號ニ該當シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

二 農地ノ所有者ニシテ其ノ所有スル農地ニ付耕作ノ業務ヲ營マザルモノ又ハ其ノ所有スル農地ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

三 耕作ノ業務ヲ營ム且農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ戸主若ハ家

模範的ナ約款ヲ作りマシテ、サウ云フモノニ依ルヤウニ指導ヲシテ行カウ、斯ウ云フ考ヘチ持ツテ居ル譯ナノデス、其ノ場合ニ只今大臣カラ御話ガアリマシタヤウニ、小作契約ガ金納ニナツテ、根本的ニ制度ガ變ツテ來タ譯デス、隨テ不作ノ場合ノ減免モ依然ゴザイマスケレドモ、借テ普通通りニ僅カナ不作ト云フヤウナコトデアリヤルコトハ適當デハ考ヘラレナイノ、サウ云フコトデモ「カバ」シ切レナイト云フ時ニ、初メテ昔ノヤウナ減免ヲヤルトカ云フヤウニ、内容ニ付テモ整理檢討スベキモノガアルト考ヘテ居リマス、ソレ等ノコトニ付テハ能ク委員會等ニ於キマシテ檢討ヲ加ヘタ上、模範的ナ契約條項ヲ作りタイ、又ソレヲ獎勵メタイ、專ラ指導シタイト云フ積リデ居ル譯デアリマス

族又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ戸主

若ハ家族ニシテ命令ヲ以テ定ムル

特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セ

ザルニ至リタルモノノ所有スル農

地ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者

ノ所有スル農地ト看做ス

第三項ノ規定ニ適用ニ付テハ同項

各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ戸

主又ハ家族ハ之ヲ當該各號ニ該當

スル者ト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベ

キ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分

ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項

第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテ

ハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬ス

ル者ニ在リテハ二人トス

地方長官必要アリト認ムルトキハ

特定ノ市町村農地委員會ニ付第三

項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委

員ノ定數ヲ增加スルコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ同項第一號ノ區分ニ

屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ

定數ハ同項第二號及第三號ノ區分

ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員

ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ

且増加スベキ委員ノ定數ノ合計ハ

十人ヲ超ニスルコトヲ得ズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルル

委員ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ委員ヲ選任スルニハ第三項

ノ規定ニ依リ選舉セラルタル總委

員ノ同意アルコトヲ要ス但シ第二

項但書ノ規定ニ依リ會長ニ充ツベ

キ委員ヲ選任セントスルトキハ此

ノ限ニ在ラズ

委員ハ名譽職トス

○葉梨委員長 第十五條ノ三並ニ第十

五條ノ四モ朗讀セシメマス

○大和田説明員 (朗讀)

第十五條ノ三 市町村ノ區域内ニ住

所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ

農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者若ハ

當該市町村ノ區域内ニ於テ命令ヲ

以テ定ムル面積ノ農地ヲ所有スル

者又ハ此等ノ者ノ同居ノ戸主若ハ

家族ハ市町村農地委員會ノ委員ノ

選舉權及被選舉權ヲ有ス

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ

之ヲ準用ス

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉

權及被選舉權ヲ有セズ

一 未成年者

二 禁治產者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑

ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑

ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ

又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至

ル迄ノ者

左ニ掲グル者ハ被選舉權ヲ有セ

ズ

一 進禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得ザルモ

ノ

○北(政)委員 今ノ委員ノ選ビ方デ

リマスガ、耕作ノ業務ヲ營ム農地ガ所

有スル面積ノ二倍以上ダト云フヤウナ

者ヲ何ノ爲ニ加ヘルカ、一體純小作者

デ出スコトガ宜イデハナイカ、所有地

ヲ持ツテ居レバ公正ナ判斷ニ行カナ

イ、何レノ號ニ於テモ今ノ自作兼小

作、小作兼地主ト云フヤウニ分ケテ

アルヤウデアリマスガ、其ノ必要ハナ

イ、兼貸付者ヲ入レテ宜イト思ヒマスガ、

其ノ他ノモノハ、ドツチニモ付カナ

イ、貸付モシテ居ラス、管理モシテ居

ラスト云フ者デナケレバ本當ノ中間的

ナ考ヘ方ガ起ラス、本當ノ自作トシテ

公正ナ考ヘ方ヲサセタイ、ソレニハ借

リテ居ル事情ガアル、貸シテ居ル事情

ガアルト云フコトデハ宜クナイト思フ

ノデアリマスガ、御所見ヲ承ツテ置キ

タイノデアリマス

ソレカラ六年以上ノ懲役ニ處セラレ

タ者、是モ刑ノ執行ヲ終ツタ者ハ宜イ

デハナイカ、何時マデソレヲ追及スル

ト、却テソレハ自暴自棄ニ陥ラシメル

モノデアル、モウ改心シテ立派ナ人間

ニナツテ居ル者ヲ永久ニ罪ルト云フコ

トハ、ナスベキコトデナイト考ヘル、

此ノ二ツニ付テ伺ヒタイ

○山添政府委員 一號、二號、三號ノ

分ケ方デゴザイマスガ、第一ハ、全然

土地ヲ持ツテ居ナイデ、ソレコソ百パー

セントノ小作ト、ソレカラ五割以

上ガ小作地デアル、即テ主トシテ小作

ト云フ性格ノモノデアリマス、ソレカ

ラ二番目ハ全然自分ハ耕シテ居ナイガ

土地ヲ持ツテ居ル人、若シハ自分デ

耕シテ居ルヨリモ、五割以上ハ他ノ方

ニ小作ニ出シテ居ル、斯ウ云フ地主的

性格ノモノ、第三ガ前二號ニ該當シナ

イ者、即テ自作ト、ソレカラ自作ヲ主

トシ、又小作モシテ居ル、或ハ若干ハ

他ニ貸シテ居ルト云フヤウナ者デアリ

マス、北サシノ御議論ガゴザイマスシ

ケレドモ、農地委員會ハ農村ノ凡ニル

「カテゴリー」ノ人ヲ選舉人トシテハ持

タナケレバナラヌ譯デス、此ノ農地委

員會ノ仕事ハ、成程當面自作農創設ノ

仕事デケノヤウデゴザイマスケレド

モ、其ノ他ニモ色々アル譯デ、ヤハリ

凡ニル階層ノ農村ノ人ヲ代表シナケレ

バイケナイ、サウ云フ考ヘニ立ツテ居

リマシテ、一號、二號、三號ノ此ノ分

ケ方ハ、前回ノ農地調整法ト何等變リ

ハナイ譯デアリマス

ソレカラ選舉權ノ所デ、六年未滿ノ

懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ「云々

ハ、マダ其ノ刑ヲ終ツテ居ナイ人ノコ

トヲ言ツテ居ルノデアリマシテ、終ツ

テシマヘバ宜イ、斯ウ云フ解釋ナノデ

ス、但シ六年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處

セラレタ者、是ハイケナイ、此ノ第十

五條ノ四ト云フ規定ハ、地方ノ一般ノ

選舉ニ關スル規定其ノ儘ヲ採ツタノ

デ、農地調整法トシテ何等獨自ノモノ

ハ出シテ居ナイノデス

○北(政)委員 ソレハ今マデノ慣習ノ

儘ノ考ヘ方デアル、私ハ罪ヲ犯シタ人

デモ、ソレガ直レバ、六年ノ懲役デア

ラウト、十年ノ懲役デアラウト、改心

シテ立派ナ人間トシテ戻ツテ來ダ以

上、ソレニ尙ホ委員ノ選舉權マデ削イ

デシマフ必要ハナイ、必ズシモ今マデ

ノ法律ノ眞似ヲシナケレバナラヌコト

ハナイデハナイカ

モウ一ツハ地方長官ノ任命スル場合、

是ハ今後一般民選ニ依ツテ地方長官

ガ出來テ來マス、其ノ結果ハ、政黨

的色彩ガ多分ニ含マレテ來ルコトハ當

然デアル、其ノ爲ニ其ノ選ビ方ト云フ

モノハ偏頗ヲ選ビ方ガナイトハ言ヘナ

イ、ソコデソレヲ承認スルカセヌカ、

今マデ選舉ニ依ツタ者ガ承認シナイト

スルト、選舉ト云フコトデソレヲ抑

ヘテアルト云ハレルカモ知レマセヌ

ガ、私ハソレハ效力ガナイノダ、何處

マデ行ツテモ何回ヤツテ見テモ、其ノ

方カラハ……

○葉梨委員長 北君ノ申サレルコトハ

御意見デアリマスガ

○北(政)委員 イヤ質問デアリマス、

段々話ヲ聴イテ居テ下サイ、チャント

質問ニナリマス

○葉梨委員長 ソレハ質問ニシヨウド

スレバ質問ニナルガ、ドウカ時間ノ關

係モアリマスカラ簡潔ニ願ヒマス

○北(政)委員 ソレハ分リマスガ、問

題ハ極メテ重大デス、本當ニ委員ノ選

舉……

○葉梨委員長 ソレナラアナタノ御發

言中、我々ハ新憲法ノ精神ニ依ツテ新

タル議會ヲ權威アルモノトシテ、サ

ウシテ當然我ガ全國ノ各機關ニ其ノ

政黨政治ガ浸透スル運命ニアルノデ

ス、アナタノ所論ヲ聴イテ居ルト、新

憲法ニ依ツテ今後實施セラルベキ所ノ

國家ノ最高權威ノ機關トシテノ議會、

又之ニ準ジテ行ハレル所ノ各種ノ選舉

ニ依ツテ行クノデアルガ、如何ニモ從

來ノ官僚ヤ軍閥ノ攻撃ヲ招イテ居ツタ

時代ノ政黨内閣ノヤウナ……

○北(政)委員 アナタハ私ニ議論スル

積リデスカ

○葉梨委員長 ソンナコトハナイ、ア

ナタノ話ヲ伺ツテ居ルト、サウ云フ風

ニ私ノ頭ニ響イテ來ルノデス

○北(政)委員 アナタニ……

○葉梨委員長 サウデス

○北(政)委員 ソレハアナタ個人トシ

テデス、言論ニ干渉シテ貰ツテハ困リ

マス

○葉梨委員長 干渉デハナイ、オ互ヒ

ノ權威ノ爲ニ、論議モ或ル程度ト言フ

コトモアルカラ、出來得ル限りオ互ヒ

ノ感情ヲ刺戟シナイヤウナ論議ノ仕方

ヲ……

○北(政)委員 何ガ感情ヲ刺戟デアリ

マスカ……

○葉梨委員長 アナタノ議論デス、オ

互ヒガ權威付ケテ行カナクテハナラヌ

ト思ツテ居リマスカラ……

○北(政)委員 形式ダケ權威付ケデモ
歌目デス

○葉梨委員長 實質上權威付ケル爲ニ
オ互ヒガ努力シテ居ルノデス

○北(政)委員 ソレハアナタノ御意見
トシテ參考ニシテ置キマス、アナタハ
私ノ話ヲ皆聽カナイデ、サウ云フ議論
ヲ吹掛ケラレコトハ……

○葉梨委員長 議論デハナイ私ハアナ
タノ御發言ニ對シテモ、何も取消ラ云
云スルト云フコトヲ申スノデモ何デモ
ナイ、オ互ヒノ權威ノ爲ニソコハ自重
シタイモノノドト云フコトヲ申シテ居ル
ノデス

○北(政)委員 自重シロト云フガ、私
ハ大變遺憾ニヤラウト思ツタカラ言ッ
テ居ル

○葉梨委員長 自重シテ居ラスト申上
ゲルノデハアリマセズ

○北(政)委員 ソコデ私ハ委員ガ何時
マデ經ツテモ決マラヌト云フノデハ困
ルカラ質問シテ居ル、ソレデモ宜イデ
スカ、而モソレガ偏頗ナ考ヘ方ト見ラ
レルコト、アレハ地主側ダカラ地主ノ
方ヲヤツタ、サウデナイ積リヤツテ
モ、小作ノ人ナラサウ言ヒ兼ネナイ、
地主側ノ人ハ反對ハアレハ小作ガヤ
ツタノダカラト言ヒ兼ネナイ、ダカラ
儼然ト、市町村會ナラ市町村會ガ選舉
シテ出ス、斯ウハツキリ決メタラドウ
カ、私ハ斯ウ言フノデス何處ニアナタ
ノ言フヤウナコトガアリマスカ、ソレ
デナクテハ決マラヌノデス、大事ナ點
デハナイカ、當局トシテハ是ハドウ考
ヘテ居ルカラ聽イテ居ルノデ、何モ意
見デモナケレバ議論デモナイ、本當ニ
ヤル上ニ斯ウシナケレバ出来ヌト思フ
カラ言ツテ居ルノデス

○和田國務大臣 其ノ點ハ、是ハ何モ

特別ニ選バナケレバナラヌノデハナイ
ノデアツテ選ブコトガ出来ナケレバ選
バヌデモ宜イ譯デアリマスカラ、我々
ノ方トシテハ是デ一向支障ハナイ、斯
ウ考ヘテ居ル次第デアリマス

○北(政)委員 是ハ今度ハ調停ダケノ
問題デナシニ、農村ノ計畫ヲ立テナケ
レバナラヌ、其ノ計畫ヲ立テル上ニ於
テハ、ヤハリ町村ノ實際ヲ知ツテ居ル
者ガ、是ガ適任デアルト選ブノデナケ
レバ出来ナイ、ソレヲ單ナル町村長ノ
内申トカ云フヤウナコトデハ、地方長
官トシテハ決メヤウガナイデセウダカ
ラ私ハ大事ナコトダト思フ、是ハ農村
計畫ヲ立テル人ナノダ、單ナル今マデ
ノ小作調停ダケ力調整ダケノ問題デハ
ナイ、農村計畫者ダ、ソウスルト其ノ
見方ガ、唯小作カラダケ選ズル、地主
カラダケ選ズルト云フノデハ出来ナ
カ、デスカラ、私ハ其ノ町村ニ於テ權
威ノアル者ヲ、皆選舉シテ三人ナリ
五人ナリガ出サセルト云フコトガ、一
番簡易ナ而モ正確ナ方法ダト思フノデ
アリマスカ、此ノ點ドウ云フ御考ヘデ
アルカ

○和田國務大臣 御意見ハサウ云フ御
意見モアリ得ルト思ヒマスカ、茲デハ
ヤハリ是ハ總委員ノ同意ト云フコトニ
依リマシテ、自主的ニハ皆ガ此ノ人ナ
ラト云フ人ヲ選バヤウニナルノデアリ
マシテ、若シモサウ云フ人ガナケレ
バ、是ハ無理ニ選ブ必要ハナイ、斯ウ
云フ考ヘデアリマス

○高倉委員 農地委員會ノ構成ハ非常
ニ大キナ問題デアリマシテ、今現ニ小
作人ノ間デ、農地調整法ノ中デ特ニ此
ノ構成ヲ一番問題ニシテ居ルト思ハレ
マス、是ハヤハリ非常ニ合理的ナ根據
ガナイノデハアリマスマイカ、前ニア

リマシタ、五人ヅツト云フノガ變ツテ
來テ、サウ云フ構成ニナツテ居リマス
ガ、併シソレニシテモ尙ホ是ハ本當ニ
合理的ナ根據ガナク、又御都合主義デ作
ツタノデハナイカ、一應是ハ第一條ノ
耕作者ノ中心ニシテ、此ノ農地調整法
ヲ行ツテ行タト云フ方針カラ、此ノ構
成法ハ變ツタト見テ宜シウゴザイマス
カ

○和田國務大臣 是ガ變リマシタノ
ハ、結局自作ト云フモノノガドウ云フ性
格デアルカト云フコトニ付テノ色々ナ
意見カラダト思フノデアリマシテ、寧
ロ自作ト云フモノハ地主ト同ジヤウナ
立場ニ立ツ、斯ウ考ヘマシテ、ソレデ
シツノモノヲ一緒ニシテ小作ト同數ニ
致シタノデアリマシテ、是デ土地ノ所
有ノ方ト耕作ノ方トノ間ニ均衡ガ取レ
ル、斯ウ云フ考ヘ方デ斯様ニ致シタノ
デアリマス

○高倉委員 サウ云フコトニナリマス
ト、結局今仰シヤルヤウニ、自作ト小
作ト均衡ガ取ルト云フコトニナリマス
ト、現行農地調整法ノ精神ニ據ツタノ
デアツテ、新シイ農地調整法第一條ト
ハ概觸スルコトニナリマセヌデセウカ
○山添政府委員 是ハ二ツノ側ニ分ケ
タ場合ニ、一方多クスル、斯ウ云フ
思想ハヤハリ取ラナイノデアリマス、
ソコハ均衡ガ得ル必要ガアルト云フ觀
念ニ立脚シテ居ル譯デアリマス

○高倉委員 是ハヤハリドウモカシ
ナ話デアリマシテ、兩方ノ立場ヲ立テ
テ行ク場合ニハ——今ノ説明ニ依リマ
スト、最初ニアリマシタ互ニ補助ノ精
神、或ハ農地ノ所有者及ビ耕作ノ地
主ノ安定ト云フコトニナルノデアアリ
マスマイカ、若シモ本當ニ耕作ノ地
主ノ安定ト云フ立場カラ構成ヲ御整ヘ

ニナルナラバ、是ハ地主ガ幾人、小作
人ガ幾人、自作農ガ幾人ト云フヤウナ
決定ヲシナイデ、自由ニ選舉スベキモ
ノデアルガ、サウシテソレガ恐ラク一
番合理的デアルト思ヒマスカ、若シサ
ウデナクテ、今マデハヤハリ農村ニハ
封建的ナ要素ガアルカラ、或ル意味デ
ヤハリ地主、富農ノ勢力ニ牽制サレ
テ、サウ云フ形ノ構成ニナルト云フ危
險ガアルト、若シ當局デ御心配ニナツ
タ結果デアルナラバ、其ノ時ニハ裁定
ノ場合ニ斯ウ云フ構成ニシナケレバイ
ケナイト云フヤウナ規定ナラバ吞込メ
マスケレドモ、サウデナシニ、斯ウシ
テワザ／＼兩方ヲ五對五ト云フヤウニ
ヤツタコトハ、此ノ法ノ精神其ノモノ
ヲアナタ方ガ自分デ破ツテオイデニナ
ルコトニナリハセヌカ

○和田國務大臣 ソレハ一寸極端ナコ
トデアリマシテ、是ハヤハリ結局自作
農ト云フモノノドウ考ヘルカト云フコ
トデアラウト私ハ思フノデス、此處デ
ハ、自作農ト云フモノハヤハリ二重ノ
性格ヲ實ハ持ツテ居ルノデアツテ、片
方ハ耕作者、片方ハ所有者、斯ウ云フ
二重ノ性格ヲ持ツテ居ル、併シ農
地委員會ト云フモノヲ構成スル場合ニ於
テハ、今度ノ場合ニ於テハ自作農ノ創
業ト云フコトガ主タル役割ニナル譯デ
アリマスノデ、ソコデ土地所有ノ面ト云
フ譯デアリマシテ、之ヲ今度ハ道ニ、
單ニ耕作スルト云フ方カラ見レバ、耕
作者ハ寧ろ多クテ、純粹ノ地主ト云フ
モノハ非常ニ數ガ少イ、斯ウ云フヤウ
ニ解釋出来ルノデハナイカ、斯ウ思ッ
テ居リマス

○高倉委員 是レ以上質問シテモ同ジ
コトデアリマスカラ質問致シマセヌ

ガ、初メニ大體自作農ハ地主ノ立場ニ
立ツモノト認メテ對等ノ數ニシタト仰
シヤルノハ、後デ御改メニナツタ點ヲ
見マシテモ、ヤハリ此ノ點ハ合理的デ
ハナイト云フコトダケヲ申上ゲテ、私
ハ質問ヲ打切りマス

○中原委員 小サイコトヲ申サウデ
アリマスカ、第十五條ノ三デ「市町村
ノ區域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ム
ル面積ハ農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム」
云々ト云フコトガアリマスカ、斯ウ云
フ實例ガアル譯デアリマス、Aト云フ
村ニ居住シテB村ニ耕作ニ出掛ケテ行
クト云フ、極端ナヤウデスカ、是ガ事
實アツタノデアリマス、サウ云フ場合
ニ其ノ耕作人ハドチラノ村デ選舉權ガ
アルカ、之ニ依リテ居住地ト云フト、
自分ガ耕作シテ居ナイ居住地ト云フト、
地委員會ノ選舉權、被選舉權ガアルノ
ト思ヒマスカ、斯ウ云フ矛盾ガアルノ
デアリマス、ソレヲ承ツテ置キタイト
思ヒマス

ソレカラモウ一ツハ、是ハ私が不幸
ニシテ聽イテ居リマセヌノダト思ヒマ
スカ、御迷惑ダト思ヒマスカ一應御尋
ネ致シマス、「命令ヲ以テ定ムル面積」
ト云フ面積ヲ一應承リタイト思ヒマ
ス、ソレガ第二點デアリマス

ソレカラ第三、是ハ關聯スルノデア
リマスカ、極メテ重要ナコトデアリマ
ス、ソレハ今度ノ地方制度ノ改正ト
關聯ナラヌデ、不幸ニシテ内務大臣ガ
才見エニナラナイノガ遺憾デゴザイマ
スカ、時間モナイコトデアリマスカラ
一應農林大臣ノ御見解ヲ伺ツテ置キマ
シテ、又次ノ機會ガアリマスカレバ、其
ノ機會ニ内務大臣ノ御意見ヲ聽クコト
ニ致シタイト思ヒマス、其ノ地方制度
ノ改正案ニ依リマス、町村制ノ第七

ニナルナラバ、是ハ地主ガ幾人、小作
人ガ幾人、自作農ガ幾人ト云フヤウナ
決定ヲシナイデ、自由ニ選舉スベキモ
ノデアルガ、サウシテソレガ恐ラク一
番合理的デアルト思ヒマスカ、若シサ
ウデナクテ、今マデハヤハリ農村ニハ
封建的ナ要素ガアルカラ、或ル意味デ
ヤハリ地主、富農ノ勢力ニ牽制サレ
テ、サウ云フ形ノ構成ニナルト云フ危
險ガアルト、若シ當局デ御心配ニナツ
タ結果デアルナラバ、其ノ時ニハ裁定
ノ場合ニ斯ウ云フ構成ニシナケレバイ
ケナイト云フヤウナ規定ナラバ吞込メ
マスケレドモ、サウデナシニ、斯ウシ
テワザ／＼兩方ヲ五對五ト云フヤウニ
ヤツタコトハ、此ノ法ノ精神其ノモノ
ヲアナタ方ガ自分デ破ツテオイデニナ
ルコトニナリハセヌカ

○和田國務大臣 ソレハ一寸極端ナコ
トデアリマシテ、是ハヤハリ結局自作
農ト云フモノノドウ考ヘルカト云フコ
トデアラウト私ハ思フノデス、此處デ
ハ、自作農ト云フモノハヤハリ二重ノ
性格ヲ實ハ持ツテ居ルノデアツテ、片
方ハ耕作者、片方ハ所有者、斯ウ云フ
二重ノ性格ヲ持ツテ居ル、併シ農
地委員會ト云フモノヲ構成スル場合ニ於
テハ、今度ノ場合ニ於テハ自作農ノ創
業ト云フコトガ主タル役割ニナル譯デ
アリマスノデ、ソコデ土地所有ノ面ト云
フ譯デアリマシテ、之ヲ今度ハ道ニ、
單ニ耕作スルト云フ方カラ見レバ、耕
作者ハ寧ろ多クテ、純粹ノ地主ト云フ
モノハ非常ニ數ガ少イ、斯ウ云フヤウ
ニ解釋出来ルノデハナイカ、斯ウ思ッ
テ居リマス

○高倉委員 是レ以上質問シテモ同ジ
コトデアリマスカラ質問致シマセヌ

十二條ノ三ニ、町村長ハ町村ノ團體ニ對シテ監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得ト云フヤウナ條項ガアリマス、衆議院ノ修正案ニアツタト思フノデアリマスガ、サウナリマス、市町村長ハ、例ヘバ農地委員會ト云フ一ツノ團體ガ決定ヲシ取扱ヒマシタ事項ニ對シテモ、相當干涉ガ出來ルト云フヤウナコトガ想像出來ルノデアリマスガ、若シサウ云フコトニナルト、一應鬼ノ角民主的ニ出來上ツテ居リマス農地委員會ノ活動ヲ重壓スル、制約付ケル、或ハ阻碍スルト云フヤウナコトニナツテ、農村民主化ニ逆行スル結果ヲ齎スノデハナカラウカ、ト云フコトハ市町村長ハ成程今度公選ニナルノデアリマスカラ、サツキカラノ御議論ノヤウニ、一應肯ケル點モナイデモアリマセヌガ、マダノ「サウ早急ニ市町村長ニ眞ニ民主的ナ性格ヲ持ツタ者ガ必ズシモ選バレルトモ限リマセヌシ、特ニ市町村長ニソコモ限リマセヌシ、特ニ市町村長マツテ行ケルノ自主性ガアルト云フ風ニ、農地委員會ノ人格ヲ認メマスレバ、ソコマデノ干涉ヲ農地委員會ニ關スル限リセヌデモ宜イノデアリナカト云フ風ニ考ヘラレルノデアリマスガ、若シサウ云フ議論ガ成立チマスレバ、此ノ地方制度改正案ニ對スル一ツノ對策ガ本法案ニ於テハ必要ナノデアリナカト云フヤウナ考ヘガ生レテ參ルノデアリマス、ソレニ付テ農林大臣ノ御所見ヲ承ツテ置キタイ

○和田國務大臣 最後ノ點カラ御答ヘ致シマスガ、其ノ點ハ體カ衆議院デ修正ニナツタ點ダト思ヒマス、原案ニハナカツタト記憶シテ居リマス、ソレハ市町村長ガ農地委員會等ニ付テ監督權ヲ持ツテ、指揮監督シ命令ガ出セント云フコトニ付キマシテハ、ドウモソレヲ無暗ニヤラレテハ困ルノデアリマシテ、其ノ運用ニ付キマシテハ十分内務省ト打合せマシテ、實ハ私先般モ内務大臣ニ申入レマシテ、農地委員會等ニ付テハサウ云フコトハヤラナイヤウニヤツテ置キタイ、斯ウ云フコトヲ申入レマシテ置キタイ譯デアリマス、ソレハ十分考ヘル、殊ニアレニハ不當ナコトヲヤレバ、上級官廳ガ取消力何カ出來ルト云フコトノ但書ガ付イテ居ツタヤウニモ記憶シテ居ルノデアリマシテ、經濟關係ノ民主的ノ團體ニ付テ市町村長ノ監督權ガサウ云フヤウニ運用サレマスコトハ出來ルダケ避ケテ、何處マデモ民主的ニヤツテ行クト云フコトガ建前デアリマスノデ、結局「團體等」ノ「等」ノ中ニ、文字通りニ解釋スレバ色々ノモノガ入ル譯デアリマスガ、是ハ運用上十分氣ヲ付ケルコトニ致シタイ、斯ウ思ツテ居リマス、其ノ點ニ付テハ尙ホ能ク内務省ト十分連絡ヲ執リタイ、斯様ニ思ヒマス

○松浦(黨)委員 先程濟ミマシタ所デ「其ノ他ノ團體」ト云フ中ニ、今後農村ニ考ヘラレマスノハ、農業ノ協同組合或ハ農民組合ト云フ風ナモノガ相當民主的ニ、而モ自主的ニ出來上ツテ來ルト思ヒマスガ、ソレ等ノ活動モ、勿論言フマデモナク、是ハ日本民主化ノ爲ニ重要ナ團體ノコトデアリマスノデ、市町村長ノ命令云々ニ付テハ、先「其ノ他ノ團體」ト云フ御言葉ノ中ニ是等モ包含サレテ、共ニ市町村長ノ干涉ノ範圍内ニ之ヲ置カナイト云フヤウニ御考慮ケルノデアリマセウカ、ソレヲ御伺ヒシマス

○和田國務大臣 サウ云フ風ニシタイト思ヒマス

○松浦(黨)委員 先程濟ミマシタ所デ「其ノ他ノ團體」ト云フ中ニ、今後農村ニ考ヘラレマスノハ、農業ノ協同組合或ハ農民組合ト云フ風ナモノガ相當民主的ニ、而モ自主的ニ出來上ツテ來ルト思ヒマスガ、ソレ等ノ活動モ、勿論言フマデモナク、是ハ日本民主化ノ爲ニ重要ナ團體ノコトデアリマスノデ、市町村長ノ命令云々ニ付テハ、先「其ノ他ノ團體」ト云フ御言葉ノ中ニ是等モ包含サレテ、共ニ市町村長ノ干涉ノ範圍内ニ之ヲ置カナイト云フヤウニ御考慮ケルノデアリマセウカ、ソレヲ御伺ヒシマス

○山添政府委員 是ハ法文ノ形ノ上ニ於キマシテハ、地方長官ガ任命ヲシテ、サウシテ委員ノ同意ヲ得ルト云フヤウナ形ニナツテ居リマスケレドモ、實際ノ運用ト致シマシテハ、下ノ選任サレタ農地委員ノ方デ相談ノ結果、滿場一致デ斯ウ云フ人ヲ委員ニ加ヘタイト云フ場合ニ、地方長官ニ要請ヲスル、ソコデ地方長官ガ任命ヲスル、斯ウ云フコトヲ考ヘテ居ル譯デス

○松浦(黨)委員 是ハサウノデス、通常置クコトヲ建前ニ考ヘタモノデセウカ、或ハ成ベク置カナイケレドモ、萬已ムヲ得ナイ時ハ置ク、斯ウ云フヤウナ意味ヲ持タセルノデスカ、ドウデセウカ

○山添政府委員 是ハ其ノ委員ノ顔觸レ、又土地ノ事情等モアリマシテ、簡單ニ一般のナ形デ言ヒ表ハスコトハ一寸出來ナイノデアリマスケレドモ、其ノ委員ノ合議ニ依リマシテ、是レノノ人ヲ加ヘレバ、アノ人ハ土地ニ關スル事務ハ專門家デモアルシ、仕事ガ旨ク運ブト云フヤウナコト、或ハ又アノ人ヲ入レテ置ケバ色々ノ議事進行モ旨ク行クドラウト云フ風ニ、適當ナ人ガアリ、且ツ皆ガ置イタ方ガ宜イト云フ場合ニ、第三者ヲ以テ委員ニ置ク、斯ウ云フ意味デアリマス

○松浦(黨)委員 尙ホモウ一ツ、例ヘバ此ノ場合ニ於キマシテ、地方長官ガ、其ノ縣トシテハ全般トシテ置クノダト云フヤウナ方針ノ下ニ進ムノデセウカ、一縣ノ中デモ、此ノ村或ハ此ノ地方デハ置クノダト云フヤウナ區別ヲスルヤウナ場合ヲ御考ヘデセウカ

○山添政府委員 是ハ最初ニ申シマシタヤウニ、形ノ上ハ上カラノ選任デアリマスケレドモ、内容ニ於キマシテハ下カラ持ツテ來ル、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデス

○葉梨委員長 ソレデハ第十五條ノ九ニ進ミマス、第十五條ノ九ノ朗讀ヲ願ヒマス

○大和田說明員 (朗讀)

第十五條ノ九 委員ノ任期ハ二年トス

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ得テ當該區分ニ屬スル者ニ就キ同項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル委員ノ全員ノ改選ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

地方長官ハ特別ノ事由アルトキハ第十五條ノ二第八項ノ規定ニ依リ選任シタル委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第九項本文ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

補選委員ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

委員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任ノ委員就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

○葉梨委員長 御質疑ハゴザイマセヌカ

○(ナシト呼ブ者アリ)

○葉梨委員長 ソレデハ第十五條ノ十

○大和田說明員 (朗讀)

第十五條ノ十一 市町村農地委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クトヲ得ズ

議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

市町村農地委員會ノ會議ハ公開ス

會長ハ議事録ヲ作成シ之ヲ縱覽ニ供スベシ

○葉梨委員長 御質問ハアリマセヌカ

○(質問「ナシト呼ブ者アリ」)

○葉梨委員長 御異議ナギモノト認メマス——第十五條ノ十三

○大和田說明員 (朗讀)

第十五條ノ十三 都道府縣ニ都道府縣農地委員會ヲ置ク

都道府縣農地委員會ハ主務大臣及地方長官ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ處理ス

一 本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ

勅令ヲ以テ定ムル事項

○藥製委員長 御質疑モゴザイマセヌ
カ
〔ナシ〕ト呼ブ者アリ

○大和田説明員 (朗讀)
第十五條ノ十四 都道府縣農地委員

會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充

一 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依

リ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ

就キ選舉セラレタル委員ニ於テ互

選シ其ノ選ニ當リタル者 十人

二 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ

依リ同項第二號ノ區分ニ屬スル

者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ

於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者

六人

三 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ

依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル

者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ

於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者

四人

四 學識經驗アル者ノ中ヨリ主務

大臣ノ選任シタル者 五人乃至

ヲサシマシテ、農林大臣ニ於テ適當ト
認メル人ヲ選任致シマス、是全國ニ
互リマシテ廣イ範圍デアリマシテ、到
底主務大臣ニハ獨自ノ見解デアル譯ニ
行カズ、又ヤルコトモ適當デゴザイマ
セヌ、ヤハリ地方長官ノ推薦致シマス
タ者ノ中カラ選ブ方針デアリマス
○北(政)委員 サウシマス、町村ノ
ハ委員會ノ推薦ニ俟ツマス、是ダケハ地
方長官ノ獨裁デ決マル譯デスカ
○山添政府委員 是ハ獨裁ト言ヘバ非
常ニ言葉ガ惡クナリマスガ、何ト致シ
マシテモ所謂學識經驗者ト云フコトデ
アリマシテ、特ニ今回ハ開拓ノ仕事等
モゴザイマスノデ、相當其ノ方面カラ
モ任命シマスレバナラヌト思ツテ居リ
マスガ、サウ云フ風ニナリマスレバ、
自然是ハ學識經驗者ヲ選ブノデアリマ
スルカラ、其ノ間ニ不都合ハ起ランナ
イト考ヘテ居リマス
○北(政)委員 此ノ學識經驗者ト云フ
コトデスカ、經驗者ト云フト、何カ大
財閥ノ何カデナケレバ經濟問題ノ經驗
者デナイヤ、云フコトデスカ、實ハ其
ノ仕事ヲシテ居ルノハ御殿様デナクテ
支配人デアル、斯ウ云フ譯デスカ、又學
者ト言フト、研究室デ微ノ生エダーツ
モ餘所ノ分ヲナイ人ニ大體ナツテ居リ
マス、斯様ナ意味合ニ於テ、寧ろ民主
的ニ皆ニ選バシタル方ガ宜イデハナイ
カ、下ノ方ハ民主的ニヤルガ、此處ヘ
來テハ學識經驗者カラ地方長官ガ推薦
スル、理論ガドウモ筋ガ通ツテ居ナイ
ヤウニ思フノデスカ……
○山添政府委員 只今ノハ御意見トシ
テ承ツテ置キマス
○松本(公)委員 是ハヤハリ町村ニ於
テ其ノ他ノ人ヲ選任致シマス同様に、
都道府縣ニ於キマスル委員モ、少クト

モ前項ノ規定ニ依ツテ選任セラレマシ
タ委員ノ同意ヲ要スルト云フコトニナ
ラナケレバ民主的ニハ行カナイト思ハ
レマス、少クトモ左様ナ方法ニ出ラレ
タイト思フノデスカ、如何デスカ
○山添政府委員 此ノ邊ニナリマス
ト、ツレ、意見ニナル譯デアリマス
ルガ、町村ノ場合ニ於キマシテハ、選
任ノ方法ガ民主的ニデナケレバナラヌ、
是ハ當然デアリマスルト同時に、又專
ラ其ノ委員ガ討議ヲシ、決定シテ行ク
ト云フ形デ町村ノ仕事ヲ處理スル譯
デスカ、所ガ都道府縣ノ農地委員會ノ仕
事ニナリマス、市町村農地委員會ノ立
テヲヨリモ、市町村農地委員會ノ立
テマシテ計畫ヲ判斷スル、即チ承認ヲ與
ヘル、或ハ異議アリマシタル場合ニ裁
定ヲ加ヘルト云フコトガ主デアリマス
シ、ソコニ至リマスルト、所謂民主的
方法ト云フコトモ勿論大事デアリマス
ルガ、同時ニ學識經驗ト云フヤウナ事
柄モ亦其ノ性質上當然重視シナケレバ
ナラヌコトデアリマス、而シテ選任ノ
範圍ニ於キマシテモ、大體縣ノ段階ニ
ナリマス、自ラソコニハ顔觸レト
云フコトモ選擇シ易イノデアリマス、
地方長官ガ推薦シタル中カラ農林大臣ガ
任命ヲスルト言ヒマシテモ、是ガ或ル
一方ニ偏スルト云、或ハ妙ナ人ヲ選任
スルトカ云フヤウナ事柄ハ先ヅ心配ナ
イ、サウ云フヤウナ意味合ニ於キマス
テ、形ノ上デハ重モ角、實際問題トシ
テハ是デ足リルノデハナイカト私共ハ
考ヘテ居リマス
○松本(公)委員 是ハ議論ニ互ルト思
ヒマスカラ餘リ多クハ申上ゲナイガ、
サウ云フ論法ヲ以テスレバ、町村ニ於
ケル場合モ同様ノコトガ言ヒ得ルガ、
サウデハナシニ、ヤハリ民主化ト云フ

モノハ、徹頭徹尾一貫シテ行クノデナ
カツタナラバ、眞ノ民主化デハナイ、
又地方長官ガ獨善的ナサウ云フコトハ
ヤライニシテモ、斯ウ云フ形ヲ取り
マスコトハ、如何ニモサウ云フヤウナコ
トヲヤリハシナイカト云フヤウナ不安
ヲ持ツコト、乃至ハ又此ノ都道府縣ニ
於ケル委員會ノ圓滿ニ選舉致シテ參
マスルニハ、全部ノ委員ガヤハリ信賴
ノ出來ル人、サウシテ其ノ人達ガ同意
ノ出來ル人達ガ構成スルコトガ、希望
マシイコトデアアル、而モ今御話ノアツ
タヤウニ、サウ云フ立派ナ人ヲ地方長
官ガ推薦シヨウト云フ場合ニ、委員ノ
同意ヲ求メタルソレデ地方長官ノ立場
ト云フヤウナモノガ失ハレルト云フコ
トハアリ得ナイ、私ハ圓滿ニ委員會ヲ
遂行シテ參リマスルニハ、委員全體ノ
氣持ガビツタリ合フト云フコトガ一番
大事ダ、斯ウ云フ見解カラ申シテ居ル
ノデスカ、アトハ議論ニナリマスカラ、
是非サウ云フ風ニ運用セラレンコトヲ
希望トシテ申上ゲテ置キマス
○藥製委員長 ソレハオモヒニ委員ノ
協議ヲスル時ニ、御意見トシテ又協議
ヲシマスレバ……
○松浦(黨)委員 今ノ件デ、之ニハ居
住ノ指定ガナイヤウデスカ、例ヘバ東
京在住ノ、其ノ地選出ノ代議士ト云フ
ヤウナモノガ之ニ選バレ得ルモノデセ
ウカ、ドウデセウカ
○山添政府委員 是ハ別ニ住所制限ハ
ゴザイマセヌケレドモ、概ネ地元ノ人
ヲ選ブノガ當然ノコトドラウト思ヒマ
ス
○松浦(黨)委員 ダカラ、今言ツタヤ
ウニ、東京在住ノ、其ノ地方選出ノ代
議士ト云フヤウナモノハ……
○山添政府委員 ソレハ入り得ル譯デ

ス
○吉澤委員 此ノ市町村農地委員ノ選
定スベキ方法デアリマスガ、是ハ一體
郵便投票ニデモ依ラシメル御方針ナ
デスカ、投票所デモ設ケテ、ヤハリ一
箇所デ投票セシメルト云フ方法ナノデ
アリマスガ、此ノ選舉ノ方法ハ將來豫
想サレル問題トシテヤハリ相當主要ナ
問題デアルト思ヒマスカラ、參考トシ
テ承ツテ置キタイト思ヒマス
○山添政府委員 是ハドウシテモヤハ
リ立候補制度ヲ採リマシテ、町村役場
等デ投票箱ヲ設ケテ選舉シテ貰ヒ、其
ノ結果ト云ヒマスガ、ソレヲ一定ノ場
所ニ送ル、斯ウ云フヤウナ方法ヲ執ル
ヤウナ積リデ、實ハ研究ヲ致シテ居リ
マス
○藥製委員長 ソレデハ第十五條ノ十
五ニ移リマス
○大和田説明員 (朗讀)
第十五條ノ十五 第十五條ノ二第十
項、第十五條ノ六乃至第十五條ノ
八、第十五條ノ九第一項乃至第三
項、第十五條ノ六項及第十五條ノ十
乃至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第
十五條ノ九第二項中市町村長トア
ルハ地方長官、同條第三項中地方
長官トアルハ主務大臣、第十五條
ノ二第八項トアルハ第十五條ノ十
四第三項第四號トス
○藥製委員長 第十五條ノ十六
○大和田説明員 (朗讀)
第十五條ノ十六 市町村農地委員會
及都道府縣農地委員會ハ第十五條
又ハ第十五條ノ十三ニ規定スル事
項ヲ處理スル爲必要アルトキハ農
地ノ所有者又ハ耕作者其ノ他關係
者ニ對シ其ノ出頭ヲ求メ若ハ必要

ナル報告ヲ徴シ又ハ委員會ノ事務ニ從事スル者ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ就キ所要ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

○北(政)委員 一寸デスガ、今ノ町村ノ委員會ガ出來マシテ、ソウシテ會長マデ決マツテ、ソレカラ後デナイト事務ノ委員ハ出來ナイノデセウカ

○山添政府委員 事務ノ人ハ委員會デ任命スル譯デアリマス、ソレマデニ其ノ豫定ヲ以テ人ヲ町村ニ採用シテ置クト云フコトハ當然アル譯デアリマス、尤モ又現ニ豫算面カラ申シマシテモ、一名ハ本年カラ書記ガ居ルコトニナツテ居リマス

○藥製委員長 次ニ第十六條

○大和田説明員 (朗讀)
第十六條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ、地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

一 第三條ノ規定ニ依ル土地ノ取得又ハ第七條ノ自作農創設維持事業ノ爲ニスル土地ノ取得

二 第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地ノ取得

三 第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者ガ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地ノ取得

○北(政)委員 是ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズデスガ、登記料ハドウナリマスカ、何處カ別ニアリマスカ

○山添政府委員 登記ノコトハ登録稅法デ免除スルト云フノデ、後ノ方ニ書イテアリマス

○北(政)委員 地方稅ダケデ、町村稅ハ關係アリマセウカ

○山添政府委員 是ハ府縣稅ヲ所得稅

ヲ課ケテ、ソレニ對シテ又市町村デモ課ケルト云フコトデアリマスレバ、ソレハ兩方ヲ含メタ意味デアリマス

○北(政)委員 是デハ地方稅トハツキリシテ居リマスネ

○藥製委員長 第十七條ノ二

○大和田説明員 (朗讀)
第十七條ノ二 第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ付被選舉權者ノ數同條第六項ニ規定スル定數ニ滿タザル市町村ニ設置セラルベキ市町村農地委員會ニ關シテハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ヲ設ケルコトヲ得

特別ノ事情アル市町村ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會ヲ置カザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ハ當該市町村ノ隣接市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニシテ地方長官ノ指定スルモノノ之ヲ處理ス

地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ區域ヲ二以上ノ地區ニ分チ市町村農地委員會ニ代ヘ各地區ニ地區農地委員會ヲ置クコトヲ得

○北(政)委員 此ノ特別ノ事情ダ其ノ市町村ニ出來ニクイト云フヤウナコトガアルカドウカ、サウスルト他村ノ人ニ、オ隣リノ村ダカラト云ツテ、ソレハ全然分ル管ガナイ、而モ其ノ人ガ計畫シテ出スト云フコトモ出來得ナイカラ、ソレハドウシテモ各市町村ニ排ヘサセナケレバナラヌノデハナイデセウ

○山添政府委員 是ハ凡ユル市町村ニ市町村農地委員會ヲ置クト云フ主義デ出來テ居ルノデスケレドモ、場合ニ依ツテハ地主ガナイ——ナイト云フトヲカシイノデアリマスガ、非常ニ數ガ少イ、例ヘバ一人キリ居ラヌト云フヤウナ場合モアリマスシ、色々アルノデ、特別ヲ置クコトニ致シテ居ルノデアリマス

○北(政)委員 若シサウ云フ場合ニハ地主ガ代理者ヲ出シタラドウデセウ、其ノ村デハドウモソコニ農地委員會ガ成立タヌト云フノハ變ニナルノデ、小作人ハ居ルガ、地主ハ他村ニ居ツテ居ラヌトカ、東京ノ人ダト云フヤウナ場合ハ成立タヌ、サウ云フ場合ハ土地ヲ管理シテ居ル者トカ何トカ、關係ノアル者デモヤツテ排ヘル必要ガアルノデハアリマセウカ

○藥製委員長 不在地主ハ選舉權ハナイノダカラ、其ノ場合ハ不在地主ハ入ラナイデセウ

○北(政)委員 不在地主ハ勿論居ラヌカラ分ルガ、ソレガ居ナイカラト云ツテ、小作ハ居ルガ、地主ハ不在地主デ居ラヌノダ、ダカラシテ其處ニ農地委員會ハ出來ナイ、所デオ隣リノ村ノ人ニヤラセルト云ツテモ、オ隣リノ村ノ人ニ二分ル管ハナイ、ダカラサウ云フ場合ハ代理デモ宜イカラ置カナイカト云フコトデス

○和田國務大臣 其ノ場合ハ農地委員會ハ置クノデアリマスガ、例ヘバ農地ハ殆ドナイト云フ區ガアリマスネ、サウ云フ所ハ置クノハ無意味ダカラ置カナイト云フ意味デアリマス

○藥製委員長 第十七條ノ三

○大和田説明員 (朗讀)
第十七條ノ三 本法中町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノノ存スル地ニ在リテハ町村組合又ハ組合管理者ニ、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズルモノニ、市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、橫濱市、名古屋市及神戸市ニ在リテハ地方長官ノ指定スル區又ハ區長ニ之ヲ適用ス

○藥製委員長 第十七條ノ四

○大和田説明員 (朗讀)
第十七條ノ四 第四條、第六條ノ二第一項、第六條ノ四第二項、第九條ノ二第一項若ハ第九條ノ三(第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九條ノ九ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

○藥製委員長 第十七條ノ五

○大和田説明員 (朗讀)
第十七條ノ五 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シタル者

二 第九條第三項ノ規定ニ違反シタル者

三 第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

○藥製委員長 第十七條ノ六

○大和田説明員 (朗讀)
第十七條ノ六 法人ノ代表者又ハ法

人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十七條ノ四又ハ前條第一號第二號若ハ第三號前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

○藥製委員長 御質疑ガザイマセウケレバ、附則ニ移リマス

○大和田説明員 (朗讀)

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四條の改正規定は、この法律施行前從前の第六條第三號の規定により從前の第五條の規定による認可を受けなないでした農地に關する契約で當該契約に關する權利の設定又は移轉に關する登記及び當該農地の引渡のいづれもが完了してゐないものについてこれを適用する。

この法律施行後勅令で定める時期までは、第九條第三項の規定中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「地方長官の許可」と、同條第四項の改正規定中「承認」とあるのは、「許可」と讀み替へるものとする。

登錄稅法の一部を次のやうに改正する

第十九條第八號の二中「第四條、第六條」を「第七條」に改め、同條第九號中「第六條」を「第七條」に改め、

「若ハ第四條及び「第四條」を削り、同條第九號ノ二中「第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條」を「第七條」に、同條第九號の二及び第十二號中「第四條、第六條」を「第七條」に改める。

〔質問ナシト呼ブ者アリ〕

○葉梨委員長 各位ノ御努力ニ依リマシテ農地調整法の一部を改正する法律案ノ各條審議モ是ニテ終了致シマシタ次第デアリマス、明日ハ午前十時ヨリ開會スルコトト致シマシテ、是ニテ散會致シマス

午後八時五十分散會

昭和二十一年十一月十三日印刷

昭和二十一年十一月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局